

ホテは。ツチコエテなり。一本にしかあり。通説の説あ。○藉此成驕。本に藉を籍に誤る。今正せり。さて此句の上に。蒼生などの二字を脱ししなるへし。文義を按るに。○能官の訓。官召の義なり。後に京官の除目をしかいへれど。此はさる差別のあるにあらず。たゞ官を授くるまでなり。

秋九月。任那使人奏云。毛野臣遂於久斯牟羅。起造舍宅。淹留二歲。

一本云。三歲者。違去來歲數也。懶聽政焉。爰以日本人。與任那人。頻以兒息。評訟難決。

元無能判。毛野臣樂置誓湯曰。實者不爛。虛者必爛。是以投湯

爛死者衆。又殺吉備韓子那多利斯布利。凡日本人。娶蕃女。恆惱人民。終無

和解。於是天皇聞其行狀。遣人徵入。而不肯來。顧以河内母樹馬飼

首御狩。奉詣於京。而奏曰。臣未成勅旨。還入京鄉。勞往虛歸。慚惡安

措。伏願陛下待成國命。入朝謝罪。奉使之後。更自謨曰。其調吉

士亦是皇華之使。若先吾取歸。依實奏聞。吾之罪過必應重矣。乃遣

調吉士。率衆守伊斯枳牟羅城。於是阿利斯等。知其細碎。爲事不務

所期。頻勸歸朝。尙不聽還。由是悉知行迹。心生讎背。乃遣久禮斯

己母。使于新羅。請兵。奴須久利。使于百濟。請兵。毛野臣聞百濟兵來。

迎討。背評。熊備己富里。傷死者半。百濟則捉奴須久利。桎械枷鎖。而共

新羅圍城。責駟阿利斯等曰。可出毛野臣。毛野臣嬰城自固。勢不可

擒。於是二國圖度便地。淹留弦晦。築城而還。號曰久禮牟羅城。還時

觸路拔。騰利枳牟羅。布那牟羅。牟雌枳牟羅。阿夫羅。久知波多枳五城。

任那使人。本に人字なし。今北野本に據て補ふ。○久斯牟羅は。上に任那久斯牟羅とあり。○淹留二歲は。

二十三年二十四年なり。○注に三歲者。違去來歲數也の違を。本に速に作る。秘閣本考本に依る。此注

は後人の加筆なり。○懶聽政。本に政を改に誤れり。今秘閣本考本に據る。懶の訓ヨソホシスは。他所

にする義なるへし。字鏡集に徐ヨソヨソ。性ヨソノフなどあり。ホシは詳ならず。其形を云語か。○兒

息評訟とは。日本人の種族と。任那人の種族との評訟なり。○誓湯は。所謂盟神探湯なり。これ決め難

きいごのある時。神に誓ひて爲すわさなれど。此を濫に用る事のあしきなり。○無能判は。判決する才

注に凡日本の凡。本に大に作る。考本に凡とあるに據る。遣人。本遣を違に作る。今考本集解に據る。顧以。本顧を領に作る。今北野本中臣本集解に據る。河内母樹馬飼首御狩。毛野臣の儻人なり。上に出。河内母樹の事。神武紀に云り。京郷。秘閣本伴校本に京を帝とあり。其方宜し。勞往虛歸は。赴任の時盛に人に勞られて往しに。何の功もなく虚く歸るとの意なり。慚惡。北野本中臣本慚を慚に作る。水戸本云。惡疑當作慚とあり。訓オモナイコトは無面目なり。調吉士。調は氏。吉士は姓なり。欽明紀に調吉士伊企儻と云人あり。こゝは名を缺たるなり。さて調氏は。姓氏錄左京百濟に。調連。水海連同祖。百濟國努理使主之後也。譽田天皇御世歸化。孫阿久太。男彌和。次賀夜。次麻利彌和。憶計天皇御世。蠶織獻純絹之様。仍賜調首姓。河内百濟に。水海連。百濟國人努理使主之後也。調曰佐同上とあり。調吉士も此同族なり。持統紀に調忌寸老人と云も見えたり。さて此人は。上に遣人徵入とある即是なり。取歸。考本に取字なし。伊斯枳牟羅。詳ならず。所期は。和解の事を期りを云。背評。詳ならず。熊川の地なるへし。亦名熊備己富里とあるもよしあり。通證に。今氏姓有背評。訓同と云り。評は郡なり。皇國にても此字を郡に用し事。續紀一文武天皇四年六月。薩摩衣評督。衣君。助督衣君。互自美とあり。考證云。案韓方言。謂郡爲評。梁書新羅傳。俗其邑在內曰啄評。繼體紀背評。又天平寶字八年七月紀。有氷高評。蓋此間因用之。評督亦見神護景雲元年三月紀。及下野國那須國造碑。皇太神宮儀式帳。又案。儀式帳云。難波朝廷天下立評時云々。この立評と云ふ事は孝德紀に云へし。注熊備己富里。

訓知かたし。秘閣本北野本考本及釋紀に。熊を能に作る。里下秘閣本北野本中臣本也字あり。捉。北野本に投に作るは誤なり。續紀二十一天平寶字元年六月詔に。高御座次乎。加蘇昆奪將盜止爲而どあり。解云。加蘇昆は掠と同言なり。繼體紀に捉とあるも同言と聞ゆ。但しかれば人を捕をいへるなれど。とる意は一なり。又持統紀に偽兵とあるは。いかなる言か。また考へすどあり。但しかスキの假名誤なるへし。柵械枷鎖。倭名抄柵和名天加之。械阿之加之。唐令云。盤枷。久比加之。私記云。鎖賀奈都賀利とあり。責駟。秘閣本京極本中臣本北野本に駟を屬に作り。百濟の。任那の使を捉へ。又其王を罵りしは。突然毛野臣の軍に要撃せられたるを以。任那王毛野臣に通して。己を欺きたりとの疑に出たるものなるへし。便地。本便を便に作る。今秘閣本考本集解に據る。淹留弦晦。通證に言レ月也とあり。弦は半月にて。四日五日の月を云。晦は月隱なれば。一月に盈ぬとは讀り。久禮牟羅。不詳。觸路。沿道なり。訓未詳。騰利枳牟羅以下五城の地。詳ならず。いつれも任那の地なるへし。冬十月。調吉士至。自任那。奏言。毛野臣爲人傲。不閑治體。竟無和解。擾亂加羅。又倜儻任意。而忍不防患。故遣目頰子徵召。是歲毛野臣被召。到于對馬。逢疾而死。送葬。尋河而入近江。其妻歌曰。比羅哥駄喻。輔曳輔枳能朋樓。阿符美能野。愷那能倭俱吾伊。輔曳府枳能

朋樓。目頼子初到任那時。在彼郷家等贈歌曰。柯羅屢爾鳴。以柯爾輔居等所。梅豆羅古枳駄樓。武智左屢樓。以祇能和駄利鳴。梅豆羅古枳駄樓。

倣假。訓神武紀に出。假字典胡登切。後漢書董卓自假用。字書に假同。很戻也。不聽從也。とあり。されど很は胡戀切なれば字異なり。○偶儻。訓釋に多加保爾とある詳ならず。高ふる義にはあるへし。假名本にはかたほにとよめり。さらば物語文などにある詞なり。真帆に對したる語にて。片帆の義なり。河海抄にも。此文をかた保の注に引たれば。舊訓なるへし。偶儻は大志の事なれども。ことにてはよからぬ方に高ふりて。氣かさの事に云るなり。○忍不防患。本に忍を思に作る。今は考本小寺本に據る。殘忍なる義なり。○目頼子。名義未詳。愛ら子の義か。次に守部説あり。○尋河。釋紀に尋河。私記曰。師說鬼道河也とあり。されどこれは淀河の岸にて。河内の枚方あたりの事にて。いまた宇治まで至れるにはあらし。宇治川より近江に浜りては。至るへからねはなり。地勢を以て知るへし。なほ次に云。○其妻歌曰。守部云。此歌はいまた近江に入さるほどに詠るなり。其は旅にて死したる故に。本郷に入を送葬とは云るにて。山城國淀川を浜りゆくほど。其妻近江より迎に出たるに。河内國枚方あたりにて。例の喪葬の樂の音を聞て。悲しみてよめる歌なりと云り。○比羅智駄喩。從枚方なり。枚方は淀川の沿岸にある小邑なり。河内志。茨田郡村里枚方。關梁枚方驛。枚方橋。古蹟枚方故城。な

とあり。○輔曳輔枳能朋樓。笛吹上なり。舟中の音樂なり。守部云。この句いご感あり。近江妻は。たと病の事のみを聞て。速行て逢見むと。急き此處まで迎に出たるに。喪船の樂を聞て。いたく驚きたるなり。こゝはいまた旅路にて。送葬にはあらされど。うせし人のために。樂しつゝ淀川を浜れるにそありける。かゝるあはれを思ひやれる釋等。と云れたる。さることなり。○阿符美能野。近江之哉なり。野は助辭にて。與といふに同じ。之哉と云へる例は。萬葉。石見乃也。高角山之。淡海之哉。八橋之小竹平。古今集にもあり。○愷那能倭俱吾伊。毛野之若子いなり。さて若子は通稱。妻より夫を指て云る。上に影媛か志毘能和俱其とよみしか如し。伊は強めて云助辭におけり。續紀十神龜六年八月詔に。京職大夫從三位藤原朝臣麻呂等伊云々とある處の解云。伊は多く人名の下に附ていふ助辭なり。繼體紀歌に。愷那能倭俱吾伊。十二詔に百濟王敬福伊。十九詔に奈良麻呂古麻呂等伊など。なほ諸の詔に殊に多し。萬葉四に木乃關守伊。九に菟原壯士伊。十二に家有妹伊など見え。又用言の下にも。十三詔に治賜伊自。また祖乃心成伊自。四十五詔に此乎持伊自。稱乎致之。捨伊自誘乎招都。萬葉三に玉緒乃不絶射妹跡。七に花待伊間爾。十九に不亂伊間爾などあり。そもく此助辭を置たる所は。賀といひても。波といひても。曾といひてもよろしからざる處にて。まつ余といふに近けれとも。余にてもなほ穩ならず。必伊といふへき所のあるなり。其味は例をも考へわたして知るへしと云れたり。○輔曳府枳能朋樓。二句を再び返せるは。是悲しきことの限りなる故なり。毛野之若子か笛吹と云にはあらず。

四句にて切て。歎きを含めてきくへし。さて一首の意は守部云。わか夫の君か歸るとききて。うれしさに待かねて。難波まで迎に出たるに。思ひよらす。はや枚方に。喪船の笛吹のほること悲しけれ。毛野若子伊。あなこひしやと。いふかひもなく笛吹のほるよこなりと云へり。○在彼郷家等贈歌曰。本に郷を卿に誤る。釋紀に依る。贈を本に賜に作る。今北野本中臣本考本。及釋紀等に據る。在彼郷家とは。毛野臣に従ひて任那に行し。此間の軍卒等なり。贈とは壹岐渡へ贈り來りしなり。○柯羅屢備鳴。韓國をなり。守部云。韓國をはの意なり。○以柯爾輔居等所。如何言事そなり。輔は以輔を略り。等云を等布と云か如し。此句の意は。萬十五新羅御使人に。牟可之欲里。伊比那流許等乃。加良久爾能。可良久毛己許爾。和可禮須留可聞。とよめる如く。伽羅國をはいかに云事そ。辛き國と云にはあらざるか。其をいかに思ひてかの意なり。○梅豆羅古枳駄樓。目頼子來なり。守部云。此名紀に未詳と記せるをおもへは。此時希見しき意に取てよめるを。語傳へて本名は失たるにやと云り。通證云。此以目頼子。寄希見之來也と云り。久老も。から國といへば。其海つ路も辛かるへきに。めつらしき人も來れりと。名をいひよせたるなりと云り。○武智左屢樓。守部云。向所離なり。向ひに遙に遠く放れるを云と云り。○以祇能和駄利鳴。壹岐渡をなり。守部云。壹岐は任那に向ひ離れるなるへし。渡りは其國へ渡る場を云。萬葉に對馬渡とよめるか如し。此國に風待などとしてありし間。任那より便のついでに。いひ贈れるなるへし。○梅豆羅古枳駄樓。一首の意は。から國をいかに云ことそ。其名に負て辛き國といふにはあらざるか。それをいかに思ひてか。めつらしく目頼子來ぬるはと云意なり。解には。このわたりをややく燃來りしは。から國の名には昔けりと云意なりと云り。

二十五年春二月。天皇病甚。丁未。天皇崩于磐余玉穗宮。時年八十。

二。冬十二月丙申朔庚子。葬于藍野陵。或本云。天皇二十八年歲次甲寅崩。而此云二十五年歲次辛亥崩者。取百濟本記爲文。其文云。大歲辛亥二月師進至于安羅營。乞毛城。是月高麗弑其王安。又聞。日本天皇及太子皇子俱崩薨。由此而言。辛亥之歲。當二十五年。矣。後勘按者知レ之也。

二月。こゝに辛丑朔是月の五字あるへし。安閑紀にあり。○丁未。七日なり。○玉穗宮。本に玉を土に誤る。今正せり。○崩。記には丁未年四月九日崩とあり。丁未年は二十一年なれば。四年差へり。又月も日も差へり。○年八十二。記には肆拾參歳とあり。按に武烈天皇八年に。天皇御年五十七歳に坐せは。今年八十二歳なり。按に天皇の御壽を。記には四十三歳とせるによれば。安閑天皇の御壽。本紀に七十なる時は。其降誕は父帝の降誕に先たつこと二十三年宣化帝の降誕にも合はすとなる。本文に従ひて。御壽を八十二とすれば。安閑天皇は天皇の十七歳の時の御子にしてよく叶へり。○庚子。五日なり。○藍野陵。諸陵式云。三島藍野陵。磐余玉穗宮御宇繼體天皇。在三攝津國島上郡。兆域東西三町。南北二町。守戸五烟。記には三島之藍とあり。和名抄攝津國島下郡安威井郷。神名帳に同郡阿爲神社。雄略紀に三島郡藍原などある地なり。今も同郡に安威村ありて。安威山安威川などもあり。記傳云。式なる島上は。島下を寫誤れるか。但安威は。上下兩郡の堺

に甚近ければ。此御陵の地は。古は上郡なりしにや。今は下郡なりと云り。前皇廟陵記に。今在島上郡島下郡界大田村。俗云池上亦茶白山と云。攝津志にも。在島下郡大田村。土人曰池上陵と云り。記傳云。大田村は安威村と隣ナリ。或説に島下郡十日市村の西方に。藤原と云あり。灰塚とも云。これ藍野陵なりと云るは誤なるへし。十日市村は。大田村より西なり。又山城名跡志に。葛喜郡内里村の山に王塚と云あり。相傳へて繼體天皇の陵と云は不審。此帝の陵は。攝津國にあるなりと云り。さて天皇崩御の後。越前國足羽郡に祀られ玉ふこと。皇胤紹運録に。越前國足羽明神是也とあり。足羽神社是なり。さて又皇后の御陵は。諸陵式衾田墓。手白香皇女。大和國山邊郡朝和村大字中山に在り○注或本云。天皇二十八年歲次甲寅崩云々。大日本史云。本書注一本曰云々。古事記云。丁未歲四月九日崩。年四十二歲。與本書不合。其餘諸書皆以爲二十五年辛亥崩。今按安閑帝元年太歲甲寅。而繼體帝崩在辛亥。則壬子癸丑二年空位。然據本書安閑帝即位。是日天皇崩之文。不應有_レ空位。本書注一本。二十八年甲寅崩之說近是。但二月無_レ丁未。且安閑帝二月即位。而正月遷都。事理不通。然今無_レ所_レ考正と云り。そもく此御世と次の御世の間に。空位のありしこと。古くは天書に。二十六年空位。二十七年空位とあり。後の物ながら源平盛衰記に。帝位空しき例。繼體天皇二十五年辛亥崩す。安閑天皇元年甲寅即位。二年空しとあり。記傳云。右の細注を思ふに。一説には二十八年甲寅崩しを。二十五年崩とは。元百濟本記に依て定められたりと聞えたり。抑此御世などは。や近きことなれば。崩のことなどは詳にて。左右に異説はあるまじき物なるに。如此論ありて。異國の書に依て定められたるはいかにそや。一本に此細注なきは。かゝる事をいかと思ひて。後人の加へたる物と

して。除き捨たるなるへけれども。後に加へたるものは見えざるなり。さて若二十五年辛亥に崩したらんには。壬子癸丑二年。御位を空しくしたるは何の由とかせむ。其所由を記されさることいか。此を以て思へば。二十八年崩とせる方正じきか。若然らば其年を。即安閑天皇の元年とせるしたるなり。若又二十五年崩しならば。安閑天皇論なく御位に即坐へきを。大后の御腹の欽明天皇に譲り玉ひ。欽明天皇も互に譲り玉ひて。二年か間。御位空かりしか。其交譲給ひし事の。傳に漏たるにやあらん。欽明紀初に。安閑天皇の皇后に譲玉へる事のあるも。なほ其なごりにやありけんと云れたり。武郷按に。天皇の崩御は。なほ本文の如く二十五年辛亥と定むへし。さて安閑天皇の元年は甲寅にて。其間壬子及癸丑の空位とすへし。さて其空位ありしは。記傳にも云れたる如く。太子皇子。互に御位を遜譲し玉ひしによりてなりけり。しか遜譲し玉ひし其原因は。或人云。もと皇國にては。嫡子を重じとし。庶子を輕じとすることにて。其極庶子あれども嫡子なきを。子無しと云に至る。天皇元年紀に。大連蘇我息とは嫡子なき意にして。庶子の二皇子は。既に即位前に御降臨ありしこと既に云り。また天皇元年に。大伴大連の奏請に。非_レ維城之固。無_レ以_レ鎮_レ其乾坤。非_レ掖庭之親。無_レ以_レ繼_レ其_レ跡。等とあり。これらを以て嫡子を重みし玉ひし事をしるへし。故以。神武天皇以降此時に至るまで。未だ庶子の嫡子を超えて。即位せる例はあらざるなり。庶子にて皇位を繼玉ひしは。清寧天皇のみなり。これ雄略天皇に嫡子なかりしが故なり。庶子の嫡子を超えて。即位せし例あらず。依りて按するに。勾大兄皇子は。既に皇太子の位にませと。嫡子たる欽明を超えて。即位

するを憚りて。互に位を譲り玉ふこと二年。勾大兄遂に即位し玉ふ。此遜位によりて。壬子癸丑二年の空位を生せしなり。宣化崩後に。山田皇后安閑と欽明と。互に位を遜り玉ひしことも。欽明紀に見えたり。されどこの事は。記紀に明記せず。其傳の洩れたるものなるべし。されば繼體の崩御は二十五年にあり。空位二年は。安閑欽明二帝の遜位にありとすへし。さて又繼體の崩御に臨みて。太子に禪位ありしとの誤傳あり。されど禪位の事。神武以降皇極統に至るまで。國史に記載せるものなし。上代には禪位あることなし。さて禪位は不_レ得_レ止ることありての上なるへけれど。後世の事は例すへからず。上代にては男帝の禪位あるへきさまならず。皇極統二帝は。女帝の御上にて。男帝の御例にはなしかたし。女帝はもとより。一時の權議にて位に即玉ふなれば。然るへき御嗣の出來るを。待玉ふ御間の事なれば。遂には遜位あるへきは本よりなり。男帝にて讓位の始は。聖武天皇を以權與とすへし。此天皇はひたふるに佛道に溺玉へれば。かゝる御事をも始玉へるなれど。繼體帝の御時など。何の由もなく。さる御例を始玉ふへきにあらず。これを以ても其誤傳なることは明かなり。右の如く定めて。立かへり又云ふへし。原注に。或本云。天皇二十八年歲次甲寅崩。而此云。二十五年歲次辛亥崩者。取百濟本記爲_レ文。とある注文をわきまふへし。さるは此天皇の崩御は二十五年なれど。二年の空位ありしより。二十八年崩御と云る傳も世には有しなり。然るに今定めて二十五年と爲たるは。もとよりさる正しき本文ありしによりてなりけり。さるは其原書は既_レ亡せて。百濟本記のみ世に残りしかは。後人か此本文を。百濟本記

に依て。記せるものとおもひしなり。故取百濟本記爲_レ文云々なども。注文に記ししなり。百濟本記はもとより外國の記なり。外國の書を取て。皇國の史を書玉ふへき道理なし。且此御世の頃は。記傳にも云れたる如く。やゝ近きことなれば。崩のことなどは。記せる書もあまたありぬへく。異國の書に依て。定め玉ふへきよしなきをや。二十八年崩とあるこそ。かへりて後に空位をあやしみて。つくり出し書と見えたれ。されは今定めて二十五年となすへし○師進至于安羅。これは本紀の前文に。百濟新羅の二國か伽羅を攻めて。毛野臣と戦ける時に。二國圖_レ度便地。淹留弦晦。築_レ城而還。號曰_レ久禮牟羅城。還時觸_レ路拔_レ騰利枳牟羅云々五城。とある。これは去年の九月の事なるかことし。三月又百濟の師。安羅に至りて。再戦ひしものなるへし○乞毛城。本に毛を亡に作るは誤なり。今秘閣本考本通證集解等に據る。釋私記に。毛音德。集韻音磔とあり○弒其王安。中臣本弒を殺とあり。王安は高麗王名安なり。東國通鑑に。梁中大通三年。高句麗安藏王十三年五月。高句麗王興安薨。號_レ安藏王とある是なり。此王は高句麗第二十二世の主なり。此天皇十三年に立たりこの年に當れり○太子皇子俱崩薨。本に薨を葬とあり。今秘閣本伴部本に據る。されど天皇の崩は。さもある事なれども。太子皇子の薨し給ひしこと此方になし。いかに聞ひかめたる事にか。熟按に。これは異國にて。此方の事を聞ひかめて。かくは語り傳へしものと見えた間に。遷讓の御事ありて。其間二年も空位ありしことを。其情實の御上をほしちて。天皇の崩に繼て。太子も皇子も。共に薨し玉ひしか故に。二年の間位を空しくし玉ひたりと訛傳して。かゝる事をも載しものと見たり。されどかゝる非傳によりて。空位ありしことは。たしかに知られさて此或本の九十六字を。集解に私記攙入なりとて。或以爲本注非_{ナリ}。凡_レ撰_レ記時。有_レ異同之

説ツ則討論從實。豈復表ニ其所出。而如ニ後世注家。耶。是無稽之説也。蓋此私記不出ニ延喜以下也。と云るは却て非なり。記傳に云れたる説に従ふへし。

日本書紀卷第十七終

秘閣本終字なし

日本書紀通釋卷之四十八

飯田武郷謹撰

日本書紀卷第十八

勾大兄廣國押武金日天皇 安閑天皇

武小廣國押盾天皇 宣化天皇

勾大兄廣國押武金日天皇 安閑天皇

集解に廣國上勾大兄三字を補たり。本文に有に據れるなり。今も其に據て補へり。荀子疆國篇曰。恬然如無治者。楊倞曰。恬然安間貌。

勾マカリノ大兄オヒ廣國ヒロクニ押武金日オシタケカナヒノ天皇ハ。男大迹オホトノ天皇ノ長子也アミミコナリイロハ。母曰日子媛ハハ。是天皇爲人ツツハモノ。墻宇イツクシクシテ巉峻ツカフイヲ。不可得窺イキホヒニシテマス。有キミタル人君之量ハカサテ。二十五年春二月辛

安閑天皇
紀

丑朔丁未。男大迹^ヲ天皇立^テ大兄^ヲ爲^ス天皇。即日男大迹^ノ天皇崩^ス。是月以大^ニ伴金村大連^ト。物部^ノ鹿火大連^ト爲^ス大連^ト。並如^シ故^ト。

勾大兄廣國押武金日天皇。御名義既に云へり。○嶮峻。本に嶮を疑に作る。中臣本に嶮岐に作る。考本に嶮峻とあり。文選三國名臣序贊に牆宇高嶮。晉書に風操嶮峻。易注嶮嚴整貌とあれば。嶮峻とあるを宜しかるべき。今考本に従ふ。牆宇。論語注に若^シ牆宇高^シ。不^レ可^レ窺^シ見其内^ト也とあり。○桓々は。尙書注に威武貌とあり。○立大兄爲天皇。此を御讓位の始と謂へし。通證に云れたる。後の例を以て見れば。さも云へけれど。上代の意にあらず。さるは上古には。天皇崩し玉へは。太子直に即位し玉ひし事。後世の如くならず。この文も男大迹天皇崩。即日立大兄爲天皇と有へき文の。聊か反さまになれるまでなり。そも、讓位と云ことのは。皇極天皇に其端を開き。其後持統天皇太上皇の例を始玉へるは。みな女主に坐々しか故なり。この事。然るに聖武天皇以後。讓位のこと終に定例となりぬ。蓋皇極持統二天皇は。女帝攝政の御心より起りつるものなれば。固よりしかあるべき理なれども。聖武天皇男帝として。讓位の例を創め玉へるは。全く佛法を信じ玉ひし餘に出たる御わさにて。上代の義にそむけり。この天皇何の謂も坐々ぬに。いかてか讓位し給ふべき。且讓位して其日に崩し玉ふなど。後世權臣の強迫に據れるか如き例と。一つに見るべき當時のさまにもあらぬをや。かへすくも

あるまじき論なりかし。○天皇踐祚の御年。大日本史云。時年六十八。注云。據^ニ水鏡愚管抄歷代皇紀。及^ニ本書崩年七十之文^トとあり。○以大伴金村大連。本に金村二字なし。今考本集解に據る。大連下中臣本爲^ニ大連^トの三字あり。○並如故。大日本史。按本書元年。載^ニ物部大連尾與事^ト。欽明紀亦曰。物部尾與爲^ニ大連^ト如^シ故^ト。據^レ此則尾與爲^ニ大連^ト。蓋^ニ此時公卿補任曰。尾與初任年月未^レ詳^トとあり。

元年春正月。遷^ス都于大倭國^ノ金橋^ト。因爲^シ宮號^ト。

元年甲寅

大倭國^ノ金橋^ト。記云。坐^ニ勾之金箸宮^ト治^ニ天下^ト也。記傳云。勾は大和國^ニ。此地名此處彼處にあり。廣瀨郡なるべきか。崇峻卷に廣瀨^ノ勾原^トと見え。和名抄に廣瀨郡に下句と云郷あり。是志母都麻賀理と訓へし。句は勾の正字にて。説文に曲也と云り。然るを麻賀理には。勾とのみ書ならへる故に。句とは別なるか如く思ふべし。凡て口を省きてムと書例。圖雖なと常の事にて。多くあり。さて伊邪河宮條に。當麻^ノ勾君^トとある勾は。此の勾と同地か別か。詳ならず。但此宮は帝王編年記には。大和國高市郡とあり。神明鏡と云書にも。高市郡勾金箸宮と記したり。此高市郡にありと云は。懿德天皇のむ。大和志に此金箸宮を。在高市郡^ノ曲川村^トと云。曲川村舊名曲金と云り。此曲川村は輕とほ放りて遠くして。廣瀨郡の界に近ければ。若此宮其地ならば。かの崇峻卷なる勾原。和名抄の下句なと。一地にて。古は廣瀨郡なりしか。後に高市郡には屬るにや。なほよく考ふべし。何れならむ定めかたしと云れたれど。なほ三才圖會地部。在^ニ勾川村八木之西半里^ト。舊都趾要覽云。高市郡金橋村大字^ノ曲川^ノ大字^ノ大宮^トとあれば。高市郡の方なるへし。さて又記傳に。此天皇の御名。書紀に勾大兄皇子とあれば。本より此地に住居坐りしなり。金箸宮。箸は橋の意か。はた箸に由ありて名けられたるか知かたし。さて此を書紀には。因爲^シ宮號^トと。本よりの地名の如く記されたれども。此宮を

贊稱たる名の如くにも聞わたり。續紀十八に。勾金崎宮とあるは。梅を崎に誤れるなり。例なき記さまりと云へり。り。さて書紀に大倭國とは。例なき記しと云なり。と。次なる欽明紀にもあり。

三月癸未朔戊子。有司爲天皇。納采億計天皇女春日山田皇女。爲皇后。

更名。山田

赤見皇女。

別立三妃立許勢男大臣女紗手媛。紗手媛弟香香有媛。物部

木蓮子。

木蓮子。此

大連女宅媛。

戊子。六日なり。納采云々爲皇后。山田皇女の御事は。既に繼體紀七年に見え。八年の處には太子妃

云々とある物を。此に納采と記されたるは。前後違へるかこと。こゝは立正妃春日山田皇女爲皇后

后。とあるへき格なり。集解に。按。春日皇女。在繼體天皇七年。此以納采初婚之禮爲文。蓋時制立后之禮。如初婚。耳。とあるは。文に附て強て解れたるものなり。水戸本及舊事紀に。爲

皇后の上立字あり。山田赤見皇女。赤見地名に依れる御名か詳ならず。倭名抄美濃國大野郡明見

郷あり。別立三妃の下に。本書立字あり。衍なるへし。集解には削たり。紗手媛。名義未詳。もしく

は地名か。さて此下に紗手媛三字あるを。類史一本には闕れたり。されど諸本に盡く有り。なきは誤

なり。香々有媛。香々有はカ、リと訓へし。これも名義詳ならず。物部木蓮子。天孫本紀に。物部木蓮

子連公。饒速日命の十二世孫也。布都久留大連之子とあり。さて注に。木蓮子此云伊拖麻とあり。木蓮子は。倭名抄

木蓮子。崔禹食經云。木蓮子以太比。本草云。折傷木。箋注云。本草和名。心方。並引。崔禹食經。載之。按。本草拾遺云。薛荔實。似。蓮房。中有細子。一年一熟。一名木蓮。打破有白汁。停久如漆。本草圖經。結石條云。薛荔與此極相類。但。崔禹食經。大如。藤狀。木蓮

更。大如。結石。其實若。蓮房。李時珍曰。木蓮。延。樹木。垣。地。而生。四時不凋。厚葉。堅強。大。于。結石。不。花。而。實。實。大。如。藤。似。蓮。蓮。

而稍長。正如。無花果之主者。六七月實。內空而紅。八月後滿。細子大如。種子。一子一鬚。其味酸澁。其根經虛。烏鳥。童兒皆食之。充以太比爲丸。

も載せ。本草和名にも載せられた。木蓮子とは異物にて。順朝臣のこゝに載せたるも。新撰字鏡にも。

折傷木伊太比一云木蓮子とあるは。みな誤なること。箋注に委く弁へられたり。或人云。イタビと云

むへし。これは犬タブとも。キマンヂウとも云ものなり。類史。平城天皇延暦二十五年。停諸國雜饗。

腹赤魚。木蓮子等。と云ふ事もみえたり。この物に據て負たる名なるへし。大連は此氏にて云る稱なり。

大臣大連の事にはあらず。

夏四月癸丑朔。内膳卿膳臣大麻呂。奉勅遣使。求珠伊甚。伊甚國造

等。詣京遲晚。踰時不進。膳臣大麻呂大怒。收縛國造等。推問所由。國

造稚子直等恐懼。逃匿後宮內寢。春日皇后不知。直入。驚駭而顛。慚愧

無已。稚子直等兼坐闕。入罪當科重。謹專爲皇后。獻伊甚屯倉。

請贖闕入之罪。因定伊甚屯倉。今分爲郡。屬上總國。

内膳卿。職員令に。内膳司。奉膳二人。掌總。知御膳。進食先嘗事とある。この奉膳と云るか。即ち卿の

事なり。そもく膳の事は。景行紀に既に云るか如く。天子の御膳を司る職なり。其は姓氏錄左京皇

事なり。そもく膳の事は。景行紀に既に云るか如く。天子の御膳を司る職なり。其は姓氏錄左京皇

別に。高橋朝臣云々。大稻與命之後也。景行天皇巡狩東國。供獻大蛤。于時天皇喜其奇美。賜姓膳臣。天淳中原瀛真人天皇。諡天武十二年。改膳臣。賜高橋朝臣。とあるか如く。はじめ膳臣なるか。後に高橋朝臣の姓になれるなり。さてまた安曇氏も膳の事を掌れり。このことは既に神代紀に云り。續紀神護景雲二年。勅准令。以高橋安曇二氏。任内膳司者。爲奉膳。其以佗氏任之者。宜名爲正。式部式凡内膳司長官。除高橋安曇二氏以外爲正とあり。とあるか如く。奉膳と云るは。此二氏に付たる。古き名なるへけれども。この御世の頃には。未たさる稱はなかりしものと見えて。こゝに卿と云り。卿は後の八省の長官の稱なれども。此頃はなへての司の長官にも。此字を用ひしものか。また後より回らして書るものか。未詳ならず。かゝる例。令制以前には數多見えたり。さてまた令には。大膳。内膳。主膳等の差別あれども。當時未たさるわさありしにはあらざるへし。故訓にはそれらを思ひて。單に内膳を。カシハテノツカサとは訓しものと見えたり。後の制によらば。内をウチと訓へし。大膳の大に對すへければなり。○求珠。珠は眞珠なるへし。善き珠持る事を聞食して。求めさせ玉ふなるへし。○伊甚國造。伊甚是倭名抄に。上總國夷瀆郡伊志美是なり。なほ次に云。この國造は。記に天善比命之子。建比良鳥命。伊自牟國造之祖也。國造本紀に。伊甚國造。志賀高穴穗朝御世。安房國造祖。伊許保止命孫。伊己侶止直。定賜國造とあり。安房國造は。阿波國造。天穗日命八世孫。彌都侶伎命孫。大伴直大瀧。定賜國造とありて。此國造も。同祖より出たることは定かなれど。伊許保止命も。伊己侶止直も。此他のものに見えず。○關入罪。漢書成帝紀に。走入橫城門。關入尙方掖門。注無符籍。安入宮曰

關。○今分爲郡屬上總國。房總志料に。埴生郡一宮村の南。繩田。椎木。中原。泉等の邑。古の夷瀆郡なりと云り。重胤云。伊甚是本出雲國の地名より出たるなるへし。出雲風土記。出雲郡伊自美社。式伊甚神社に作れり。證とすへきかと云り。

五月。百濟遣下部脩德嫡德孫。上部都德己州已婁等。來貢常調。別上表。秋七月辛巳朔。詔曰。皇后雖體同天子。而内外之名殊隔。亦可以充屯倉之地。式樹椒庭。後代遺迹。迺差勅使。簡擇良田。勅使奉勅。宣於大河内直味張。更名曰。今汝宜奉進膏腴。雖雉田。味張忽然恠惜。欺誑勅使曰。此田者天旱難溉。水潦易浸。費功極多。收獲甚少。勅使依言。服命無隱。

下部脩德。隋書百濟傳に。官有二十六品。長曰左平。次大率。次恩率。次德率。次扞率。次奈率。次將德服。紫帶。次施德皂帶。次固德赤帶。次季德青帶。次對德以下皆黃帶。とあり。脩德は將德七品なるへし。通證に充たり。○上都都德は。右の固德九品なるへし。通證に。都德は將德に充たるは。次序たかへり。誤りなり。○己州已婁。本に己を巳に作るは誤なり。今釋紀に據る。○秋七月辛巳朔。この干支はよく當れど。此事こゝにあ

りては下文と合はす。なほ次に云へし○體同天子。集解に。同體原倒誤寫。後漢書皇后紀論曰。后正三位宮闈。同體天王と云り。されど本のまゝにてもあしからず○内外之名殊隔。考云。内外云々とは。椒房は内なれば。表向とは隔ありて。人も御名を知らぬ事あり。屯倉を置玉は。後代まで御名傳はらむとなりと云り○式樹椒庭。文選注に椒庭取其芳香とあり。皇后官の事なり。樹とは椒庭に屯倉の地を樹置く事なり○簡擇。本に簡を簡に作る。今改め正せり○大河内直。神代紀に大を凡に作れり○注里梭。北野本中臣本考本に。里を黒に作れり○汝宜。本に宜を宣に作る。今北野本中臣本考本に據る○奉進膏腴雌雉田。本に腴を腹に作る。今改め正せり。雌雉田は。集解に河内國地名と云れたるは。さる言なるへし。其名義は詳ならず。然るに集解に。檢河内志。石川郡村里有喜志。又澁川郡村里有岸田堂。又佛利長樂寺在岸田堂村。一名岸田寺と云れたるは。本の訓に據られたるにておぼつかなし。こゝは雌雉田を。記傳にメキ、シタと訓まれたるに據へし。雌雉とあるを。單にキシとは讀へからず。また記傳云。此は其田を擇ひて。後宮に充る屯家の地と爲玉はむ爲に。味張か領地の内を擇りて。獻れと宣へるなり。と云れたるは。雌雉田を膏腴の田の事と見られたるへけれと。さては味張か言に。此田者云々と云。○水潦易浸。本の訓に。水を下の句に付たるは誤なり。さてイサラミツは。皇極紀に潦水をもしか訓り。六帖に。我門のいさら小川の増水の。ましてそ思ふ君ひとりをは。和訓栞に。淺ら水の義なるへしと云り。按に潦は。倭名抄に爾八太豆美とありて。急に出る水を云なれば。淺ら水にては叶はず。六帖なるいさら小川の義にはあるへからず。假名本には。いさらと訓められたるは。さらは此の訓には叶かたくやあらん。記傳にこれを。ナカメニハと訓れたり。是は水潦の字をはなれて。よまれたるなれど。しか讀たらんには。こゝに叶ふへし。浸をコミと訓めるは。應神紀に滂字をもよめり。今

もしか云へれば。これは叶へり。假名本にはヒタリと訓り。それもよろし。○服命無隱。この下に本三丁左五行。大伴大連奉勅宣曰。率土之下云々より。勿預郡司四丁右六行と云まての文あり。此に入るへし。なほこの事は次に云へし。こゝは必錯簡あるへし。

冬十月庚戌朔甲子。天皇勅大伴大連金村曰。朕納四妻。至今無嗣。萬歲之後。朕名絶矣。大伴伯父。今作何計。每念於茲。憂慮何已。大伴大連金村奏曰。亦臣所憂也。夫我國家之王。天下者。不論有嗣無嗣。要須因物爲名。請爲皇后次妃。建立屯倉之地。使留後代。令顯前述。詔曰可矣。宜早安置。大伴大連金村奏稱。宜以小墾田屯倉。與每國田部。給貲紗手媛。以櫻井屯倉。一本云。加貲。與每國田部。給賜香々有媛。以難波屯倉。與每郡鑊丁。給貲宅媛。以示於後。式觀乎昔。詔曰。依奏施行。

甲子は十五日なり○大伴伯父。集解。按尊而稱伯父と云り。記崇神段に。大毘古命をさして天皇の伯

父と詔ひしことあり。これはまことの御伯父にあたり坐せども。しか詔ひし意は。伯父はもと小父にて。父の齡なる人を崇め親しみて云稱なれば。なほまことの御伯父を。指玉ふ方にはあらて。こゝに大伴伯父と詔ひし意と一なるへし。○要須因物爲名。これ所謂御名代の義なり。○小墾田屯倉。小墾田は高市郡なり。此地の事。記の小治田宮の下なる記傳云。此地穴穗宮段に出。又書紀安閑卷に小墾田屯倉。欽明卷に蘇我稻目大臣之小墾田家などみゆ。さて推古卷に。泊瀬部天皇五年十一月云々。冬十二月皇后即天皇位於豐浦宮。十一年冬十月。遷小墾田宮とみゆ。又皇極卷元年十二月。天皇遷移於小墾田宮。孝德卷に小墾田宮云々。齊明卷に元年冬十月。於小墾田造起宮闕云々。天武卷に小墾田兵庫。續紀二十三に幸小治田宮。また小治田岡本宮。二十六に到大和國高市小治田宮。萬葉十一。小墾田之。坂田乃橋之。靈異記に其雷落處者。今呼雷岡。田宮者。小治田は即飛鳥と同地にて。飛鳥を此御世のころ。武鄉云。推古の御世なり。小治田と云しなるへし。其故は右に引る續紀に。小治田岡本とあるは。即飛鳥の岡本宮と聞え。靈異記に雷岡とあるは。即今も雷土村と云て。飛鳥の神奈備山と云處なり。又萬葉に小墾田乃坂田橋とあると。用明紀推古紀に。南淵坂田寺とあると同地にて。今飛鳥の東南の方近く。南淵村坂田村などあり。これらを思ふに。飛鳥の地を廣く小治田と云しなるへし。此小治田宮を。大和志に在豐浦村と云り。豐浦村も近き地にはあれども。此天皇初に坐し豐浦宮を。彼宮のあたりにそあるへき。小治田宮は。今の雷土村。飛鳥村。岡村。坂田村などのあたりの地の内にそありけん。また或説に。十市郡の大御村。其地なりと云るは遠へり。と云れたるにて詳かなり。なほ播磨風土記に小治田河原天皇之世云々と云事あり。これも飛鳥河原とも云れば。又一證とすへし。○田部の事は。既に景行紀に云り。さて田部を給ふは。國々にある田部の内を取て。今賜ふ屯倉に屬て玉ふを云。其屯倉の御田を佃らしめむかためなりと記傳に云り。○櫻井。河内國河内郡櫻井これなり。○茅淳山。本に茅を菜に誤れり。今正せり。茅淳既に出。山は茅淳にある地名か。神武紀に茅淳山城あり。又茅淳山井ともあり。○每郡鑿丁。本に鑿を鑿に作る。今集解に依て改む。通證に此謂耕作之男丁也とあり。記傳云。鑿丁は公の御田を耕るに役はる丁を云。其は田事のいそかしき時は。田部の外に加へ役ふと見えたりと云り。重胤云。鑿丁は田令に謂ゆる。官田の役丁に。耕種を成す爲に充使ふ雜徭を云なりと云り。

閏十二月己卯朔壬午。行幸於三島。大伴大連金村從焉。天皇使大伴大連。問良田於縣主飯粒。縣主飯粒慶悅無限。謹敬盡誠。仍奉獻上御野。下御野。上桑原。下桑原。并竹村之地。凡合肆拾町。大伴大連奉勅宣曰。率土之上莫匪王。封普天之下莫匪域。故先天皇建顯號。垂鴻名。廣大配乎乾坤。光華象乎日月。長駕遠撫。橫逸乎都外。瑩鏡

區域充塞乎無垠。上冠九垓。旁濟八表。制禮以告成功。作樂以彰治定。福應允臻。祥慶符合於往歲矣。今汝味張。率土幽微。百姓。忽爾奉惜王地。輕背使乎宣旨。味張自今以後。勿預郡司。

閏。北野本潤に作る。類史諸本に此字無きは誤なり。○壬午。四日なり。○三島。攝津志に島上島下豊島。以上三郡。古渾曰三島。とあり。○縣主飯粒。三島縣主なり。姓氏錄右京神別。三島宿禰。神魂命十六世孫。建日穗命之後也。稱德紀。神護景雲三年。攝津島上郡人。正六位上三島縣主廣調等。賜姓宿禰。光仁紀。寶龜元年。三島縣主宗麻呂賜宿禰。とあり。村上帝時。本族攝津島上郡大少領に任する者あり。朝野群載にみえたり。其後裔大炊頭三島宿禰久頼。子あり久任と云。紀朝臣長谷雄五世孫頼任に養はれて。河内阿波等守になれること。紀氏系圖に見えたり。續後紀。遣唐造船次官三島公島繼と云人あり。何れの族にか詳ならず。飯粒は字の如き義なるへし。播磨國攝津郡も。飯粒より出たる名なること。風土記に見えたり。○飯粒慶悅。この上に文の脱落等ありしにもやあらん。慶悅せし謂れあるへし。○上御野下御野。倭名抄攝津國西成郡三野あり。○上桑原下桑原。内山真龍云。攝津國豊島郡に桑津郷あり。恐らくは此なりと云り。いかゝあらん。集解に播磨國榎保郡桑原を引れたれど。國異なればいかゝなり。和名抄大和國葛上郡桑原郷。志に同吉野郡村名上桑原下桑原あり。もしくは是か。○竹村。訓竹生の義なり。下文に三島竹村屯倉とあり。○凡合。本に凡を元に作

る。今集解に據る。○大伴大連。以下の文は。上文の服命無隱の下に必ず入へし。しからずては更に聞えかたき事多かり。後に伊勢貞丈か。此本紀錯簡考といふものを見しに。同氏も既にしか云れき。○率土之上。普天之下。本に上下を互に誤れり。今考本に據る。集解にも改めたり。毛詩に溥天之下。莫非王土。率土之濱。莫非王臣とあり。聊か文字を替たるまでなれば。本の如くては。義理叶はされはなり。○故先天皇。本に先を元に作りて。モトヨリと訓たれど誤なり。今北野本中臣本考本本書旁書に據る。○旁濟八表。原濟字脱したり。今中臣本北野本に據る。但し北野本には。邊に作れり。濟字の誤寫なること著明し。集解にも既に。藝文類聚に引る善政碑といふものに據て補へり。考本には本のまゝにて。旁上に下字あり。それもあしからねど。なほ右等の本によるへし。○允臻。本に臻を致に作る。今集解に改めたるに據る。○今汝味張云々。此にて上の七月の事につづきなる事明らけし。今本のまゝにては。文意きこえかたし。○郡司の名目。はじめて見えたれど。こゝは後の孝德紀以下郡司の事にはあらず。栗田寛もこの郡司と云は。國造の事を云しにや。當時郡司と云稱无ればなりと云れたり。

於是縣主飯粒。喜懼交懷。廼以其子鳥樹。送大連爲僮豎焉。於是大河内直味張。恐畏永悔。伏地汗流。啓大連曰。愚蒙百姓。罪當萬死。伏願每郡以饘丁。春時五百丁。秋時五百丁。奉獻天皇。子孫不絕。藉此

祈生永爲鑿戒。別以狹井田六町。略大伴大連。蓋三島竹村屯倉者。以河内縣部曲爲田部之元。於是乎起。

於是縣主飯粒云々。此以下二十三字は。此に在てはいかゞなるやうなれども。故伊勢貞史は此文を上凡。されどよく思ふに。味張か宣旨に背きて。郡司を廢せられしことを聞て懼れ。己か良田を奉獻りし事の。天皇の御旨に叶へる事を喜びて。喜懼交懷しなるへし。さて其歎を大連に送りて。心を表せしなるへし。然か見る時は。この文ここに在て。さらに妨げなかるへし。さて其事ともを聞て。ますく味張か後悔せしさまに記されたるなるへければ。なほ本のまゝに此に在てよろしかるへし。送大連。本に送を獻に作り。今北野本に據る。○僮豎。本に豎を豎とあるは誤なり。今改め正せり。訓シトへは。皇極紀に僮從をシトリへごよめれば。後執部の義なり。僮。シトリを。後には。倭名抄郷名に従省之志無と訓り。言意は。主の後に從ひて仕ふる義なり。漢書注に僮者婢妾之通稱。説文に豎童僕未冠なり。○永悔。本に永を求に作る。今考本集解に據る。○汗流。本に汗を汗に誤る。今正せり。○每郡鑿丁。春時五百丁云々。五百丁は五百人なり。集解に。按假令河内國今十四郡。每一郡充五百丁。合七千丁。通春秋萬四千丁。以給田作爲購とあり。されどここはたゞ大凡に云るものにて。さる細かき事はしらるへきにあらす。○狹井田。此地詳ならず。集解にこれを大和國城上郡狹井の地として。大河内直所領也と

あれど。これはなほ河内なるへし。○三島竹村屯倉云々とは。古より三島の竹村屯倉の御田を佃るには。河内縣の百姓を以。田部として役ふ。これかの味張か。鑿丁を獻り初しより起れる事と云なり。河内縣の部曲は。味張か領れりしところなり。部曲は孝徳紀に部曲之民とあり。カキは垣に同じ。我が所有の限内の民の意なり。ここにウチャツコと訓も。内奴にて意は同じ。氏奴と。釋紀に云るは誤なり。されれば意は。○爲田部之元とは。竹村の田部と爲るの元なり。舊讀は誤なり。

是月。廬城部連枳莒喻女幡媛。偷取物部大連尾輿瓊瑠。獻春日皇后。事至發覺。枳莒喻以女幡媛。獻采女丁。并獻安藝國過戶廬城部屯倉。以贖女罪。

廬城部連。類史に廬を廬に作れり。紀中にかく通はし云る。外にもあり。誤にはあらす。さて此氏の事雄略紀に出。○枳莒喻。名義詳ならず。○物部大連尾輿。天孫本紀に。十三世孫物部尾輿連公。荒山大連之子。荒山大連は。目。此連公。磯城島金刺宮御宇天皇御世爲大連。奉齋神宮。かくあれども。此に既に大連之子なり。大連之子なり。此連公。磯城島金刺宮御宇天皇御世爲大連。奉齋神宮。連とあれば。此御世に既になり。弓削連祖。倭古連女子阿佐姫。次加波流流姫爲妻。兄生四兒。弟生三兒。とあり。守屋大連公も此人の子なり。○瓊瑠は。頸玉なり。瓊瑠の字は。頸背要に。婦人首飾部。瓊瑠以珠爲之とあり。記傳云。これに因れば。當時頸玉に貴き品有つと見えたりと云り。○采女丁。孝徳紀に。采女從丁一人。從女二人。賦役令に采女。女丁とあり。采女

の召仕ふ女なり。なほ孝徳紀に云へし○春日部采女。繼體紀に。此皇后に匝布屯倉を賜へる事見たり。されは其屯倉より出たる。采女の丁となれるなるへし。春日も匝布も一ツなるべし。下に火國春日部屯倉。阿波國春日部屯倉もあり。されこそそれらにはあらし○安藝國過戸。廬城部屯倉。過戸はアマルへと訓へし。舊訓に思ふに。コシと云も。餘りて員外に超過たる義か。されとば誤なるへし。此は一郡に過れる民戸の事にて。倭名抄に諸國に餘戸とある。みなこのよしなり。さて安藝國なる廬城部も。この廬城部連か領り居れる地なるを以て名けしなるへし。

物部大連尾輿。恐事由己。不得自安。乃献十市部。伊勢國來狹々。登伊來狹狹登伊。二邑名也。贄土師部。筑紫國膽狹山部也。武藏國造笠原直使主。與同族小杵。相爭國造使主小杵。皆名也。經年難決也。小杵性阻有逆。心高無順。密就求援於上毛野君小熊。而謀殺使主。使主覺之走出。詣京言狀。朝廷臨斷。以使主爲國造。而誅小杵。國造使主。悚憲交懷。不能默已。謹爲國家奉置橫淳。橘花。多氷。倉樺。四處屯倉。是年也太歲甲寅。

十市部は。大和國十市郡にて。此大連の領れる地なり。先祖十市根大連か。石上神寶を治りて。十市

根と云る名を負へるも。此氏のもとより領れる地なるか故なり。さて此上に脱字あるかと云る説もあれども。倭國なるは。おほかた國名を云はざる例なれば。なほ本のまゝにてよろし○來狹狹登伊。贄土師部。雄略紀に。土師連吾筈。進攝津國來狹々村。伊勢國藤形私民部。名曰贄土師部とあり。之に據れば。來狹々は攝津國なるを。こゝに伊勢と爲しは誤なるべし。通證に。或伊勢國亦有同名。歟と云へれど。いからあらん。登伊未だ詳ならず。さて右に見えたる如く。來狹々の贄土師部は。既く朝廷に進れるを。其後また物部氏の賜はりて。領り居れりしなるへし。なほ雄略紀見合すへし○筑紫國膽狹山部。倭名抄に豊前國京都郡諫山あり。續紀十三。豊前下毛部疑少領。元位勇山伎美廣あり。其處の部なり。膽狹の山部と云にはあらす。○笠原直。倭名抄武藏國埼玉郡笠原あり。此氏武藏國造の支別の姓なるへけれど。ものに見えず。さて此時未だ國造にてありしにはあらす。其姓につきて云るまでなり○小杵。名義詳ならず○性阻。本にイハメウテは未詳。誤あるへし。假名本に。いはめてと訓らば。此の訓ソハマイテにはあらざるか。物語文に。ソハクシソハッキなどあり。險阻の字義にも叶へるか如し。○横淳。倭名抄武藏國横見郡これなるへし○橘花。又同國橘樹郡太知波奈○多氷。通證に疑多麼郡とあり。さも有へし。據て按に。氷は末の誤ならむも知かたし。集解に。此を久良郡大井なりとて引れたるは。甚しき非なり○倉樺。通證に疑久良郡。東鑑作三海月郡とあり。久良は和名抄に久良岐とあれば。こゝも樺は樹のあやまりにはあらしか○太歲甲寅。年代紀を考るに。梁武帝中大通六年に當れり。

二年春正月戊申朔壬子。詔曰。間者連年登穀。接境無虞。元元蒼生樂於稼穡。業業黔首免於飢饉。仁風暢乎宇宙。美聲塞乎乾坤。內外清通。國家殷富。朕甚欣焉。可大酺五日。爲天下之歡。夏四月丁丑朔。置勾舍人部。勾鞞部。五月丙午朔甲寅。置筑紫穗波屯倉。鎌屯倉。豐國。羨碕屯倉。桑原屯倉。肝等屯倉。取音大拔屯倉。我鹿屯倉。我鹿。此云阿柯。火國春日部屯倉。播磨國越部屯倉。牛鹿屯倉。備後國後城屯倉。多禰屯倉。來履屯倉。葉稚屯倉。河音屯倉。婀娜國膽殖屯倉。膽年部屯倉。阿波國春日部屯倉。紀國經湍屯倉。經湍。此云備世。河邊屯倉。丹波國蘇斯岐屯倉。皆取音近江國葦浦屯倉。尾張國間敷屯倉。入鹿屯倉。上毛野國綠野屯倉。駿河國稚贄屯倉。

壬子。五日なり。○間者。類史に間を向とあり。○飢饉。新撰字鏡饑伊比爾字々。○大酺。清寧紀にも見えたり。五日の間。上より酒を賜はりしこと見えたり。○勾舍人部。勾鞞部。天皇の御名代なり。○甲寅。

九日なり。○筑紫穗波屯倉。倭名抄筑前國穗波郡穗波布奈美。○鎌。同抄筑前國嘉麻郡加萬。○豐國羨碕。羨大日本史に勝とあり。北野本に勝に作る。通證に羨當作湊と云り。さもあるへし。さて此地未詳。豐後國に國崎郡あり。國崎郡は海に三四里指出たる地にて。土人は御崎と云りと云り。さらは其處か。○桑原。未詳。大隅國の郡名。また集解に。按筑後國上妻郡有桑原。豐筑接境蓋此とあり。○肝等。未詳。原注取音讀三字。北野本肝等の下にあり。集解に三字私記攙入と云り。肝等は或人肝著か。大隅國郡名キモツキとある。其處かと云れど。音讀とあるに叶はず。○大拔。未詳。○我鹿。未詳。○火國春日部。肥前後國に所見なし。詳ならず。○播磨國越部。倭名抄播磨國揖保郡越部古之倍。播磨風土記越部里。舊名皇子代里。所以號皇子代者。勾宮天皇之世。寵人但馬君小津蒙寵。賜姓爲皇子代君。而造三宅於此村。令仕奉之。故曰三子代村。至上野大夫。結三十戸之時。改號越部。一云。自但馬國三宅。越來。故號越部村とあり。延喜式。播磨國驛馬越部云々。各五疋。俊成卿女越部禪尼。父の處分に據て。播磨國越部庄を領せり。其庄今十四村と成り。禪尼宅趾一保村に在りと通證に云り。○牛鹿屯倉。記に。孝靈天皇々子。日子寤間命。針間牛鹿臣之祖。姓氏錄右京皇別。宇自可臣。孝靈天皇々子。彥狹島命之後也とあり。又舊事紀にも見たり。○備後國後城。小寺清之か老牛餘喘と云書に。此の備後國は。備中國を誤れるなり。備後は國造本紀に。吉備穴國。吉備品治國と云れは。此に備後と婀娜とを重ね云へきにあらす。後城屯倉は。備中國後月郡高屋村後月谷に在りと云り。或人按に。此郡は國の西極に在は。上代は備後に屬けん云り。記傳にも。此地の事として云れけるは。後城後月共に後字を著る。

は。本はシリツキと唱けん。七、字を書るも。○多禰。又云。後月郡種村にありと云り。集解に。備後國鞆田郡有。都禰。蓋此
た。ンと云とは異なるへしと云れたり。とあれど。信しかたし。或人。天武紀
に見えたる。薩摩國多禰島な ○來履。又云。同郡出部村九履に在りと云り。集解に。按安藝國賀茂郡有。香津。カ、ツ、
藝備接境蓋此。とあるは非なり。○葉稚。又云。同國小田郡大江村に在り。今波良加と云と云り。○河音。
又云。後月郡江原村にあり。今加夫登と云と云り。○婀娜國膽殖。又云。備後國安那郡なり。和名抄に夜
須奈と訓るは。音を訓に替て。後に唱たるなり。此郡は右の後月郡小田郡に接せる地なるか故に。膽
殖屯倉は。小田郡大江村に伊夜と云有る。是なるへしと云り。この婀娜國を。薩摩國阿多郡なりとして。吾田國な
り。云は。古き説なれども非なるよし。右の小寺氏
か。此の文を引て辨へ云れたるか如し。此あやまりは。既く記
傳にも云れたることあり。既に神代組に引り。見合すべし。 ○膽年部。又云。玉垣宮段に。次伊登志和氣王者。因無
子而。爲子代。定伊登志部。とある。是なるか。武郷云。記傳云。伊登志部を定とありて。國々にもより伊登志部あり
り。此は小田郡出部村の事なれども。各境を接する地なり。此小田郡に今も三宅の姓多しと云り。な
ほ同書に此次に云れけるは。古の婀娜國を。吾田郡と一に爲まじきなり。靈異記下備後國の事を云
るに。葦田郡屋穴國郷。穴君弟公也と有れば。古に穴國と云しは。今の安那郡より。葦田郡までに係れ
るにこそと云り。○阿波國春日部。詳ならず。○紀伊國經湍。これも詳ならず。○注經湍此云俯世。本に湍
字を脱し。世を矣に誤れり。今北野本に據て補ひ且つ訂せり。集解には。壺井本に據て矣を先に作れ
り。されど先字は假字に用おし例なし。 ○河邊。未
詳ならず。○丹波國蘇斯岐。これも詳ならず。集解に疑丹波郡周枳と云り。信かたし。さて注に屯倉下
に。皆取音の三字は摺入なり。北野本には旁書とせり。削るへし。○近江國葦浦。栗田郡志。栗太郡葦

浦郷。葦浦村。葦浦は上古より葦浦の名あり。他の郷に隸すへき故なし云々。今地勢を以按に。野洲郡
の三宅村。此時の屯倉の跡なるへしと云。又永祿の比。あしきみの郷と呼しにや。觀音寺所藏文書曰。
あしきみの郷欠所方。并給人はつれの事云々。信長花押とあり。集解に。按通證曰。在神崎郡。然按。圖經。○尾
無所見。と云り。これ口たしかならず。 ○尾
張國間敷。集解に。按尾張國內神名帳曰。海部郡從三位馬島天神。在松葉莊間島村。蓋敷島相誤とあり。
これもよく考へし。○入鹿。又云。松平秀雲曰。入鹿。丹羽郡蟲鹿莊。寛永中徙入鹿村。以築大塘。貯水
溉中。連亘數里。殆如大湖。水滿則涵天沃日。其闢有十三扉。制造甚奇。俗稱入鹿池。古入鹿邑即此
とあり。○上毛野國綠野。倭名抄上野國綠野郡美止乃。同國多胡碑云。辨官符。上野國片岡郡。綠野郡。甘
良郡。并三郡内二百戸。郡成給羊。成多胡郡。和銅四年三月九日甲寅宣云々とあり。○駿河國稚贄。詳
ならず。さて集解云。按筑紫至駿河國。十三國。列國無次。有錯亂と云り。

秋八月乙亥朔。詔置國國犬養部。九月甲辰朔丙午。詔櫻井田部連。縣犬
養連。難波吉士等。主掌屯倉之稅。丙辰。別勅大連曰。宜放牛於難波
大隅島。與媛島松原。冀垂名於後。

集解に。蓋爲屯倉。音犬以
防偷盜。とあるは信かたし。此御時より。某犬養と云る
は定まれるなるへし。○丙午。三日なり。○櫻井田部連。既に出。縣犬養連。姓氏錄左京神別。縣犬養宿

禰。神魂命八世孫。阿居太都命之後也。天武紀十三年十二月。縣犬養連賜姓曰宿禰。これより宿禰を賜はれり。續紀に大宿禰姓も見えたり。聖武帝御世。皇后の生母。内命婦縣犬養宿禰三千代言。縣犬養連五百依。安麻呂。小山守。大麻呂等。俱是一祖。子孫骨肉孔親。請得沐天恩。同賜宿禰許之。廢帝御世。内舍人縣犬養宿禰内麻呂等十五人。賜姓大宿禰。稱德帝御世。神護景雲三年。内麻呂及姉女等。讒を以て罪を得て。姓を貶して犬部と爲さる。光仁帝御世寶龜二年に。罪を雪きて皆本姓に復しき。一條帝御世。右衛門大志縣犬養爲政と云人。西宮記權記等に見えたり。此は姓を首きしものならん。又單に犬養と云るもあり。姓氏錄に攝津國神別。犬養。神魂命十九世田根連之後也とあり。同族と見えたり。孝德帝御世に犬養五十君あり。後連姓を賜はれり。日本靈異記に。諸樂京人犬養宿禰眞老あり。此氏にも宿禰なるかありしにこそ。河内縣郡人犬養廣麻呂。文武紀に見えたり。一條帝御世。大膳屬犬飼忠時。權記に見えたり。難波吉士。雄略紀に出つ。屯倉之稅。稅タチカラとも。大チカラともよめり。御藏入の米の事なり。さて縣犬養は。天皇の御縣の稅租を主掌るを以て。縣とは云るものと見えたり。されは此氏は。屯倉の田部を主るに依れるなるへし。丙辰は十三日なり。勅大連曰。本に曰を云に作れり。今考本に従る。集解にも例に據て改めたり。難波大隅島。攝津志に。西成郡大隅宮在。西大道村とあり。大隅宮は應神紀に出。媛島松原。記傳云。姫島は攝津國西成郡にあり。難波の古き國を見るに。姫島は。九條島の南たりにあたり。大坂の西の邊にて。南に下れる處なり。然るを或説には。姫島は。今神島と云處なり。云處のあり。神島村曰。下中島と云處の内にて。大坂の西北方なり。彼古國の地と合はす。なほよく尋ねて定むへし。とあり。或人云。西成郡は郡猪飼村あり。媛島は其西北に當れり。記大雀命段に。天皇爲將。豐樂。幸行日女島之時。鴈生卵。續紀靈龜二

年。令攝津國。罷大隅媛島二牧。聽伯姓佃食之。なごあり。萬葉二。姫島松原見。娘孺子屍。悲歎作歌に。妹之名者。千代爾將流。姫島之。子松之末爾。羅生萬代爾。なほ垂仁紀に見えたり。○冀垂名於後。この島に牛を放ちて牧はしめ玉ふも。御名代の御心なり。然るに集解に。此に尙書なる放牛於桃林之野の文を引れたるは。いごまきはし。其ごは意の異なるものぞや。萬葉集なる歌は。此御世の故事を下に思ひて。よめるものと聞えたり。さて中臣本北野本に後の下世字あり。

冬十二月癸酉朔己丑。天皇崩于勾金橋宮。時年七十。是月葬天皇于河内舊市高屋丘陵。以皇后春日山田皇女。及天皇妹神前皇女。合葬于是陵。

己丑。十七日なり。記には乙卯年三月十二日崩とあり。月日合はす。○時年七十。記には御年を記さす。○舊市高屋丘陵。記には河内之古市高屋村とあり。倭名抄河内國古市郡。不置とあり。古市郷もあり。今も古市に近く。隣に高屋村あり。萬葉九に衣手あり。高屋村は記傳に。神名帳に古市郡高屋神社あり。此地なり。高屋。於とあるは。此高屋か。又大和國城上郡にも同名地あれば。何れならん。辨へかたし。諸陵式に。古市高屋丘陵。勾金橋宮御宇安閑天皇。在河内國古市郡。兆域東西一町。南北一町五段。陵戸一烟。守戸二烟とあり。大和志に。古市高屋丘陵。古市郡高屋墓。俱在古市郡高屋村。墓春日山田皇女。今稱八幡山。隣安閑帝陵。と云りとあり。扶桑略記に。此御陵を高三丈方二町とあり。○神前皇女。この皇女を

合葬したる由詳ならず。集解に蓋爲_二帝妃_一歟と云り○合葬。右の大和志に。墓今稱_二八幡山_一。隣_二安閑帝陵_一とあるを以見れば。合葬とあるは同地に葬れる由にや。此墓も諸陵式に見たり。さて前皇廟陵記に。此御陵を。或曰今高屋村。城山是也。明應中畠山尙慶築_レ城。或曰近年土民發_レ陵。得_二古代器等_一と云り。この築城の事。足利季世記云。河内の國守護は畠山植長也。父尙慶十八才にて。入道して卜山と云。高屋の城を取立て_二子息にゆつり_一。紀州廣と云處へ隱居しける。此高屋の城。昔安閑天皇の御廟なり。要害善ければとて。城に築立てられけれども。本城には恐れて。畠山殿にも二の丸に住けりに見たり。

武小廣國押盾天皇 宣化天皇

漢書蓋寬饒傳曰。奉_レ法宣化。憂_二勞天下_一。

宣化天皇 紀

武小廣國押盾天皇。男大迹天皇第二子也。勾大兄廣國押武金日天皇之同母弟也。二年十二月。勾大兄廣國押武金日天皇崩無_レ嗣。群臣奏_二上_一劍鏡於武小廣國押盾尊。使_二即_一天皇之位焉。是天皇爲_レ人器宇清通。神

襟朗邁。不以才地。矜人爲王。君子所服。

武小廣國。御名義既に云り○二年。考本に此下冬字あり○使即天皇之位。大日本史云。時年六十九。據_二水鏡愚管抄及本書崩年七十三之文_一とあり。神皇正統記には。明年の即位とあり○不以才地。矜人爲王。王をオホキミノオモヘリと訓へし。本はモを脱せるなり。王思なり。王ぶりしたまはぬなり。源氏におほきみすかたと云ことあり。通證に此王を。舊事紀古本作_二諸王當從_一とあるは非なり。かくては字句も行れり。又按此王は士字の誤にはあらざるか。さらば不以才地。矜人。句爲_二士君子所_一服と讀へきにや。かゝる文例もあることなり。欽明紀爲_二天皇所_一必復讀。續紀十四に爲_二郷里之所_一歎とある文意となるなり。なほ考へし。

元年丙辰

元年春正月。遷都于檜隈。廬入野。因爲宮號也。二月壬申朔。以大伴金村大連爲大連。物部鹿火大連爲大連。並如故。又以蘇我稻目宿禰爲大臣。阿倍火麻呂臣爲大夫。

遷都于檜隈廬入野。記云。坐_二檜桐之廬入野宮_一とあり。檜隈は。和名抄に大和國高市郡檜前郷。比乃諸陵式にも。檜隈諸陵並在_二高市郡_一と見ゆ。今も檜隈村あり。雄略紀に檜隈民使。また檜隈野。欽明紀に檜隈邑。天武紀に檜隈寺などあり。さて記傳云。此天皇欽明紀細注に。檜隈高田天皇とあれば。是皇子の時の御名と聞ゆれば。本より檜隈に住居坐りしなり。高田は。葛下郡の今の高田か。其は何處にもあり。と云れたり。廬入野は阿波國風土

記に。檜前伊富利野宮とあり。入は里の假名なること知られたり。里を省きても云しこと。慶雲四年威奈大村と云人の墓誌に。檜前五百野宮とあり。さて此天皇を通證に。三代實錄曰。吉野宮御宇宣化天皇。と注されたるは誤なり。其は記傳云。三代實錄十二に。私檢古記。檜隈廬入野宮云々。此を印本には。古字を吉に誤り。記より下五字を脱して。吉野宮とあり。今は古本を以て引り。世に吉野の藏王權現と云神を。安閑天皇なりと云説のあるは。此三代實錄本の誤に依り。又宣化を安閑と誤れるには非るか。と云れたるにて知へし。さて大和志に。高市郡廬入野宮。古蹟在檜隈村とあり。舊都趾要覽云。檜隈廬入野宮之御趾。高市郡白樫村大字五條野これ御所の野の南方字宮山原古の檜隈の地に按續す。これ皇居の御趾なるへしと云へり。○物部麁鹿火大連爲大連。爲大連三字。北野本に無し。されどそれは脱たるなり。さて此下に。大日本史に。物部尾與亦爲大連如故。説見安閑紀とあり。こゝにあるへきなり。○蘇我稻目宿禰。蘇我は上に出。稻目宿禰は。姓氏錄田中朝臣條に。武内宿禰五世孫稻目宿禰之後也。又岸田朝臣條と見え。又櫻井朝臣條に。蘇我石川宿禰四世孫。稻目大臣之後也と見え。又藤原朝臣條公卿補任に。蘇我稻目宿禰。滿知宿禰之曾孫。韓子之孫。高麗之子也と見えたり。滿智宿禰。腹中紀に見ゆ。石川宿禰の子なるへし。韓子宿禰。雄略紀に見えたり。さて欽明紀三十一一年に薨とみゆ。稻目名義未詳ならず。通證に。萬葉集なる稻目明去來理と云歌を引れたれども非なり。○阿倍火麻呂。本旁書北野本假名本等に。火を大に作る。集解には大に改めて。さて據傍注及公卿補任改呂と云人もあれば。本のまゝにてもあしかりし。○大夫。此官は甚疑はし。大連大臣の外に此官あること。此より外に前後更に所見

なし。この時かゝる職名を置れたるなるへけれど。いかなる事を掌りしものにかと。つらく考ふるに。後に天智天皇十年に。左右大臣の外に。以蘇我果安臣。巨勢人臣。紀大人臣。爲御史大夫。蓋今之大納言乎。と云事見えたり。この御史大夫を。所に據ては大納言ともあり。されは大納言の始なり。此に據て按るに。此の大夫も。後の御史大夫の事かとおもはる。但し此の訓に。マツリコトマチキミと附てあるを見れば。上古の前つ公のやうにも在れど。上古の前つ公。即執政の大臣なり。此時の大臣大連か。即上古の前公なれば。別にマヘツキミの稱あるへくもあらず。されはこの大夫は。御史大夫の事とおもはれたり。恐くは御史二字などの脱たるものならむも知へからず。兎に角に疑はし。さて御史大夫即大納言にて。大臣の次に必有る官なれば。これも古きことと見ゆれば。姑く是を御史大夫の事と見てありぬへきか。さて大納言は大寶令に。大納言四人。掌參議庶事。敷奏宣旨。侍從獻替とある。これ其職掌にて。其義解に。納言王者喉舌之官也。言納言下言於上。宣言上言於下也とも。與右大臣。共參議天下之庶事。若右大臣以上无者。即大納言得專行云々ともありて。大臣に繼ては。いと重き官なり。されは此時の大夫。即御史大夫にて。所謂後の大納言に當れりとおほゆ。職原抄の唐名に。御史とあるは。彈正のことなり。其は又後の事にて。古に在ては大納言なり。なほよく考ふへし。通證にも。この大夫を。猶天智紀所謂御史大夫之任也。とまては云れたり。

三月壬寅朔。有司請立皇后。己酉詔曰。立前正妃億計。天皇女橘仲皇

女。爲皇后。是生一男二女。長曰石姬皇女。次曰小石姬皇女。次曰倉稚綾姫皇女。次曰上殖葉皇子。亦名椀子。是丹比公。偉那公。凡二姓之先也。前庶妃大河内稚子媛。生一男。是曰火焰皇子。是椎田君之先也。

己酉は八日なり。○立前正妃云々。前正妃これまでかゝる例なし。信友云。正妃の上に前字あるは。此時既に薨し給ひて。世には坐まさぬを。今新に皇后に立つへき妃もあらされは。皇后の號を前妃に贈り玉へるものか。壬寅朔有司請立皇后とあるに。速にも勅語なくて。己酉八日に至てこの詔の出たるは。帝も思ひわつらひ玉ひて。漸く八日に至て。かくは思ひ定め玉へるものなるへし。次文に前庶妃とあるも。即位よりはさきに亡せ玉ひたるなるへしと云れたり。いかゝあらん。なほよく考へし。○橘仲皇女。仁賢紀には仲字なし。記に橘之中比賣命とあり。此事既に云り。○石姫皇女。記傳云。此御名御姉妹共に。同く負賜へるは。石に由縁ありしにや。此皇女欽明天皇の太后に坐り。諸陵式に磯長原墓石姫皇女。在河内國石川郡。敏達天皇陵内。守戸三烟。とあり。さて記に。此皇女の御名の注に。訓石如石とあるは。伊志と訓へき由なり。此は心得ぬ注。上卷に訓天如天ともある例なり。石字は。常には伊志と訓とる。記中には伊波と云にのみ用ゐて。伊志と訓處はをさく无きうへに。仁德天皇の太后石之比賣命の御名の。伊波なるにも紛ふか故に。此注あるなりと云り。なほ記傳に委し。○小石姫皇女。記傳云。姊王之御名の石を承て。小石と申すなり。

廣國と。小廣國との御名の例の如し。此皇女も欽明天皇の妃に坐りとあり。集解に。按欽明天皇二年。紀。謂日影皇女。者。蓋此一名歟。帝王御名の例の如し。編年記。倉稚綾姫下。列山下日影皇女。者。蓋據欽明天皇紀。而補者。と云れたるは非なり。このことは欽明紀に。記傳の説を引て云り。合すへし。○倉稚綾姫皇女。記に倉之若江王とあり。男王なり。舊事紀には倉字なし。記傳云。倉は今大和國添上郡に。倉庄村と云あり。其なるへし。和名抄に大和國廣瀨郡上倉郷下倉郷。蘇我倉山田石川麻呂などの倉も同地なるへし。若江は河内國若江郡か。地名の二重なるは。いかもなる如くなれども。初に若江に居坐て。若江王と申せるか。後に倉と云處に坐るか如き故にて。初よりの御名とつらねて。さて此王。記にては男王なるを。注に男三とあるを以て知へし。彼三字。眞福寺本には二とあり。若男二と書申せるなり。さて此王。記にては男王なるを。注に女二の二字を。三の誤とせむか。されど男二とある二と誤字なるへき。書紀には皇女とあり。此事論あり。師木島宮段に云へしと云り。此欽明紀の。下に出すへし。稚稜は。若江と通ひて地名なるへし。さて此皇女も。欽明の妃と坐り。此事もそこ○上殖葉皇子。記には上字なく。御母も異にて。又娶三川内之若子此賣。生御子火穗王。次惠波王とあり。記傳云。御名義未考得ず。書紀に上殖葉皇子。姓氏録にも賀美惠波王とあり。若くは地名にて。上は下惠波に對へる名にや。○亦名椀子。集解に原係大書。據例改とあり。椀子は麻呂子と云に同じかるへし。此皇子は。あるか中の御兄に坐なるへし。椀子皇子墓。攝津豐能郡池田町字五三堂に於て。一の古墳を發掘したる。該古墳の蓋石を取除きしに。中は深さ四尺。長さ四間。幅三尺許にして。周圍は厚さ二寸内外の割石を以て疊み。底には熟土に朱を混じたるものを。一圓に散布しあり。其下より青玉(色カ)の玉壘一個。青色の管玉三個。素焼の壺一個。青銅の鏡一面。及刀劍の折れ數個を發掘したりと云。初此墳墓は。種々取調の上。宣化天皇の皇子椀子の御墓ならんとの事にて。大坂府より宮内省へ具申する筈なりと。明治三十年十二月十一日讀賣新聞に云り。よく聞正すへし。○丹比公。記にも惠波王者。章那君。多治比君之祖也とあり。記傳云。三代實錄十二に。丹墀真人貞峰等。上表曰云々。宣和天皇々子。加美惠波皇子。生三十市王。十市王生多治比古王。此王生産之夕。忽多治比花飛。浮湯沐釜。以斯冥感。名多治比古王。成長之後。固執謙退。奏請求姓。因賜姓多治比公。便以名

爲_レ姓。存_二其舊意_一云々とあり。此文のうち和字は。化を後に誤れるなるへし。さて此多治比花の故事を。書紀に反。正天皇の御事に記されたるは。傳への紛れの誤なること。傳三十五に云るか如し。氏人は。
 天武卷に丹比公麻呂見え。同卷十三年冬十月。丹比公賜_レ姓曰_二真人_一。伊呂波字類抄に。持統朝。賜_二真人_一とあるは誤。また同卷持統卷に。丹比真人島見えたり。
持統四年に。此人右大臣とせらる。續紀二に。大寶元年七月。左大臣正二位多治比真人嶋雲云々。大臣宣化天皇之玄孫。多治比古王之子也とあり。 姓氏錄に。多治真人。宣化天皇太子。賀美惠波王之後也。續後紀に。天長十年。改_二多治比真人氏_一。賜_二姓丹墀真人_一。そもく此字を略て丹比とも。多治とも書ならへれば。此丹墀もたゞ字を改められたるのみにて。語は舊のまゝに多治比か。然れども改て賜_二姓とあるは。語をもたんとち改玉へるにや。 三代實錄。丹墀真人貞峯上表に。云々。此間の文。上に引り。 以_レ名爲_レ姓。存_二其舊意_一云々。左大臣志摩真人。是貞峯之高祖父也。天平六年。遣唐使多治比真人廣成入唐之日。改作_二丹墀_一。復命之後。猶用_二舊姓_一。傳來百年。無_レ心_二變改_一。天長九年。多治比真人貞成等。奏請改_二多治比三字_一。爲_二丹墀兩字_一云々。豈偏賞_二入唐之新文_一。詔_二所生舊字_一乎。伏願以_二古多治字_一。換_二今丹墀姓_一。但緣_二煩文_一。請省_二比字_一。雖_レ除_二一字_一。稱謂不_レ變。然則存_二先祖之感生_一。貽_二孫謀於不朽_一。拜表以聞。詔許之。とあり。大日本史に。按改_二多治比_一爲_二多治_一。助_二於此_一。時_二而姓氏錄_一。已書_二多治_一。豈後來所_二改書_一乎。さて此氏人にては。崇徳帝御世。河内權大掾多治比真人久永あり。長秋記に見えたり。上に云る廣成八世孫武信。陽成帝御世。武藏に謫せらる。孫峯時竟に其地を家とす。支葉繁衍して。號して爲_二丹黨_一。即武藏七黨の一なり。武藏七黨系圖。源平盛衰記に見えたりと。氏族志に云り。なほ其族の氏名を擧られたり。 ○偉那公。記傳云。和名抄に攝洞國河邊郡爲奈鄉。續後紀十四にも。河邊郡爲奈野。三代實錄二にも如此あり。此野歌多し。神名帳爲那郡比古神社は。豊島郡に入れり。 氏は。孝徳卷に猪名公高見。天武卷に韋那公磐楯など見ゆ。同卷十三年冬十月。猪名公賜_レ姓曰_二真人_一。凡て真人は。天武天皇の御世に定められたる。八色姓の

中の第一にして。其時初めて。此戸を賜へる十三氏。皆繼體天皇より以來の。近き御世々の皇胤なり。姓氏錄に載れるも皆然り。其中に若沼毛二俣王の後のあるも。繼體天皇の御族なるへし。 姓氏錄には。爲奈真人。宣化天皇太子火燭王之後也。また攝津國皇別。爲奈真人。宣化皇子火燭王之後也と見ゆ。三代實錄三十八にも。火燭親王。是川原公爲奈真人等之祖とあるなどは。記紀の傳と。御兄弟の間差へりと云り。右に出たる外にも。此氏人にては。文武帝御世に威奈真人大村あり。紫冠鏡の子。少納言越後城司等の官となれること。大村墓誌に見えたり○大河内稚子媛。記には娶_二川内之若子比賣_一。生御子火穗王。次惠波王。記傳云。川内は書紀には大河内とあれば姓氏か。されど戸もなく。父兄などの名も見えされは。國名なるへし。河内國。古は大河内とも云り。 玉穗宮殿に。阿倍之波延比賣などもある類なり。若子の名義。ことなることなしと云り○火燭皇子。記に火穗王とあり。記傳云。本能宮と云は。即火之穗の意にて。即俗に火燭と云是なり。如何なる由にて。此御名は負玉ひけむ。詳ならず。さて三代實錄二十二に第二皇子とあり。攝津河邊郡火燭降神祠。在_二東桑津村_一。或曰火燭王祠。また同郡火燭皇子墓。在_二東桑津村_一。と云り○稚田君。記に志比陀君に作れり。記傳云。志比陀君。地名なり。今彼郡に稚田村と云あり。稚田を詠れる名か。此氏此より他に見あたらす。姓氏錄にも載らず。姓氏錄に。攝津國皇別。川原公。爲奈真人同祖。火燭親王之後也。天智天皇御世。依_レ居賜_二川原公姓_一と見ゆ。河邊郡に。今も河邊郡火燭降神祠。在_二東桑津村_一。或曰火燭王祠。また同郡火燭皇子墓。在_二東桑津村_一。と云り○稚田君。記に志比陀君に作れり。記傳云。志比陀君。地名なり。今彼郡に稚田村と云あり。稚田を詠れる名か。此氏此より他に見あたらす。姓氏錄にも載らず。 河原村あり。三代實錄七に。攝津國河邊郡人。九世川原公清永。十一世爲奈真人宮雄等五人之戸。並國_二課役_一。清永等宣化天皇太子。火燭之後云々。又三十八に免_二攝津國河邊郡人_一。九世河原公福貞。川原公福繼。有馬郡人。川原公千被。河邊郡人。十世川原公夏吉。川原公有利等五戸課役。宣化天皇第二皇子火燭親王。是川原公。爲奈真人等之祖云々とあり。さて記傳には。稚田君他に見あたらすとあれど。後事紀に。火燭皇子偉那君祖とあるは。右にも云る如く。異なる傳なれども。上殖葉皇子を。稚田君祖と爲たるは。誤なる傳なり。

夏五月辛丑朔。詔曰。食者天。本也。黃金萬貫。不可療飢。白玉千箱。何能救冷。夫筑紫國者。遐邇之所朝屆。去來之所關門。以之表海國。候海水以來。賓望天雲。而奉貢。自胎中之帝。泊于朕身。收藏穀稼。蓄積儲糧。遙設凶年。厚饗良客。安國之方。更無過此。故朕遣阿蘇仍君。加運河內國茨田郡屯倉之穀。蘇我大臣稻目宿禰。宜遣尾張連。運尾張國屯倉之穀。物部大連鹿鹿火。宜遣新家連。運新家屯倉之穀。阿倍臣。宜遣伊賀臣。運伊賀國屯倉之穀。脩造官家。那津之口。又其筑紫肥豐三國屯倉。散在縣隔。運輸遙阻。儻如須要。難以備卒。亦宜課諸郡分移。聚建那津之口。以備非常。永為民命。早下郡縣。令知朕心。秋七月。物部鹿鹿火大連薨。是年也太歲丙辰。

詔曰。類聚國史に。國儲部に收入れたり。○黃金萬貫。史正義に。漢制一金直千貫などあれども。こゝはさる義まてに預るへきにあらす。○白玉千箱。通證に。雅清歌。戀わひて落る泪の玉ならば。千箱の數

に過やしなまし。延喜内藏寮式。白玉一千丸。志摩國所奉進。大神宮式。白玉一兩三分。盛白宮二合。長曆官符。白玉捌拾壹丸。重一兩三分。今按真珠也。とあり。○冷をコイと訓めるを。假名本にはコ、ヒと訓り。ヒはイの誤。今こゆる義なりと谷川氏云り。コイと云も古き訓なるへし。○筑紫國。通證に。此專指太宰府。又見天武紀上と云り。されとこれを。太宰府の始と爲へき明文なし。なほ府は此より後。崇峻推古兩朝の頃にあるへしと云る。蒲生君平の説あり。推古十七年の下に云へし。○關門。倭名抄居處部に。關。日本紀私記曰。關門也。世岐度。在境所。以察出禦入也。とあり。○候海水云々。候訓サモラヒテは眞守なり。萬葉七に。大御舟。竟而佐守布。高島之。三尾勝野之。奈伎左思所思。又大海。候水門。事有。從何方君。吾率陵。とあり。式祈年祭祝詞に。青海原者。棹杪不干。舟艦能至。留。極。大海爾舟滿都々。氣氏云々。○望天雲云々。又云。青雲能靄。極。白雲能墜坐向伏限。萬葉八。青浪爾。望者多要奴云々。○設凶年は。義倉の設なり。賦役令三代格等に。義倉の事詳なり。○阿蘇仍君は。詳ならず。記に神八井耳命。阿蘇君等之祖とあれば。阿蘇君のことなるか。さらば仍は行か。傍に乃と訓を施したるか。まさされて本文とはなれるにもあるへし。また類史及び本書の旁注に。阿須仍とあれど。阿須は誤なるへし。また舊旁訓に。サアメノと私記の訓を付したるも心得かたし。集解に。按仍訓。茂。未詳。蓋阿蘇君名。また或阿蘇仍君。諸王名。など注せしも強言なり。假名本には。あそとのきみと訓れど。これも誤あるへし。さて注に未詳とあるは。後人の攙入なるへし。○尾張國屯倉は未詳。和名抄同國中島郡。海部郡等に。三宅郷あり。同國風土記に。愛

智郡三宅寺。又三宅連麻佐など云人みゆと。ある人いへり。さて蘇我大臣に。由縁ある地なるへき事。次の新家屯倉。伊賀國屯倉にて知らるれども。ものに見えたることなし。なほよく考へし○新家連。新家の訓は。和名抄讚岐國阿野郡郷名爾比乃美とあり。此氏は天孫本紀に。饒速日命十一世孫。物部竺志連公。新家連等祖とあり。姓氏錄河内未定に。新家首。汗麻惠足尼命之後者不見。訂正本に。惠一作。斯。新麻尼足尼命之誤とあり。今按に鬼は寛なるへし。氏人は。延暦儀式帳に。孝徳帝御世に。度會郡督領新家連阿久多。大神宮雜事記に。聖武帝御世に。度會郡少領新家連人丸。また三條帝御世に。新家望尋。亦本郡大領たること見えたり。其族に又宿禰姓あり。後三條帝御世に。檢非違使新家宿禰成弘と云ふ人。光明寺所藏古券に見えたり。神郡のこを掌れるなりけり。また六條帝御世に。大神宮權主典。新家宿禰兼季。兵範記にみゆ。また順徳帝御世に。新家宿禰真景も。檢非違使たりし事。これも光明寺古券にみゆ。又公姓あり。三代實錄に。清和帝御世に。伊賀節婦新家公福刀自あり。これも此族なるへし○新家屯倉之穀。按に右の新家連の出所は。倭名抄河内國志紀郡新家方廢村存。今屬丹比郡とありて。河内より出たる氏なり。さて此の新家屯倉は。集解に。按前後皆被國名。而此單稱。新家一者。恐脫河内國三字とあれ。重胤説に。前後に尾張國と。伊賀國との間に被載たれば。伊勢國なる新家なりけり。上代本記。豐受大神御遷幸の處に。次山邊行宮御一宿とある下に。今號壹志郡新家村是也と見ゆ。式に同郡物部神社ある。即新家村に坐と云り。皇太神宮儀式帳に。度會乃山田原立屯倉。新家連阿久多督領。磯連牟良助督仕奉とあるは。孝徳天皇御世に。其新家屯倉を。度

會郡に移されたるよしなり。是亦新家は物部氏に由有る證にして。伊勢なるを本なりける。と云れたるに依て。此の新家屯倉は。伊勢國なる屯倉とすへし○阿倍臣は。大夫阿倍火麻呂なり○伊賀臣。阿倍臣同祖。孝元紀にみゆ。伊賀國屯倉は。此氏にて掌り居りしなり○脩造官家。本に官を宮に作る。今北野本中臣本考本に據る。屯倉と同訓にて義も同じ。これを集解に。按鎮西官家。即後太宰府と云へり。この事下に云へし○那津之口。倭名抄筑前國那珂郡とある此地なり。齊明紀七年に。至于娜大津。居于磐瀨行宮。天皇改此名曰長津。また伊吉連博徳書に。同天皇之世云々。以己未年八月十一日。發自筑紫大津之浦なども見ゆたり。青柳氏云。那津は那珂郡博多の古名なり。宣化天皇紀。齊明天皇紀などに。那津と見ゆたる比まては。今の三宅村より。仲村あたりをいふと聞ゆたり。三宅村は。今の博多より三里ばかり南にあり。三宅より仲村まで又一里もあるへし。博多よりのほれば。三宅は那珂河の右にあり。仲村はひたりの方にあり。三里ばかりあり。此邊の入海。漸あせて。舶泊の遠くなるにつけて。那津の人家をも。又北方にうつして。終には今の博多の津にいたれりといへり。博多は。怡土郡より七里許東にあれと。舊地は山より三里許南にありとすれば。ここに東南と云るにあへりと云り。神功紀にも此地既に出て。そこにも云り○縣隔。北野本中臣本考本に。縣を懸に作る。縣は懸の本字なり○儻如須要。儻如をモンと訓む事。欽明紀にも見ゆたり。須要を類史に要須に作り。安閑紀。要須因物爲名。敏達紀。要須護養黎民云々。欽明紀。要須道理。孝徳紀。要須臣翼。持統紀。要須齋などあれ。須要とあるは。このみ。訓は假名本に。もちろむとせは。訓るに従ふ○大連菟。繼體紀元年に爲大連。如故とあれは。

それより前に既に大連になれりしにこそ。公卿補任に。在官三十年と記せしは。元年を初任として數へたるなり○太歲丙辰。年代紀を考るに。梁武帝大同二年にあたり。

二年丁巳

二年冬十月壬辰朔。天皇以新羅寇於任那。詔大伴金村大連遣其子磐與狹手彦以助任那。是時磐留筑紫。執其國政。以備三韓。狹手彦往鎮任那。加救百濟。

磐與狹手彦。磐の事佗に見えず。狹手彦は。姓氏錄左京神別。大伴連。道臣命十世孫。佐豆彦之後也。あり。三代實錄貞觀三年。左京人散位外從五位下。伴大田宿禰常雄。賜伴宿禰姓。常雄款僞。謹稽家牒。伴大田宿禰同祖。金村大連公第三男。狹手彦之後也。此人有事は。欽明天皇二十三年の紀に見えたり○助任那。毛野臣か和解を誤りて歸りしより。新羅百濟の兵勢益強く。かの百濟本記に見えたる如く。繼體帝二十五年には。百濟の師進みて安羅に至。乞毛城を營みなど。いたく任那に逼りしかは。今般は其を救助けしめ玉へるなり。かつ彼の勢。不意に皇國に押渡らむも圖難きにつきては。磐をは筑紫にとりて。三韓に備へしめたりしなり。此を以て思ふに。那津に官家を脩造し玉ひしも。其等かためにて。後の太宰府の基本とも云へし○狹手彦往鎮任那。肥前風土記。松浦郡鏡渡。在郡昔者

檜隈廬入野宮御宇。武小廣國押楯天皇之世。遣大伴狹手彦連。鎮任那之國。兼救百濟之國。奉命到來。至於此村。即娉篠原村弟日姫子成婚。日下部君 容貌美麗。特絶人間。分別之日。取鏡與婦。含悲啼渡粟川。所與之鏡緒絶沈川。因名鏡渡。褶振峯。在郡東峰家。の條に。此時の事を載せり。其文に大伴狹手彦連。發船渡任那之時。弟日姫子。登此用褶振招。因名褶振峯。然弟日姫子。與狹手彦連相分。經五日之後。有入每夜來。與婦共寢。至曉早歸。容止形貌。似狹手彦。婦抱其怪。不得忍默。竊用績麻。繫其人。隨麻尋往。到此峯頭之沼邊。有寢。虵身人而沈沼底。頭虵而臥。沼壅。忽化人。即謂云。志努波羅能。意登比賣能古哀。佐比登由母。爲禰豆牟志太夜。伊幣備久太佐牟。于時弟日姫子之從女。走告親族。親族發衆。昇而看之。蛇與弟日姫子。並亡不存。於茲見其沼底。但有二人屍。各謂弟日女子之骨。即就此峯南。造墓治置。其墓見在也。仙覺か萬葉抄に。引證せる風土記には。松浦縣。縣東三十里。有峽。峽。峽。此云。比禮府。最頂有沼。計可半町。俗傳云。昔者檜前天皇之世。遣大伴手彦。鎮任那國。于時奉命。過此處。於是篠原村。篠原村。有寢。また萬葉子。名曰乙等比賣。容貌端正。孤爲國色。妙手比古便娉成婚。離別之日。乙等比賣登此峯。舉帳招。因以爲名也。あり。五に。天平二年。筑前國司山上憶良か。詠領巾磨嶺歌一首を載せて。其文に。大伴佐提比古郎子。特被朝命奉使藩國。賊棹言歸。稍赴蒼波。妾也松浦。佐用 燼面 嗟此別易。歎彼會難。即登高山之嶺。遙望離去之船。悵然斷肝。駭然銷魂。遂脫領巾磨之。傍者莫不流涕。因號此山曰領巾磨之嶺。乃作歌曰。得保都必等。麻通良佐用比米。都麻胡姬爾。比例布利之利用。於返流夜麻能奈。此外にも。後人追加の。みな此時の事にて。いと名高き物語なり。三代實錄五。伴大田宿禰。加款にも見えたり。但し風土記と萬葉とは。女の名異なり。二様に

語傳へしものと見たり。これらを見れば。狭手彦も暫く筑紫に留りて。韓國のやうを窺ひつゝ。韓と議りて。二つにわかれて。かくは任那國に赴きしにこそ。

四年己未

四年春二月乙酉朔甲午。天皇崩于檜隈。廬入野宮。時年七十三。冬十一月庚戌朔丙寅。葬天皇于大倭國身狹桃花鳥坂上陵。以皇后橘皇女及其孺子合葬于是陵。

皇后崩年。傳記無載。孺子者。蓋未成人而薨歟。

二月。大日本史云。本云。欽明紀爲十月事。未レ知孰是。とあり。○甲午。十日なり。○時年七十三。記には御年を記さず。記傳云。此天皇御年を記さざるは。いかなる由にか。又此段には。此に例の細注もなきは。後に文の脱たることあるにやと云へり。○丙寅。十七日なり。○身狹桃花鳥坂上陵。記には御陵をも記さず。諸陵式に。身狹桃花鳥坂上陵。檜隈廬入野宮御宇宣化天皇。在大和國高市郡。兆域東西二町。南北二町。守戸五烟とあり。身狹は欽明卷に。遣蘇我大臣稻目宿禰等於倭國高市郡。置韓人大身狹屯倉。天武卷に牟狹社。神名帳に高市郡牟狹坐神社など見ゆ。○今世に三瀬と云處なり。三瀬は即牟狹を訛れる名なり。りまて云へり。右は此御陵のあた。りまて身狹の内なりけむ。桃花鳥坂は。神武卷に築坂邑とある處なり。垂仁卷に。葬倭彦命于身狹桃花鳥坂とあり。大和志に。身狹桃花鳥坂上陵。在高市郡鳥屋村西南。東有小陵。俗呼俱知山。以皇后

橘皇女及其孺子。合葬于此。周廻有池。廣三百三十畝。域外有小冢五と云へり。前皇廣陵記に云々。或云鳥屋あり。御陵の廻りは池にて。中に御陵はありて。西方に御陵へ上る道一筋ありと云り。今思ふに。綏靖天皇の御陵の。桃花鳥坂と云は。其地の狀を以て分てる名にて。此桃花鳥坂と同地なるべきか。桃花田丘陵。桃花鳥坂陵。又彼倭彦命の御墓など。彼此とあれば。よくせずは紛ひぬへし。已にまた此あたりを行て見ざれば。と記傳に云れたり。この事既に綏靖紀に云おけり。立かへらかにとも云かたし。なほよく尋ね考ふべきことなり。○記傳に云れたり。この事既に綏靖紀に云おけり。立かへりてよく考合すへし。○孺子。詳ならず。此天皇の皇子等。前にあれども。いづれも御裔あれば。それらうちにてはまじまじとす。此は皇后の生玉へるなとにて。既く薨したまへるを。遺詔ありて。後に此陵に合葬し玉へるなるへし。

日本書紀卷第十八終

北野本中臣本終字なし

○日本書紀通釋卷之四十八

日本書紀通釋卷之四十九

飯田武郷謹撰

日本書紀卷第十九

天國排開廣庭天皇 欽明天皇

尙書堯典曰。放勳欽明。文思安々。孔安國曰。欽敬也。

天國排開廣庭天皇。男大迹天皇嫡子也。母曰手白香皇后。天皇愛之。常置左右。天皇幼時夢有人云。天皇寵愛秦大津父者。及壯大。必有天下。寤驚。遣使普求。得自山背國紀伊郡深草里。姓字果如所夢。於是忻喜。遍身歎未曾夢。乃告之曰。汝有何事。答云。無也。但臣向伊勢。商價來還。山逢一狼相鬪。汚血。乃下馬洗漱口。手祈請曰。汝是貴神。而樂麤行。儻逢獵士。見禽尤速。乃抑止相鬪。拭洗血。

欽明天皇紀

毛遂遣放之。俱令全命。天皇曰。必此報也。乃令近侍。優寵日新。大
致饒富。及至踐祚。拜大藏省。

嫡子。通證云。安閑紀曰。長子。此曰嫡子。蓋嫡庶之分也。○秦大津父。秦氏。雄畧紀既出。大津父。名義美稱。なるへし。○寤驚。本に寤を寐に作る。今考本及舊事紀に據る。○紀伊郡深草里。倭名抄山城國紀伊郡深草。山城志云。紀伊郡深草。屬邑六。稻荷舊深草管内とあり。さて秦氏の此里に由縁あることは。神名式紀伊郡稻荷神社ありて。山城風土記に。稱伊奈利者。秦中家忌寸等遠祖。伊侶具秦公。積稻梁。有富祐。乃用餅爲的者。化三成白鳥。飛翔居山峯。遂爲社名とあり。諸神記に。稻荷秦氏之祖神也。されは。大津父も此一族なりけらし。○忻喜。本に忻を所に作る。今活字本中臣本舊事紀等に據る。○歎未曾夢。通證に。未曾下疑脫有字とあり。按に敏達紀に。馬子宿禰受而歡悅。嘆未曾有。頂三禮三尼云々とあるに依らは。こゝも夢字は有の誤にて。歎未曾有とありしなるへし。さて訓の意にもたかはす。○商價。商價交易の事。はじめたものに見えたり。阿幾と云言意は未詳ならず。通證に引る新井氏曰。古者秋布穀既成。而後通商賈之道。故稱秋物也。とあれと信かたし。○狼。雄略紀に出。○貴神。大蛇を可畏之神と云る事。神代紀に見え。虎を威神と云ること。下文六年の下に見えたり。此類なり。○大藏省。この事は清寧紀に既に云。さてこの省は。後なる令制の八省とは。本より同じからず。八省の事は孝徳紀に云へし。たゞ大

藏の官人と爲し玉へるなり。故下には大藏掾ともあり。然るに集解に。按元年紀。以大藏掾爲秦伴造。蓋是大津父。即任大藏丞。可知。と云るは非なり。さて秦氏の大藏をしろこと。雄略紀また古語拾遺に見えたれば。其由縁を以て任玉へるなり。舊事紀に。この省字なる令制をおもひて。何となく書換たるものなり。本のまゝにてあるへし。

四年冬十月。武小廣國押盾天皇崩。皇子天國排開廣庭天皇。令群臣曰。余幼年淺識。未閑政事。山田皇后明閑。百揆請就而決。山田皇后怖謝曰。妾蒙恩寵。山海詎同。萬機之難。婦女安預。今皇子者。敬老慈少。禮下賢者。日中不食。以待士。加以幼而穎脫。早擅嘉聲。性是寬和。務存矜宥。請諸臣等。早令臨登位。光臨天下。

冬十月。宣化紀に二月崩とあり。幼年淺識。皇年代略記一代要記に。今年御年三十一とあるに依れば。幼年にはましまさず。いかくなるやうなれども。故に御心幼稚ささまに宣へるにやあらむ。また異なる傳にもやあらん。詳に知かたし。なほ次に云。山田皇后は。仁賢皇女にして。安閑皇后にます。百揆。本に揆を擦に誤る。今正せり。○山海詎同。本に詎を誰に作る。今中臣本及釋紀に據る。考本及假名本には雖に作る。誤なるへし。通證に當り。惟とあり。○矜宥。本に矜を矜に誤る。今正せり。○令登位光臨天下。

本に令の下に臨字あるは衍なり。今中臣本に據て刪る。集解にも。秘閣本光を先に作れり。

冬十二月庚辰朔甲申。天國排開廣庭皇子。即天皇位。時年若干。尊皇后。曰皇太后。大伴金村大連。物部尾輿大連爲大連。及蘇我稻目宿禰大臣。爲大臣。並如故。

十二月の上に。冬字あるは衍なり。今集解に據て削れり。○甲申は五日なり。○時年若干。本書旁書に。四字一本注とあり。後人の攙入なるへし。集解にも削れり。○尾輿大連爲大連。この事上に云り。さて此下に及字あるは衍なるへし。○蘇我稻目宿禰爲大臣。舊事紀には。蘇我稻目宿禰の事なくて。物部目連公爲大臣とあるは誤なり。大日本史云。公卿補任曰。物部目雄略帝十三年以後。不見事蹟。薨年未詳。據此蓋舊事紀。誤以稻目爲物部目也と云り。

元年春正月庚戌朔甲子。有司請立皇后。詔曰。立正妃武小廣國押盾天皇女石姬爲皇后。是生一男一女。長曰箭田珠勝大兄皇子。仲曰譯語田淳中倉太珠敷尊。少曰笠縫皇女。更名狹田毛皇女。

甲子。十五日なり。○箭田珠勝大兄皇子。記には八田王とあり。和名抄に大和國添下郡矢田郷。神名帳に

云神社もあり。萬葉十に八。珠勝。義詳ならず。たゞ何となき御美稱か。記傳云。此勝はカチと訓へさか。又麻佐と訓へ。田の野とよめるも此地なり。

此皇子。此御世十三年に薨したまへり。○譯語田淳中倉太珠敷尊。譯語田は宮地の名なり。下に記には

他田と書り。記傳云。書紀に譯語と書れたる意なり。推古紀に通事とあり。又欽明紀。姓氏錄。和名抄。筑前縣名など

に。曰佐とあるは假字なり。但此も韓國より書る字なるへし。さて此日字を。日字と書るは寫誤なり。さて袁佐と云は。或人韓語なりと云る。然もあるへし。又他と書は。此も韓國よりのことか。將皇國にての事にて。隈を前。股を後と書類にや。其意知かたし。他國の語を通はす由かとも思へど。然にはあらず。

和名抄駿河國有土郡郷名にも。他田と云ありて。乎佐多とありと云り。淳中倉。記に沼名倉と書り。記傳云。沼

名の事は。中卷神沼河耳命の下に云り。稱名なる由は詳ならず。倉は谷の意か。沼名河とも。又天武

天皇の大御名。淳名原とも申すを思へは。河とも原とも。もつ、けは。谷とも云へさか。又神功卷に。大津淳名倉之長峽

とある。倉も谷を云かと思はるればなり。されど稱名となるへき由は詳ならず。太玉敷は御稱名なり。

大御兄王の玉勝と。並ひたる御名なるへし。と云り。○笠縫皇女。記に笠縫王とあり。崇神紀に笠縫邑あり。此地名か。忍坂彦人太

子の御子にも。同御名あり。更名狹田毛も地名なるへし。されど所は詳ならず。

二月。百濟人已知部投化置倭國添上郡山村。今山村已知部之先也。

三月。蝦夷隼人並率衆歸附。

百濟人已知部。姓氏錄大和諸蕃に。己智は秦太子胡亥之後也とあり。先祖は秦人なるか。百濟に移り

住しなるへし。續後紀承和十年十二月。奈良己智。奈良許知。續紀和銅七年十一月にも見えたり。豐繼等八人。賜姓大瀧宿禰。其先

百濟人也とあり。播磨風土記。饒磨郡韓室里條に。右稱韓室者。韓室首實等上祖。家大富饒。造韓室。

故號韓室。巨智里。右巨智等始祖屋居此村。故因爲名。所以云草上者。韓人山村等上祖。巨智賀那

請此地。而墾田之時。有二聚草。其根尤臬。故號草上。なごみえたり。山村の事は次に云。賀那は名なるへし。部は其部屬を云

なるへし。○投化は。歸化に同じ。○添上郡。按に此にかくあれども。此は添上下と分りたるにはあら

じ。郡と云稱もいまた无き時なればなり。後より記志しものなるへし。○蝦夷隼人。清寧紀に出。○山村。

倭名抄添上郡山村也。末無良これなり。大和志云。添上郡郷名山村。方廢村存。又云。已知山屬邑二とあり。

萬葉集にも行幸山村といふこと見えたり。さてまた姓氏錄に。大和諸蕃。山村忌寸。已知同祖。古禮公

之後也。續紀神護景雲二年二月。山村許智人足。寶龜八年七月。山村許智大足賜姓山村忌寸とあり。

山村奈良。添上郡に屬せり。和銅七年十一月なる。奈良許智も。同祖なること明らかし。さてこゝに山

村已知部とあるは。通證に。此指姓而言。自二項。舊讀非とあるか如く。山村も已知部も二姓なるへき

か。日本後紀十二。右兵衛大初位下山村曰佐駒。三代實錄三十六。正六位上山村曰佐得道。など云人みゆ。または舊讀の如く。山村之已知部か。上に擧げたか如し。たかに定め

かたし。又大和志に。添上郡有百濟已知部宅址。村と云事もあり。靈異記上。大和國添上郡山村中里。

昔有直椋家長公云云。今昔物語十二に。添上郡山村の山にして。一の鹿ありて。網見の里の百姓の家

の中に走り入る云々。

秋七月丙子朔己丑。遷都倭國磯城郡磯城島。仍號爲磯城島金刺宮。

己丑は十三日なり。○磯城郡磯城島。記云。天皇坐師木島大宮。治天下也。とあり。記傳云。師木は上に出。嶋とは。凡てもと周廻に界限のありて。一區なる域を云名にて。海中には。秋津島と云も。本孝安天皇の都の名にて。大和の内の地名。應神天皇の都も輕なるを。輕島明宮と云類なり。されは此も彼秋津島宮。輕島宮などの例の如く。師木の地なるを。師木島とは云なり。敏達卷に。此天皇を即磯城島天皇と見え。孝德卷にも。磯城島宮御宇天皇とあり。さて凡て天皇の宮を。大宮と申すは常なれども。御世々々の段の首には。皆坐某宮とこそ云れ。某大宮と記せる例は記中に無し。いかゞ。續紀十二に。大宮御宇天皇云云。な。但是は殊にめてたき御世にて。此宮號は。後世まで大倭の大號にさへなれるはかりなれば。殊に大宮とは標たるにやと云り。○磯城島金刺宮。宮蹟は。聖德太子傳評註曰。玉林曰。三輪山邊有二郷。曰磯城島。竹原中有小社。相傳宮蹟。舊都趾要覽に。今磯城郡。上郡。三輪町大字金屋。山崎の内かなざり。と云地。これ皇居の一局部の麓なるへし。其地荒廢すと云り。大和志に。城上郡金刺宮。古蹟在金屋村西南初瀬川南。とあるはたかへり。また日本靈異記に。大和國山邊郡磯城島村とあるは。郡たかへり。これは三輪山邊とありしを。山邊郡と書たかへしものなるへし。

八月。高麗。百濟。新羅。任那。並遣使獻。並修貢職。召集秦人漢人等。

諸蕃投化者。安置國郡。編貫戶籍。秦人戶數惣七千五十三戶。以大藏掾爲秦伴造。

並修貢職。並上脱字あるか。假名本並字なし。集解に獻並二字を削れり。考本に職を賦に作れるはわろし。○戶籍。和名抄調度部。文字集畧曰。籍。和名與。民戶之書。古以版。今黃紙。野王案。凡書於簡札。皆謂之籍也。簡札。和名不美太とあり。文板の義なり。箋注云。欽明紀。孝德紀。戶籍訓。倍乃不无太。籍名。籍籍也。注。今時郡戶籍謂之戶版。小宰廳。開里。以版圖。注。版。戶籍。宮正爲之版。以待。注。版。其人之名籍。古以版。蓋是。今黃紙未聞。廣本。版作。恐非是。按戶籍見。欽明元年。孝德大化元年。二年。三年。白雉三年。天智九年。持統三年。四年。紀。及職員令。戶令。民部省京職式。とあり。さて秦人漢人のことは。既く雄略紀十五年十六年の下に見えたれど。やうく多くなりもて來ぬるより。諸國郡に安置し。戶籍を作り。編戶の民となし玉ひしなり。俗に人別帳へ入るなり。○大藏掾。本に掾を椽に作る。今正せり。秦大津父。前年大藏省の官人となれるを。こゝには掾と云るなり。掾は令制にては。諸國主典に云る名目なれど。此にてはたゞ屬官に云るなり。六書故に。掾乃屬官通稱とあり。古本の訓に。フミヒトとよめれど。マツリコトヒトと訓むかた。あたるへし。○秦伴造。雄略紀に。聚秦民。賜於秦酒公。とあるに同じく。秦氏の統領となしたまへるなり。續紀十八。秦部飯麻呂。文德實錄六。秦部總成は。秦伴より起れるなるへし。或人云り。

九月乙亥朔己卯。幸難波祝津宮。大伴大連金村。許勢臣稻持。物部大連。

尾輿等ヲ從テ焉ヲ。天皇問テ諸臣ニ曰ク。幾許軍卒ヲ伐シ得ル新羅ヲ。物部大連尾輿等奏曰ク。少許軍卒不可シ易ク征ス。曩者男大迹天皇六年。百濟遣テ使ヲ表請フ任那ヲ。上哆唎ノ下哆唎ノ娑陀ノ牟婁ノ四縣ヲ。大伴大連金村輒ニ依テ表請シ。許賜所求ヲ。由テ是新羅怨曠積年。不可シ輕爾而伐ス。於是大伴金村居テ住吉宅ニ。稱疾不朝ス。天皇遣テ青海夫人勾子ヲ慰問シ。慇懃ニ大連怖謝曰ク。臣所レ疾者非シ餘事也。今諸臣等謂ク臣滅ス任那ヲ。故恐怖不朝耳。乃以テ鞍馬贈リ使シ。厚相資敬ス。青海夫人依テ實顯奏シ。詔曰ク。久竭ニ忠誠ヲ。莫ク恤シ衆口ヲ。遂不レ爲シ罪ヲ。優寵彌深。是年也太歲庚申。

己卯は五日なり。○難波祝津宮。攝津志に。河邊郡祝津宮。古跡在テ西難波村ニ。今有テ八幡小祠古梅樹一株ニ。とあり。續紀十八。攝津國住吉郡人。祝長。月五十三人。賜ニ依羅物忌姓ヲ。天書云。元年乙卯。行ニ幸難波ニ。庚辰ニ進ニ幸祝津宮ニ。遣テ使ヲ祠ニ住吉神ニ。賜ニ民爵及帛ヲ。各有レ差ヲ。初將テ征ス新羅ヲとあり。此には將テ征ス新羅ヲの事は書さねども。次の詔にて。其爲に難波に幸ませること知られたり。さて難波に幸坐るは。住吉神に御祈のためなり。○許勢臣稻持。通證に。疑巨勢男大臣之子と云り。○上哆唎。繼體紀にオコシタラと訓るよろし。本の訓に誤あり。

○許賜所求。此事前紀に詳に出。○新羅怨曠。前紀には。新羅の怨曠みしことは見えねど。つら／＼按るに。右の四縣は。もと任那の域なるを。新羅か奪はむと企て居しか故に。それを百濟に玉ひて守らしめ玉ひしなり。其處の文に。穗積臣押山か奏に。此四縣近連ニ百濟ニ。遠隔ニ日本ニ。且暮易ク通ス。雖犬難レ別。今賜ニ百濟ニ。合爲ニ同國ニ。固存ニ之策ニ無ク以テ過ス此ヲ。然ル縱ニ賜合ニ國ニ。後世猶危ニ。况爲ニ異場ニ。幾年能守ス。とありしより。遂に百濟に賜ひしかは。新羅の企望を絶たり。それを新羅の怨曠みてありしなり。○於是大伴金村。秘閣本及信友校本に。大伴下に大連の二字あり。○住吉宅。攝津志云。住吉郡大伴金村第。古蹟在テ堺北庄高洲濱界ニ。○青海夫人勾子。本に人字を脱したり。今本旁注秘閣本中臣本考本及釋紀に據る。さて姓氏錄に。青海首。椎根津彥命之後也とあれど。此人青海氏の人とも定めかたし。たゞ其住る地名などにてもあるへし。集解に。按天皇之妃。而不記納者。蓋以テ夫人訓オホトシト。一訓に。ムラトシとあるは誤なり。大刀訓あやま。舒明紀にも見えたり。刀自のことは既に出。○謂臣滅任那。大連か百濟の貨賂を承て。四縣を百濟に與へたるより。新羅の怨曠みて。任那を打しを。かく云るなり。こゝに滅とあれども。未全く滅ひたるにはあらず。全く滅ひたるは。下文二十三年春正月。新羅打テ滅任那官家ヲとある時の事なり。○資敬は。通證に以テ物表ニ敬意ヲ也とあるか如く。夫人を慇懃にもてなしたるなり。本の句讀は誤なり。○久竭忠誠。通證に澁川氏曰。金村事ニ五朝ニ。而無ニ私心ニ。求ニ諸國ニ。而立ニ天孫ニ。可レ謂ニ古今之忠臣ニ也とあり。○太歲庚申。年代紀を考るに。梁武帝大同六年に當れり。

二年春三月。納^{メシタル}五妃。元妃皇后弟曰^{ワカヤ}稚綾姫皇女。是生^{イソノ}石上皇子。次有^ヒ皇后弟。曰^{ヒカケ}日影皇女。此日皇后弟。明是檜隈高田天皇女。而列后妃之名。不見^レ母妃姓與^レ皇女名字。不知^レ出何書。後勘者知^レ之。是生^{イソノ}倉皇子。

稚綾姫皇女。皇后の御弟を。宣化紀には倉稚綾姫皇女とあるによらは。こゝも倉字の脱たるか如し。故集解にされど記には。稚綾姫。男王にまして。倉の若江王とあり。また此御世の處にも。娶^レ其弟小石比賣命。生御子上^{カサ}王^柱とあり。延佳本に。上王を石上王と作るは。紀に依て私に石字を補たるなるへし。諸本共に石字なるものな。なほ次に云○石上皇子。右に云る如く。記には上王とあり。こゝに石上皇子と云るも。石は行にて。なほ上皇子なるへし。さて御母も小石姫皇女にて。次なる日影皇女の御事なるへし。これは記傳に據て云○日影皇女。これ即小石姫皇女の。亦御名にそありけんを。誤て別に一柱としたる傳なり。かれ分注に。此日皇后弟。明是檜隈高田天皇女。而列后妃之名。不見^レ母妃姓與^レ皇女名字。不知^レ出何書。後勘者知^レ之。分注にいぶかれり。此分注は後人の攙入なるへしと。記傳に云れたる。然ることなるへし。集解にも攙入として削れり。○倉皇子。記に日影皇女も。倉皇子も見えず。但し娶^レ春日之日爪臣之女糠子郎女。生御子宗賀倉王と申すあり。ざるを記傳云。宗賀も倉も地名。さて此王も。小石比賣命の御腹なるか。如此紛れつるなるへしと云り。なほ此御母のこと次に云。

次妃蘇我大臣稻目宿禰女曰^{キタマ}堅鹽媛。堅鹽。此云^ニ生^ニ七男六女。其一日^{オホホ}大兄皇子。是爲^ニ橘豐日尊。其二曰^{イハク}磐隈皇女。更名^ニ夢^ニ初侍^ニ祀^ニ於伊勢大神。後坐^ニ奸^ニ皇子茨城^ニ解。其三曰^{アト}臘鳥皇子。其四曰^{イソノ}豐御食炊屋姫尊。其五曰^{カサ}椀子皇子。其六曰^{イソノ}大宅皇女。其七曰^{イソノ}石上部皇子。其八曰^{イソノ}山背皇子。其九曰^{イソノ}大伴皇女。其十曰^{イソノ}櫻井皇子。其十一曰^{イソノ}肩野皇女。其十二曰^{イソノ}橘本稚皇子。其十二曰^{イソノ}舍人皇女。

次妃蘇我云々。本に妃字なし。類史にあるに據る○堅鹽媛。倭名抄に。崔禹錫食經云。石鹽一名白鹽。又有^ニ黑鹽。今按。俗呼^ニ黑鹽^ニ爲^ニ堅鹽。日本紀私記云。堅鹽木多師是也と見え。大膳式に堅鹽一千五百顆などあり。今世に。燒鹽と云物なり。此物に由ありて。名に負坐るなるへし。神名式に。大和國城下郡岐多志太神社と云あり。推古紀に。二十年二月。改^ニ葬皇夫人堅鹽媛於檜隈大陵云々。用明御母なり○橘豐日尊。これ用明天皇にます。橘は地名。豐日は御稱名なるへし。三代實錄七に。大和國豐日神と云見ゆ。孝德天皇をも天萬豐日尊と申せり○磐隈皇女。記に石堀王とあり。地名なるへし。此御名を。本にイハ子と訓たるは非なり。通諸陵式に。龍田苑部墓。石前皇女。在^ニ大和國平群郡。兆域東西二町。南北二町。墓戸二烟とあり。大和志に。龍田村北。俗曰^ニ御廟山とあり○夢皇女。懷風

藻に。吉田連宜か從_三駕吉野宮_二の詩に。今日夢淵々。萬葉三。同七に。夢乃和太_{イノワカ}とあれは。吉野郡の地名に因たる御名か○初侍祀於云々。十六字舊事紀に分注とせり。文も初侍_三天照大神祠_二後坐_レ奸_三茨城皇子_二とありて。聊異なり。解は。解官の解なり。齋宮を下り玉ふ事なり○茨城は異母兄なり。次に出○臘鳥皇子。臘下子字脱たるなる。し。集解には補へり。記には足取王とあり。和名抄楊氏漢語抄云。鴉子鳥。俗云。阿。辨色立成云。鶯鳥。和名同上。一云。胡雀。或説云。此鳥群飛。如。列卒之滿山林。故名。鴉子鳥也。とある是なり。天武紀にも。臘子鳥蔽_レ天。自_三西南_二飛_三東北_一とあり。然るに本の傍書及舊事紀には。鴉雀鳥とあり。秘閣本中臣本には臘雀とありて。鳥字なし。通證にも此字の事を。今按雀又作_レ雀。雀蓋雌字。雀字海篇雀音唯。皆借音也。三才圖會曰。蠟嘴鳥似_レ雀而大嘴。如_三黃蠟色_二故名とあり。さらば鴉雀鳥とも本にありしなり。今本は脱たること明らかなり。此御名は。此鳥に由ありて負坐るなるへし○豊御食炊屋姫尊。推古天皇にます。記傳に如何なる由にて負坐けむ。かの厩戸皇子の御名の由の類にや有けん。と云れたれど。古代には貴き婦人にも。炊屋などの事に預り玉ふことありて。其を御名に負玉ひし事ありて。既にこの事。神代紀の注に云り。此御名もさる由なとありて負坐けん。本紀には。幼曰_三額田部皇女_二とあり○椀子皇子。記には麻呂古王とあり。繼體御子にも同名あり。既に云り○大宅皇女。記に大宅王。大宅は地名。記傳云。御乳母の姓にてもあらむかと云り。天武紀にも同名あり○石上部皇子。これにても上なる石上皇子は。上皇子なるへくおほえたり。御名は御乳母の姓に據たり。續紀十七。十九に石上部の姓見えたり。記には伊美賀古王とあ

り○山背皇子。記に山代王。御乳母の姓か。はた地名か。天武紀にも山背姫王あり○大伴皇女。舊事紀に皇子とあれど。記に妹大伴王とあれは。男王は誤なるへし。記傳云。此は御乳母の姓と聞ゆ。天武紀の大御名の大部分も然なり。桓武天皇の御子たち。凡て皇子皇女の御名に。御乳母の姓を取る事あり。武郷云。文德實錄に。の御名。男王女王共に。みな御乳母の姓なり。先朝之制。每皇子生。以_三乳母姓_二但し上御代々々には。其例の御名見えす。隨に其_レ聞ゆるは。此御世_レの御子等より見えたり。次々に云ふか如し。諸陵式に。押坂内墓。大伴皇女。在_三大和國城上郡_二押坂陵域内_一無_三守戸_二とあり○櫻井皇子。記には櫻井之玄王とあり。記傳云。櫻井地名か。御乳母の姓か。敏達天皇の御子にも同御名あり。書紀にはたゞ櫻井皇子とあり。故思ふに。此は書紀の方正しくて。此記は。彼敏達天皇の御子の御名より紛れて共に御同名は。あるへくも非れはなり。と云り○肩野皇女。記には麻奴王とあり。肩野も麻奴も地名か。御乳母の姓か。姓氏錄野臣。眞野造など見ゆ。河内國に交野郡あり。姓氏錄に肩野連見ゆ。○橋本稚皇子。記に橋本之若子王とあり。地名なるへし。雄略紀に。餌香市邊橋本之土とあり。餌香は河内國古市郡なり。記に據るに。此御名稚の下。子字落たるなるへし○舍人皇女。記に泥杵王とあり。杵泥を下上寫誤れるものなるへし。記傳云。此は御乳母の姓なるへし。天武紀に。舍人連糠虫と云人見え。姓氏錄にも舍人氏見ゆ。さて推古卷に。云々當麻皇子到_三播磨_二時。從妻舍人姫王。薨_三於赤石_二依葬_三赤石_二檜笠岡上_一とあるは。此王か別なるか。抑此記には。男王女王共に。同く某王と記して。これ即當昔の稱。呼のまなり。差別なし。書紀に依て。男女を分別奉るへしと云り。

ヒトなるを。本にハセツカヘと訓て。傍に文部と書るは。いみじき非なり。文部とは大く異なるをや。天武紀などにみえたる姓の聖部も同じ。敏達紀用明紀に。たゞ穴穗部皇子とあるも此王なり。崇峻卷に。蘇我馬子に殺され玉へりと云り。○天香子皇子。名義詳ならず。○住迹皇子。舊事紀に住迹物部と云るあり。倭名抄攝津國住吉郡住道須無知あり。是か。詳ならず。○泊瀬部皇子。崇峻天皇の大御名なり。記に長谷部若雀命とあり。記傳云。長谷部は御乳母の姓なり。長谷部君上にみゆ。傳又姓氏錄に長谷部造もあり。若雀は。武烈天皇の大御名小長谷若雀命と。あまり同じさまなるは。彼御名と紛へて。誤傳へたるにやあらむ。書紀にたゞ泊瀬部皇子とあるを正しかるべき。彼御名にも。泊瀬部天皇と見え。とあり。さて集解云。按據例則應稱尊。謂皇子誤と云り。さる言なり。また次の一書の下の傍注に。皇子を皇女とあるは誤なり。○更名天香子。本に此下皇子二字なきは誤なるへし。集解には補たり。○帝王本紀。この注例のこゝに在ることは。詳に首卷に云り。集解にも。注例注三神代上紀。此發注例者。世歴漸近。而諸說紛錯。故發例示所。以不致謾作注也。と云り。通證に。是推古紀所謂天皇紀。而麻呂太子所定者也。と云るは。推當の説なれども。其次に。今按此以下親王所。自述。謂此紀者當爲斷と云る。○古字は。古き漢字を云。古名字と見たるは誤なり。○屢經遷易。集解云。按川島皇子以下十餘人。蓋各有論說。互有定本。故異同紛錯。多所遷易耳。とあり。この事も既に云り。○考覈。本に覈を竅に作れり。今通證集解等に依る。さて訓は孝德紀にも。檢覈をアナクリと訓り。榮花物語に大あなくりとあり。穴探の意なるへし。

次春日日抓臣女曰糠子。生春日山田皇女與橘麻呂皇子。

次春日日抓臣女。以下二十三字は。傳の紛れなるへし。まづ春日日抓云々は。抓を本に抓に誤れり。今中臣本訓みて。應神の妃なる。和珥日觸使主女宮主宅媛の日觸と。一とせしは。甚しき非なり。仁賢紀に。和珥臣日爪女糠君娘。生一女。是爲春日山田皇女とあり。記にも此段に。又娶春日之日爪臣之女糠子郎女。生御子春日山田郎女。次麻呂古王とあり。記傳云。此は既に廣高宮段に見えて。上の春日を。彼段には丸瀧とあれど。山田郎女は。彼天皇仁賢の御子なるに。又此に如此あるは。傳の誤なり。春日山田郎女は。安閑天皇の皇后に坐は。仁賢天皇の御子なること明らかし。されば此欽明御段の方を。誤と定むへし。さて麻呂古王も。下なる麻呂古王の。紛ひて重なるにて。誤れるなりと云り。下なる麻呂古王とは。記に右の女の次に。又娶宗賀之稻日宿禰大臣之なる麻呂古王に對して云なり。右の如くなれば。こゝの傳は誤なること明らかし。○橘麻呂皇子。記には橘と云言なし。さて此皇子も誤なること。上に云るか如し。

夏四月。安羅次早岐夷吞奚。大不孫。久取柔利。加羅上首位古殿奚。卒麻早岐。散半奚早岐兒。多羅下早岐夷他。斯二岐早岐兒。子他早岐等。與任那日本府吉備臣。往赴百濟。俱聽詔書。百濟聖明王謂任那早岐等言。日本天皇所詔者。全以復建任那。今用何策起建任那。

蓋各盡忠奉展聖懷。任那旱岐等對曰。前再三廻與新羅議。而無
答報。所圖之旨。更告新羅。尙無報。今宜俱遣使。往奏天皇。夫建任
那者。奚在大王之意。祇承教旨。誰敢間言。然任那境接新羅。恐致
卓淳等禍。等。謂。卓淳等國有敗亡之禍。

安羅以下。加羅。卒麻。散半奚。多羅。斯二岐。子他等の國。皆任那國の別種なること。二十三年紀の下に
見たり。さて卒麻。斯二岐。子他。詳ならず。○散半奚。文献備考慶尙道に。新羅八谿縣。本草八合縣。高
麗草谿縣。顯宗入。陝州。本朝草谿郡とある。此なるへし。下文に奚を下に作れり。○多羅。陝州郡なり。
既出。○次旱岐以下。上首位。下旱岐。みな位號なり。或人云。次旱岐は新羅官名にて。南史新羅傳に。
其官有子貢早支。壹早支。齊早支云々。梁書には子貢早支。齊早支。謁早支と叙たり。何にまれ。子貢
早支の次なるを云。下文に下早支大不孫。久取柔利と見えたれば。次早支と云官は。夷吞奚一人にて。
次は下早支なるへしと云り。○大不孫。久取柔利。下文五年下に。安羅。下旱岐。大不孫。久取柔利とあり。
安羅を本に新に作るは。誤なり。そこに云り。○上首位を。假名本にはをこししゆると訓り。○下旱岐。同本に下をあるしと訓り。○
子他。下文二十三年に。傍書子作。古。○任那日本府。集解に日本二字を。下五年例に據て官に改めたる
は私なり。下みな同じ。さて此官府は安羅國にありしこと。下にみえたり。○吉備臣。闕名。下文にも的臣。

吉備臣。河内直等。咸從移那斯麻都指擄。而已なとあり。さてこゝに闕名字とあれども。これも下文の
本注に。的臣等者。謂吉備弟君臣河内直等也とあれば。弟君臣のことなるへし。されど此人には疑は
しき事あり。其本注の下に云り。○聖明王。この王繼體紀十八年に見えたり。聖明はセイメイと訓り。○
任那旱岐等は。上文なる七國の旱岐等なり。○復建任那は。集解云。按繼體天皇二十一年詔。欲興建
新羅所破南加羅。喙已吞。合任那。下文七月紀。拔取新羅所折之國。南加羅。喙已吞等。還屬本貫。還
實任那。又天皇詔。勸立南加羅。喙已吞。非但數十年。而新羅一不聽命。由是觀之。謂取新羅所
侵南加羅等故地。合任那。爲復建任那也とあり。○無報。秘閣本無下所字あり。○奚在。訓に據に奚は
實の誤か。さて大王は聖明王なり。○卓淳等禍。集解云。按任那則新羅隣境。恐且見逼新羅。猶卓淳。喙
已吞。南加羅。曾既敗亡也。言任那亦且危也。卓淳國出于神功皇后四十六年紀。とあり。南加羅は金官小伽
道の南邊なり。○喙已吞。本に喙を喙に誤る。前紀に據て改む。吞を答に誤る。今傍書及前紀によれり。下
みな同じ。

聖明王曰。昔我先祖速古王貴首王之世。安羅加羅卓淳旱岐等。初遣使
相通。厚結親好。以爲子弟。冀可恒隆。而今被誑新羅。使天皇忿
怒而任那憤恨。寡人之過也。我深懲悔。而遣下部中佐平麻鹵。城方。甲

背。昧奴等。赴加羅。會于任那日本府。相盟。以後繫念。相續圖。建任那。旦夕無忘。今天皇詔稱。速建任那。由是欲共爾曹。謨計。樹立任那等國。宜善圖之。又於任那境。徵召新羅。問聽與不。乃俱遣使。奏聞天皇。恭承示教。儻如使人未還之際。新羅候隙。侵逼任那。我當往救。不足為憂。然善守備。謹警無忘。別汝所導。恐致卓淳等禍。非新羅自強。故所能為也。其隸已吞居加羅與新羅境際。而被連年攻敗。任那無能救援。由是見亡。其南加羅葛爾狹小。不能卒備。不知所託。由是見亡。其卓淳上下。携貳。至欲自附。內應新羅。由是見亡。因斯而觀三國之敗。良有以也。昔新羅請援於高麗。而攻擊任那與百濟。尚不克之。新羅安獨滅任那乎。今寡人與汝戮力并心。翳賴天皇。任那必起。因贈物各有差。忻忻而還。

速古王貴首王。神功紀四十九年には。肖古王貴須王とあり。性氏録にも肖古とあり。被誑新羅。集解云。按

蓋曾有百濟被誑新羅。而絶安羅等之好而已とあり。この事紀に見えず。○忿怒。本に怒を想に誤れり。今秘閣本考本集解本に依る。○下部中佐平。本に部を郡に誤れり。今考本集解本に依る。中をシタと訓るは。シウの誤なるへし。下文にしかあり。○また秘閣本中をシクと訓り。下文にもしかよめ。韓語なり。○隋書百濟傳に。官有二十六品。左平一品とあり。或人云。東國通鑑に。百濟古爾王二十七年。百濟置內臣佐平。掌宣納事。內頭佐平。掌庫藏事。內法佐平。掌禮儀事。衛士佐平。掌宿衛兵事。朝廷佐平。掌刑獄事。兵官佐平。掌外兵馬事とあり。此に見えたる佐平は。兵官佐平なるへしと云り。○麻鹵。城方。甲背。昧奴。背を本に肖に誤る。今中臣本釋紀及繼體紀に依る。さて此は通證に。蓋四人名。麻鹵見繼體紀。三年とあるよろし。集解に麻鹵按名也。繼體天皇紀に。甲背麻鹵蓋職名といひ。按麻鹵昧奴二人と云へるは誤なり。同紀十年の處に。前部木務不麻甲背とありて。甲背は名なること明らけし。○欲云云樹立任那等國。本に等字を脱したり。今本傍注中臣本等に依る。さて此段の大意を述んに。我深く過に懲たる故に。佐平の官人を加羅へ遣り。任那にある處の日本の官府へ。國々の人を呼び集め。言合せて。任那を建る筈に。盟をなして居たる上に。天皇より。此般任那を立よと詔あるからは。いよくよく相談すへしとなり。○問聽與不。集解に。按言聽下建。南加羅等不とあり。○我當往救。此處の大意は。新羅か寇を爲んか。爲まじきかを。任那の境まで人を呼て聞届け。得心せん使を。日本へ上よと云て。百濟の使者と一に日本に上ん。其使の歸らぬ内に寇を爲しなは。聖明王か心得て。任那を救むとなり

○別汝所導。本に善を導に作る。今通證に依る。集解には道に改めたり。さて別には。辭別て曰と云か
如くなるへし。考本に却に作るは是ならず。○至欲。本傍書秒閣本中臣本考本等に。至を主とあるは誤なるへし○内應
の訓。ウチアヒ、スは誤なるへし。ウチアヒスなるへし。

秋七月。百濟聞安羅日本府與新羅通計。遣前部奈卒鼻利莫古。奈卒
宣文。中部奈卒木劬味淳。紀臣奈卒彌麻沙等。紀臣奈卒者。蓋是紀臣娶韓婦所生。因留百濟爲奈卒者也。未詳其父。他皆效此也。使于安羅。召致新羅任那執事。謨建任那。別以安羅日本府河
内直通計新羅。深責駟之。百濟本記云。加不至費而阿賢。移那斯。佐魯麻都等。未詳也。乃謂任那曰。昔我先祖
速古王貴首王。與故旱岐等。始約和親。式爲兄弟。於是我以汝爲子
弟。汝以我爲父兄。共事天皇。俱距強敵。安國全家。至于今日。言念先
祖與舊旱岐和親之詞。有如皎日。自茲以降。勤修隣好。遂敦與國。恩
踰骨肉。善始有終。寡人之所恒願。未審何緣。輕用浮辭。數歲之間。慨
然失志。古人云。追悔無及此之謂也。上達雲際。下及泉中。誓神

乎今。改咎乎昔。一無隱匿。發露所爲。精誠通靈。深自克責。亦所宜
取。蓋聞爲人後者。貴能負荷先軌。克昌堂構。以成勳業也。故今追
崇先世和親之好。敬順天皇詔勅之詞。拔取新羅所折之國。南加羅。喙
已吞等。還屬本貫。遷實任那。永作父兄。恒朝日本。此寡人之所食
不甘味。寢不安席。悔往戒今之所勞想也。夫新羅甘言希誑。
天下之所知也。汝等妄信。既墮人權。方今任那境接新羅。宜常設備。
豈能弛拆。爰恐陷羅誣欺。網罟喪國。亡家爲人繫虜。寡人念茲。
勞想而不能自安矣。竊聞任那與新羅。運策席際。現蜂蛇性。亦衆
所知。且夫妖祥所以戒行。災異所以悟人。當是明天告戒。先靈
之徵表者也。禍至追悔。滅後思興。孰云及矣。今汝遵余聽。天皇勅。可
立任那。何患不成。若欲長存本土。永御舊民。其謨在茲。可不慎
也。

秋七月百濟。與清云。此下聖明王の三字脱するかと云り。全文を按するにさもあるへし○奈卒。東國通鑑に。百濟古爾王二十七年。置六佐平。并一品。達率二品。恩率三品。德率四品。扞率五品。奈率六品。將德七品。施德八品。固德九品。季德十品。對德十一品。文督十二品。武督十三品。佐軍十四品。振武十五品。克虞十六品。合六品以上服紫。以銀華飾冠。十一品以上服緋。十六品以上服青とあり○宣文。本旁書秘閣本及釋紀三條西本。文を父に作る○彌麻沙は。下にも三處見えたり○召致。本に致を到に作れり。今集解小寺本に依る○新羅任那執事。按にこの新は安の誤なるへし。この任那執事に告る語を思ふに。新羅執事に對ひて云る言ともきこえず○河内直。集解云。未詳。凡河内直同祖○責嗣之の嗣は。屬字を横に書たるものなり。なほ繼體紀二十四年の下に云り○費直。直に費字を書し事は。稱德紀に。神護景雲元年下阿波國百姓言曰。己等姓。庚午年籍被記。凡直。唯籍皆着費字。情所不安。於是改爲粟凡直。光仁紀寶龜四年。阿波國勝浦郡領長費人立言。庚午之年。長直籍皆着費之字。因茲前部領長直救夫。披訴改註長直とあり。稱德紀。凡直下。考證に狩谷氏説を引て曰。姓直古或作費。見寶龜四年五月紀。及法隆寺金堂二天造像記。欽明紀有河内費。又引百濟本紀。作加不至費直。並假借價直之字也。とあるか如し。但し費直と書たるは。この他に見當らす○阿賢移那斯。佐魯麻都。二人の名なり。阿賢は文献備考慶尙道に。新羅安賢縣。本阿尸令縣。尸一作乙。高麗安定縣。顯宗入尙州。とある地の人なるへし。さて此二人の下に。語訛二字脱するか。下文例見へし。信友云り○謂任那曰。安羅任那執事

なり○咬日。與清云。按咬は皎の誤かと云り○勤修。勤或校本に一本勤とあれど。本のまゝにてよろし○骨肉は。古訓にミと訓たれとよからず。ウカラなどよむへし○上達雲際云云の大意は。上天下土に誓て。心底をのこさす。我が過を克責たらむには。取用ることありとなり○堂構は。尙書大誥の語にて。室を作るを以て喩て。父の業を構立するを云なり○所折。ヘク持統紀訓同し。毀折也。ヘツルは其狀を云也。字鏡集運歩色葉抄等に。折をよみ。塵添蓋囊抄五に。折字をヘツルとあり。○本貫は。郷籍也と注して。本の貫屬に還す事なり○永作父兄。本に永を求に作れり。中臣本考本に據る○希誑の二字。出處詳ならず。訓も少しいかふなり。考へし。さてかく新羅の事を言へるにても。新羅執事に言へる詞なりとしては叶はず。安羅の執事に云りしことと見へし○弛拆は。西京賦に城尉不弛拆とあるにて。訓の意にも叶へり。本に施析に作るは誤なり。今秘閣本考本に據る。然るを或説に施當作所。上文可證。宜訓問都良禮牟夜と云るはわろし○陷羅誣欺網窶。網を本に綱に作る。考本集解に依る○任那與新羅運策。これは任那日本府の中に。新羅に内應せしものあるを云るなり○蜂蛇怪。この事いかなる事とも知へからず。通證に引たる左傳莊公に。初内蛇與外蛇。鬪於鄭南門中。内蛇死。とある類の事なるへきか○妖祥。本に妖を妖とあり。古體なり。さてこの妖祥を。地ノワサハヒ。災異を天ノワサハヒと訓るは。いかなるよしにか○明天告戒。天下之字脱たるなるへし。一本にはありと云り○可レ不慎也。也はずとあるへし。一本には乎に作る云り。

聖明王更謂任那日本府曰。天皇詔稱。任那若滅。汝則無資。任那若興。汝則有援。今宜興建任那。使如舊日。以為汝助。撫養黎民。謹承詔勅。悚懼填胸。誓効丹誠。冀隆任那。永事天皇。猶如往日。先慮未然。然後康樂。今日日本府復能依詔。救助任那。是為天皇所必褒讚。汝身所當賞祿。又日本卿等。久住任那之國。近接新羅之境。新羅情狀。亦是所知。毒害任那。謨防日本。其來尚矣。匪唯今年。而不敢動者。近羞百濟。遠恐天皇。誘事朝廷。偽和任那。如斯感激。任那日本府者。以未禽任那之間。偽示伏從之狀。願今候其間隙。諾其不備。一舉兵而取之。天皇詔勅。勸立南加羅。喙已吞。非但數十年。而新羅一不聽命。亦卿所知。且夫信敬天皇。為立任那。豈若是乎。恐卿等輒信甘言。輕被謾語。滅任那國。奉辱天皇。卿其戒之。勿為他欺。

資。紀中四字を訓り。寄所なり。萬葉に。余須可乃山跡。見管將偲。今日日本府云云は。任那日本府の人

か。新羅へ内應の意あるを戒むる也。○褒讚。本に褒を哀とあり。今集解に依る。○偽示伏從之狀。通證に此言。新羅之情狀とあり。○諾其不備。諾は誤なるへし。集解謀に作れり。其説に謀原作。諾。訓二字加可比。活版作。詰。詰多言也。今據訓改字。謀伺也。とあり。秘閣本にも詰に作る。小寺本。詰。改む。亦日本云云。○天皇詔勅。詔字の上秘閣本中臣本水戸本。以字あるよろし。

秋七月。百濟遣紀臣奈卒彌麻沙。中部奈卒已連。來奏下韓任那之政。并上表之。

秋七月。已に前に見えたり。衍なるへし。集解には。上に三年二字を補ひて云。原直書。秋七月。而係二年。二年既上書。秋七月。今照前後。二年以接四年。脱三年。明矣とあれと。みたりに補かたし。○下韓任那。集解云。按四年十一月紀曰。任那之下韓。五年十一月紀曰。於南韓。置郡令城主者。即南加羅と云へれと。南韓と南加羅とは異なり。按に四年十一月に。在任那之下韓。百濟郡令城主云々とあるを。五年十一月文には。於南韓。置郡令城主云々とあれは。下韓は南韓と同じ。さて其地は詳ならず。五年の下に。北敵を防護の料とあれは。任那の内にも。北に當れる地方なるへし。これを南加羅なりと云るは押當なるへし。南加羅は此時新羅に滅されたりとあるに。百濟にて郡令城主を置へきにあらす。よく考へし。

四年夏四月。百濟紀臣奈卒彌麻沙等罷之。秋九月。百濟聖明王遣前部奈卒眞牟貴文。護德己州已婁。與物部施德麻智牟等。來獻扶南財物與奴二口。

護德。二年紀奈卒注に云る。固德九品とある是なり。○施德。二年紀に注す。八品なり。○扶南。晉書南蠻扶南國傳曰。扶南。西去林邑二千餘里。在南海大灣中。其境廣袤二千里。有城邑宮室。人皆醜黑。拳髮裸身。行。性質直。不爲寇盜。以耕種爲務。一歲種三歲穫。又好彫文刻鏤。食器多以銀爲之。貢賦以金銀珠香。亦有書記府庫文字。有類於胡。喪葬婚姻。略同林邑。其王本是女子。字葉柳時。有外國人混潰者。先事神。夢神賜之弓。又教載舶入海。混潰且詣神祠。得弓。遂隨賈人汎海。至扶南外邑。葉柳率衆禦之。混潰舉弓。葉柳懼遂降之。於是混潰納以爲妻。而據其國。後胤衰微。子孫不紹。其將范尋復世王扶南。○齊書曰。扶南在日南之大海西蠻中。廣袤二千四里。通鑑集覽。扶南南蠻國。詳閱。林邑扶南占城真獵一國也。五雜俎曰。夷狄諸國莫富於真獵。今按。財物中疑有扶南香。葉廷珪云。沉香出渤泥占城真獵者。謂之番沈。以真獵爲上。此方俗謂之伽羅。伽羅是黑之梵語。李時珍所謂堅黑爲上。是也。又見推古二年紀。○奴二口。本に奴字脱たり。本傍書秘閣本中臣本集解に據る。

冬十一月丁亥朔甲午。遣津守連詔百濟曰。在任那之下韓。百濟郡令城主。宜附日本府。并持詔書。宣曰。爾屢構表。稱當建任那。十餘年矣。表奏如此。尙未成之。且夫任那者。爲爾國之棟梁。如折棟梁。誰成屋宇。朕念在茲。爾須早建。汝若早建。任那。河內直等。自當止退。豈足云乎。是日聖明王聞。宣勅已。歷問三佐平內頭及諸臣曰。詔勅如是。當復何如。三佐平等答曰。在下韓之我郡令城主。不可出之。建國之事。宜早聽聖勅。

十一月。活板十月とあるは誤なり。○甲午は八日なり。○百濟郡令城主。下文には令を領とあり。さてこの郡令城主の事。下にをりく見えたり。上に下韓任那之政とあるも即是にて。はじめ百濟國より境をこえて。任那の下韓の地に。郡令城主を置たるなるへし。其は任那を鎮するか爲なるへけれども。もとより本國の土地にあらねは。今は其を任那日本府に屬て。百濟より置たる郡令等人は。自國へ引還すへきことを。府より奏上せしものなるへし。故朝廷より其詔ありしも。彼此と申し立て。引還すへきまにあらねは。重ねてまた詔ひ遣し玉ふなるへし。○構表。中臣本及下文には構を抗とあり。集

解には改めたり○十餘年とあれば。繼體天皇崩御の比より。數々この事表奏せしものと見ゆ○誰成屋
字。中臣本には誰を詎に作れり○須早建。本に早字一字行れり。秘閣本中臣本集解等に依て刪る○河
内直。二年紀に見えたり。さて集解に。安羅官府宰。通謀新羅者とあり。さて等とは。五年紀に謂
移那斯麻都也とあり○内頭。官名なり既出。東國通鑑に内頭佐平掌庫藏事とあり○三佐平は。上中
下佐平なり。下文に見ゆ。

十二月。百濟聖明王復以前詔。普示群臣曰。天皇詔勅如是。當復何如。
上佐平沙宅已婁。中佐平木劬麻那。下佐平木尹貴。德卒鼻利莫古。德卒東
城道天。德卒木劬味淳。德卒國雖多。奈卒燕比善那等同議曰。臣等稟性
愚闇。都無智略。詔建任那。早須奉勅。今宜召任那執事國々。早岐等
俱謀同計。抗表述志。又河内直。移那斯。麻都等猶住安羅。任那恐難建
之。故亦并表乞移本處也。聖明王曰。群臣所議。甚稱寡人之心。是月。
乃遣施德高分。召任那執事與日本府執事。俱答言。過正。且而往聽
焉。

上佐平。上を束と訓るは韓語なり。さて此官は通鑑に。百濟腆支王四年。以餘信爲上佐平。委以軍
國政事。上佐平之職始於此とあり○沙宅已婁。沙宅は地名なるへし。推古紀十八年沙嶽部とあり。そ
こに云へし。己婁は名なり。上文にも己州己婁あり。己州も地名なるへし○中佐平。中の訓シウ韓語な
り。上に出。また私記に之蘇ともあれば。シソとも云るか。下又中夫人の下には。中をクと訓り。かく。○下佐平。
下を私記に於止とあり。これも韓語なり○德卒鼻利莫古。德卒第四品の官なり。前には奈卒とあり。
此時階を進みしと見えたり○國雖多。雖を古訓にスイと訓り。雖は推なるへし。或校本には推とあり
○高分。五年紀には高分屋とあり。

五年甲子

五年春正月。百濟國遣使。召任那執事與日本府執事。俱答言。祭神時
到。祭了而往。是月百濟復遣使。召任那執事與日本府執事。日本府任
那俱不遣執事。而遣微者。由是百濟不得俱謀。建任那國。二月。百
濟遣施德馬武。施德高分屋。施德斯那奴次酒等。使于任那。謂日本府
與任那早岐等曰。我遣紀臣奈率彌麻沙。奈卒已連。物部連奈率用歌
多。朝謁天皇。彌麻沙等還自日本。以詔書宣曰。汝等宜共在彼日本

府。早建良圖。副朕所望。爾其戒之。勿被他誑。又津守連從日本來。百濟本記云。津守連已麻奴跪。宣詔勅而問任那之政。故將欲共日本府任那執事。議而語訛不正。未詳。定任那之政。奉奏。天皇遣召三廻。尙不來到。由是不得共論圖計。任那之政。奉奏。天皇矣。今欲請留津守連。別以疾使。具申情狀。遣奏天皇。當以三月十日。發遣使於日本。此使便到。天皇必須問汝。汝日本府卿。任那旱岐等。各宜發使。共我使人。往聽天皇所宣之詔。別謂河內直。百濟本記云。河內直。移那斯。麻都。而語訛未詳。其正也。自昔迄今。唯聞汝惡。汝先祖等。那干陀甲背。加臘直岐甲背。亦云。那俱懷奸偽。誘說爲歌可君。百濟本記云。爲歌可君。岐彌。名有非岐。專信其言。不憂國難。乖背吾心。縱肆暴虐。由是見逐。職汝之由。汝等來住任那。恒行不善。任那日損。職汝之由。汝是雖微。譬猶小火。燒焚山野。連延村邑。由汝行惡。當敗任那。遂使海西諸國官家。不得長奉天皇之闕。今遣奏天皇。乞移汝等。還其本處。汝亦往聞。

祭神時到。通證に謂任那國之神とあり○斯那奴次酒。下十四年紀には。上部德卒科野次酒とあると同人なるへし。さらば斯那奴は族なるへし。なほ彼處に云。繼體紀十年には。日本斯那奴阿比多とあり。○奈卒用歌多。中臣本及釋紀に歌を奇とあり。これは古歌を省きて。奇と書し一體と見えて。古書に蘇我を卷奇とも書り。此奇も哥なるへし。また下文にもさる例みえたり。さて此人三年に來れる人なるへけれと。そこにはこの物部連の事を載せず○津守連從日本來。四年十一月に發せる事見えたり○注己麻奴跪。下に留己麻奴跪。蓋是津守連也とあり○注河内直移那斯麻都。二人なり。通證に下文爲三人とあれと。三人にはあらず。さて此兩人。前に既に本文に出たり。こゝに語訛とあるはいかゞ○那干陀甲背。加臘直岐甲背。鷹歌岐彌。詳ならず○爲歌可君。何處の人とも詳ならず。又何方へ見逐しか。集解に按爲歌君。蓋安羅若任那府宰。可疑衍と云り○職汝之由。通證に四字疑衍。蓋次行謬入于此也と云り○汝等來。秘閣本等字なし○來住。小寺本住を往に作れり○連延。本に延を近に作る。今通證に引る一本。小寺本集解に依る○還其本處。本處とは何處を云るにか。考に本處とは。河内直は安羅に置るゝものなりと云り。なほ次に云。

又謂日本府卿。任那旱岐等曰。夫建任那之國。不假天皇之威。誰能建也。故我思欲就天皇。請將士而助任那之國。將士之糧。我當須運。

將士之數。未限若干。運糧之處。亦難自決。願居一處。俱論可不擇。從其善。將奏天皇。故頻遣召。汝猶不來。不得議也。日本府答曰。任那執事不赴召者。是由吾不遣。不得往之。吾遣奏天皇。還使宣曰。朕當以印歌臣遣於新羅。以津守連遣於百濟。汝待聞勅。際莫自勞往新羅百濟也。宣勅如是。會聞印歌臣使於新羅。乃追遣問天皇所宣詔。曰。日本臣與任那執事。應就新羅聽天皇勅。而不宣就百濟聽命也。後津守連遂來過此。謂之曰。今余被遣於百濟者。將出在下韓之百濟郡令城主。唯聞此說。不聞任那與日本府會於百濟聽命。天皇勅。故不往焉。非任那意。於是任那旱岐等曰。由使來召。便欲往參。日本府卿不肯發遣。故不往焉。大王爲建任那。觸情曉示。觀茲忻喜。難可具申。

論可不。古き訓に可不をヨシアシと訓るよろし。本の讀は誤なり。○遣奏天皇の下。秘閣本中臣本使字

あり。○印歌臣。上なる爲歌可君とは異なるへし。集解云。按傍注印歌爲伊賀。伊賀臣出子宣化天皇元年紀とあり。○汝待聞勅。句際莫自勞往云々也。と讀へし。舊讀は誤なり。際を假名本アヒタと訓り。○不宜就百濟云々。或説に宣は宜歟と云り。然るへし。さらば不宜聽命と云義にて。これまたなほ詔詞なり。○將出とは。郡令城主を出して。本處に歸さむとの意なり。さて此處も舊讀は誤なり。集解はよろし。○觸情。集解に引る漢書に。觸情妄行。宋書に觸情恣欲とあり。訓コ、ロノキタキタは。任情の義なり。キタ／＼は段々なり。假字本には。コ、ロノマニ／＼ともよめり。○忻喜難可具申。釋秘訓に喜を意とあり。さて此までの文意を。考云。此段は日本府卿か。詔勅を巧に偽て造りたる事なり。會聞と云からか作り言なり。新羅へ往て詔勅を聽けと云事は。勅書になき事なり。皆口して作て云て。百濟から呼へとも行かぬとの言譯なりと云れたり。さることなり。

三月。百濟遣奈卒阿毛得文。許勢奈率歌麻。物部奈卒歌非等。上表曰。奈卒彌麻沙。奈卒已連等。至臣蕃。奉詔書曰。爾等宜共在彼日本府。同謀善計。早建任那。爾其戒之。勿被他誑。又津守連等至臣蕃。奉勅書。問建任那。恭承來勅。不敢停時。爲欲共謀。乃遣使召日本府。

百濟本記云。遣召

鳥胡跋臣。蓋與任那俱對言。新年既至。願過而往。久而不就。復遣使召。俱對言。祭時既至。願過而往。久而不就。復遣使召。而由遣微者。不得同計。夫任那之不赴召者。非其意焉。是阿賢移那斯。佐魯麻都。二人名也。已見上文。奸佞之所作也。夫任那者。以安羅爲兄。唯從其意。安羅人者。以日本府爲父。唯從其意。百濟本記云。以安羅爲父。以日本府爲本也。今的臣。吉備臣。河內直等。咸從移那斯。麻都指搗而已。移那斯。麻都。雖是小家微者。專擅日本府之政。又制任那。障而勿遣。由是不得同計。奏答。天皇故留已麻奴跪。蓋是津守連也。別遣使。迅如飛鳥。奉奏天皇。假使一人。二人者。移那斯與麻都也。在於安羅。多行奸佞。任那難建。海西諸國。必不獲事。伏請移此一人。還其本處。勅諭日本府與任那。而圖建任那。故臣遣奈率彌麻沙。奈率已連等。副已麻奴跪。上表以聞。

阿毛得文。毛を本に亡に作る。傍書に音特とあるに依に。誤なるへし。今は秘閣本中臣本に據る。に考

一本屯とあれども。得文は下文にも出。阿毛は族名か。許勢奈率歌麻。通證に。與巨勢同。此亦倭種在百濟者と云り。歌麻下文にみゆ。歌非。釋秘訓に歌を奇とあり。この事上に云り。注鳥胡跋臣。本に鳥を焉に作る。今中臣本通證一本に依る。集解に焉爲之誤とあるは非なり。與任那下。或説に恐脫早岐二字と云り。さもあるへし。祭時。本に祭を奈に誤る。今考本集解及上文に依る。任那者。任那人者の義なり。任那聯邦の人の凡ての意なり。爲父。本に父を天に作る。今集解に引る壹本及本傍訓に依る。唯從其意。考云。任那は安羅を尊み。安羅は日本府を尊ふことなり。それに輕きものなれども。日本府の事を。移那斯麻都等と掌り。任那の早岐共をも塞て。百濟から召へとも遣はさす。それ故任那の事を相談して。天皇へ答へ奉ることもならずとの事なりと云り。さる説なり。的臣。吉備臣。河内直等。安羅日本府卿なり。使迅。秘閣本中臣本。使上疾字あり。トキと訓り。不獲事。本の讀は誤れり。舊訓にエツカマツラシと訓るよろし。還其本處。考云。本處と云か。こゝにて見れば。安羅の事ども見えず。日本へ呼玉へと云事かと云り。副已麻奴跪。通證云。遣彌麻沙已連。在二年秋七月。而不此事。五字疑衍と云り。いかにも疑はし。

於是詔曰。的臣等。往來新羅。非朕心也。曩者印支彌。與阿鹵早岐在時。爲新羅所逼。而不得耕種。百濟路迥。不能救急。

由_三的臣等往_ニ來新羅。方得_ニ耕種。朕所_ニ曾聞。若已建_ニ任那。移那斯。麻都。自然却退。豈足_ニ云乎。伏承_ニ此詔。喜懼兼懷。而新羅誑_レ朝。知_レ匪_ニ天勅。新羅春取_ニ喙淳。仍擯_ニ出我久禮山戍。而遂有_レ之。近_ニ安羅處。安羅耕種。近_ニ久禮山處。新羅耕種。各自耕之。不相侵奪。而移那斯。麻都。過耕_ニ他界。六月逃去。於印支彌後。來許勢臣時。百濟本記云。我留_ニ印支彌。之後至。既酒臣時。皆未詳。新羅無復_ニ侵_ニ逼他境。安羅不言_ニ爲_ニ新羅_ニ逼。不得_ニ耕種。臣嘗聞。新羅每_ニ春秋。多聚_ニ兵甲。欲襲_ニ安羅與_ニ荷山。或聞。當襲_ニ加羅。頃得_ニ書信。便遣_ニ將士。擁_ニ守_ニ任那。無懈怠_レ也。頻發_ニ銳兵。應_ニ時往救。是以任那隨_レ序耕種。新羅不敢_ニ侵_ニ逼。而奏_ニ百濟路_ニ迫不能救急。由_ニ的臣等往_ニ來新羅。方得_ニ耕種。是上_ニ欺_ニ天朝。轉_ニ成_ニ奸_ニ佞_レ也。曉然若_レ是尙欺_ニ天朝。自餘虛妄。必多有_ニ之。的臣等猶住_ニ安羅。任那之國恐難_ニ建立。宜早退_レ却。臣深懼之。佐魯麻都雖_ニ是韓_ニ腹。位居_ニ大連。廁_ニ日本執事之間。入_ニ榮班貴盛之例。而今

反著_ニ新羅_ニ奈麻禮冠。即身心歸附。於他易照。熟觀所作。都無_ニ怖畏。故前奏_ニ惡行。具錄聞訖。今猶著_ニ他服。日赴_ニ新羅_ニ域。公私往還。都無_ニ所憚。夫喙國之滅。匪_ニ由_ニ他_レ也。喙國之函跋旱岐。貳_ニ心加羅國。而內應_ニ新羅。加羅自_ニ外合戰。由_ニ是滅焉。若使函跋旱岐。不_レ爲_ニ內應。喙國雖小。未_ニ必亡_レ也。至於卓淳。亦復然之。假使卓淳國主。不_レ爲_ニ內應。新羅招_ニ寇豈至滅乎。歷_ニ觀諸國敗亡之禍。皆由_ニ內應貳心人者。今麻都等腹_ニ心新羅。遂着_ニ其服。往_ニ還旦夕。陰搆_ニ奸心。乃恐任那由_レ茲永滅。任那若滅。臣國孤危。思_ニ欲朝_ニ之。豈復得耶。伏願天皇玄鑒遠察。速移_ニ本處。以安_ニ任那。

的臣等。上に百濟本記云。遣_ニ召烏胡跋臣。蓋是_ニ的臣也。とありて。日本府卿なり。さて此の注に。吉備弟君とあるは疑はし。此人は雄略紀七年に見えて。それより今年に至りて。八十年はかりなれば。此人にはあるへからず。其子孫などにてあるへし。○印支彌。下文に今日日本府印岐彌。謂_ニ在_ニ任那_ニ日本臣名也。既討_ニ新羅。

更將伐我。又樂聽新羅漫語也。夫遣印支彌於任那者。本非侵害其國云々。とあるによれば。けにも日本府卿にて。任那に在しものなり。さて支を秘閣本假名本共にスと訓り。下文にはまた假字本にシと訓り。これらに據らば。支とある方宜しかるへし。○與阿爾早岐在時。通證に蓋任那早岐名とあり。在時とは任那の府に在し時なり。○救急。古訓にスクヒマタイとよめり。救ひて其國を全くすることの意なるへし。○豈足云乎。集解云。按建任那以下。四年十一月所詔。移那斯麻都。作河内直等とあり。○兼懷。水本兼を盈に作る。○新羅春取咏淳。又云。按咏蓋卓。謂卓淳。卓淳之滅。已見二年紀。蓋至此取以爲新羅之地。照五年十一月紀。爲卓淳。明矣とあり。或説に春字衍と云る。さもありぬへし。昔字などの誤か。○久禮山成。本に成を戎に誤る。今考本集解等に從る。さてこの成は。百濟より卓淳を成りし兵士なるへし。下文に久禮山の五城とあり。○過耕他界とは。久禮山成を擯出して。咏淳地までも耕種するを云なるへし。○六月逃去。考云。六月字は半年のことなり。みなつきとよむへからす。六箇月にて耕種を止て逃去しとなり。○印支彌後來許勢臣時とは。印支彌に代りて。許勢臣の日本府の任に來りし時と云事なるへし。この臣の任に府にありしとは。新羅も侵逼すること能はざりしとなり。されどこの注に引る。百濟本記なる。我留印支彌之後云々とあるは。いかなる事にか詳ならず。○安羅不言爲新羅逼不得耕種。通證に。言新羅不侵逼。故安羅亦得耕種也と云り。○荷山。集解に引東國通鑑曰。百濟腆支王二年。駕洛國王伊尹品卒。子坐知立。卜者爲坐知筮之。得解卦。其辭曰。解

而擯。明至斯乎。坐知謝之。擯女子荷山島とあるを見れば。加羅の屬島なるへし。○懈怠。本に怠を息に作る。今集解に依る。○韓腹。通證云。考上文。佐魯麻都。本是百濟人。故曰韓腹とあれど。百濟人とおもはれす。○大連。又云。大連謂執政事也とあり。然ることなるへし。されどマチキミと訓るはわろし。音讀にすへし。○之例。本は之字一字行れり。例は列と通せて書るなり。例あり。○奈麻禮冠。釋紀私記曰。按新羅國七位冠也とあり。東國通鑑曰。新羅儒理王八年。新羅設官有二十七等。十曰大奈麻。自重大奈麻。至九重奈麻。十一曰奈麻。自重奈麻。至七重奈麻とあり。○於他易照。通證云。言於他所行。甚易照見也とあり。他をヒトと訓るは。次に他服と訓る如し。○喙國之滅。繼體紀二十一年に見ゆ。○函跋早岐。通證に喙國王名とあり。今按に王族の人なるへし。○加羅自外合戰。加羅二字中臣本なし。○雖少。中臣本考本。少を小とあり。何れにてもよろし。○新。日本靈異記に新可隨彌。○安任那。以上三月表奏文なり。

冬十月。百濟使人奈卒得文。奈卒歌麻等。罷歸。百濟本記云。冬十月。奈卒得文。奈卒歌麻等。還自日本。曰。所奏河内直。事無報勅也。十一月。百濟遣使。召日本府臣任那執事。曰。遣朝天皇。奈率得文。許勢奈率哥麻。物部奈率哥非等。還自日本。今日本府臣。及任那國執事。宜來聽勅。同議任那。日本吉備臣。安羅下早岐大不孫。久取

柔利。加羅。上首位古殿奚。卒麻君。斯二岐君。散半奚君兒。多羅。二首位訖乾智。子他。旱岐。久嗟旱岐。仍赴百濟。

歌麻等罷歸。契冲校本。歌を奇と作り。此二人は三月來聘せるか。今歸れるなり。百濟本記文によれば。要領を得ずして歸れるか如し。河内直等か奸心の。深く皇朝までも浸潤せしものと見えたり。さて哥麻を下文に歌非とあり。又それを秘閣本には奇非とあり○安羅下旱岐。本に安を新に誤れり。今秘閣本中臣本釋紀集解等に依る。通證にも新羅當り下旱岐。二年紀に安羅次旱岐大不孫とあり○二首位。通證に二恐上字之謬とあり。舊訓にヲコシとあれば。上なること明らけし○子他旱岐。本に旱岐を倒せり。今秘閣本中臣本活字本釋紀ともに依る○久嗟。詳ならず。二十三年に古嗟に作れり。

於是百濟王聖明略以詔書示曰。吾遣奈卒彌麻佐。奈卒已連。奈卒用哥多等。朝於日本。詔曰。早建任那。又津守連奉勅。問成任那。故遣召之。當復何如。能建任那。請各陳謀。吉備臣任那旱岐等曰。夫建任那國。唯在大王。欲冀遵王俱奏聽勅。聖明王謂之曰。任那之國。與吾百濟自古以來。約爲子弟。今日日本府印岐彌。謂在任那日既討新羅。更將伐

本臣名也。

我。又樂聽新羅虛誕謾語也。夫遣印支彌於任那者。本非侵害其國。往古來今。新羅无道。食言違信。而滅卓淳。股肱之國欲快返悔。故遣召到。俱承恩詔。欲冀興繼任那之國。猶如舊日。永爲兄弟。竊聞新羅安羅兩國之境。有大江水。要害之地也。吾欲據此。修繕六城。謹請天皇二千兵士。每城充以五百。并我兵士。勿使作田。而逼惱者。久禮山之五城。庶自投兵降首。卓淳之國亦復當興。所請兵士。吾給衣糧。欲奏天皇。其策一也。猶於南韓。置郡令城主者。豈欲違背天皇。遮斷貢調之路。唯庶克濟多難。殲撲強敵。凡厥凶黨。誰不謀附。北敵強大。我國微弱。若不置南韓郡領城主。修理防護。不可以禦此強敵。亦不可以制新羅。故猶置之。攻逼新羅。撫存任那。若不爾者。恐見滅亡。不得朝聘。欲奏天皇。其策二也。又吉備臣。河内直。移那斯。麻都。猶在任那國者。天皇雖詔建。成任那。不可得也。請移此四人。各遣還其

本邑^ノ奏^ニ於^ニ天皇^ニ其策三也。宜與^ニ日本臣任那^ニ旱岐等^ニ俱奉^ニ遣使^ニ同奏^ニ天皇^ニ乞^ニ聽^ニ恩詔^ニ於是吉備臣旱岐等曰。大王所述三策。亦協^ニ愚情^ニ而已。今願歸以敬諮^ニ日本大臣^ニ。謂^ニ在^ニ任那^ニ日本府之大臣也。安羅王。加羅王。俱遣使同奏^ニ天皇^ニ。此誠千載一會之期。可不^ニ深思而熟計^ニ歟。

朝於日本。二月に聘する處なり○吉備臣。日本府卿なり。されど此は疑しき由あり。下に云○印岐彌。本彌を彌に作る。今秘閣本中臣本及上文に依る○既討新羅。新羅は恐らくは。加羅の誤なるへし。本のまゝにては更に聞えず。さて此は既にとあれば。これより前の事なる事明らかし○更將伐我。本に伐を代に作れり。今秘閣本考本集解等に依る。さてこの文意は。上の今と云を。この更字上に移して見るへし。既に加羅を討て其國を滅し。今更我を伐むとすとなり。我は百濟任那等を云なり○滅卓淳股肱之國云々。此一句義詳ならず。通證には滅卓淳を句にして。股肱之國欲^レ快返悔^ニ讀^リ。其義は。唇亡而齒寒。卓淳滅。則任那諸國皆危矣。言雖^レ爲^ニ新羅股肱耳目^ニ之國^上。而懼^ニ其蠶食^ニ逼^レ己^ニ。故欲^レ快返悔也と説り。又集解には本のまゝに訓て。滅卓淳股肱之國は。按即百濟自言也。欲^ニ快返^ニ悔^ニとよみて。按言報^ニ恨于新羅^ニ也と説り。ともに通しかたし。なほよく考へし○欲冀。按に此二字倒せるか

○大江水。通證に疑是洛東江とあり。地圖を按するに。上流にして東江といひ。また黃屯江といひ。また岐江といふ。下流は金海府の海に入る大江なり。集解に。按察慈錄。全羅道有^ニ六城^ニ。秘閣本中臣本。六下に地字あり。此は據此地云々とありしか。錯りて入しものなるへし○每城充以五百。通證に言^ニ三千兵士充^ニ六城^ニ也○勿使作田。集解云。五年紀曰。新羅春取^ニ味淳^ニ。仍擯^ニ出我久禮山^ニ。近^ニ久禮山^ニ處。新羅耕種。按令^ニ新羅不得^レ耕也とあり○逼惱者。本に逼を過とあり。秘閣本中臣本集解に依る○久禮山之五城。新羅の有する所なり○降首。後漢書注に首猶^レ服也とあり○亦復當與。句なり。卓淳も亦與復せんとなり○南韓。四年紀に下韓とあり。上に云ふ○不謀附。本のまゝにてあるへし。通證に不當^レ作^レ可とあるは非なり○北敵強大。本に北を此とあり。今秘閣本中臣本考本活字本等に依る。下文に。宜共^ニ任那^ニ。依^ニ前勅^ニ。戮^レ力俱防^ニ北敵^ニ。各守^ニ所封^ニとあり。こゝも北敵の誤なること知るへし。さて北敵とは通證に。詳考^ニ上下文^ニ。蓋指^ニ高麗^ニ也。濬確類書。朝鮮分^ニ八道^ニ。東。北曰^ニ咸鏡^ニ。本高句麗地。とあり。次に亦不^レ可^ニ以^ニ制^ニ新羅^ニとあるに依るに。けにも高麗を指すなるへし。このとき高麗よりも。百濟任那の地を窺しこと。天書六年三月の文に見えたり○又吉備臣河内直云々。河内直はさることなれども。吉備臣はいかゞなり。通證云。此日本府卿也。然吉備臣同^ニ此議^ニ。則不^レ宜^ニ有^ニ此言^ニ。而上文論^ニ的臣之惡^ニ。疑是記者謬^ニ的臣^ニ也と云る。さる言なるへし○奏於天皇。上例に据るに。奏上欲字を脱せしものなるへし○日本大臣。契沖本に。本下府字ありと云り。こゝは脱たるものなるへし。

十二月。越國言。於佐渡嶋北御名部之碕岸。有肅慎人。乘一船舶。而淹留。春夏捕魚充食。彼嶋之人言非人也。亦言鬼魅。不敢近之。嶋東禹武邑人。探拾椎子。爲欲熟喫。著灰裏炮。其皮甲化成一。飛騰火上。一尺餘許。經時相鬪。邑人深以爲異。取置於庭。亦如前飛。相鬪不已。有人占云。是邑人必爲魃鬼所迷惑。不久如言。被其抄掠。於是肅慎人移就瀨波河浦。浦神嚴忌。人不敢近。渴飲其水。死者且半。骨積於巖岫。俗呼肅慎隈也。

御名部之碕。倭名抄佐渡國羽茂郡。水湊美奈也。通證に此かと云り。同國人萩野由之か佐渡國地名考云。此國始は一國一郡なりしを。元正天皇養老五年に。雜太郡を割て。賀母羽茂二郡を置き。凡て三郡となる。これより異なることなし。續紀延喜式。さて禹武邑は。後羽茂郡となりし地にて。今羽茂本郷などいふ所の地名なるへし。御名部碕地詳ならず。集解通證ともに水湊郷ならんと云り。水湊は。ミナヤ。ミナへと相似たれど。いかゞあらん。地位は東北にあたれば。島の北といふまじきにあらず。後の攷を俟つ。おもふに此國滄桑の變によりて。海水横斷せし地も。今は連りたれば。名も亡ひたる

なるへし。國志に。今加茂郡なる。南片邊村ならんといふは。誤なり。次に辨すへし。○肅慎。美之波世と訓む。アシハセの假字。齊明紀も同じ。此國は漢土にては。いと古代より通ひし事みえたれど。釋紀に引る後漢書曰。挹婁古肅慎之國也。在夫餘東北千餘里。通證云。史記注曰。靺鞨古肅慎也。類聚國史。元正天皇養老四年。遣渡島津輕津司。從七位上諸君鞍男等六人於靺鞨國。觀其風俗。按唐曰。靺鞨。宋曰。女真。遼道宗名。宗真。故改曰。女直。元明仍其稱。云とあり。集解に引る乘燭談曰。女直國東北夷也。在朝鮮東北。與蝦夷地接。古謂肅慎氏是也。北魏之時曰。挹婁。又勿吉。唐時曰。靺鞨。奥州壺碑所謂去靺鞨國二千里。是宋曰。女真。遼云云曰。女直。元明仍其稱。明天啓九年。建國號曰。大清。今清是也。遼金皆女直之種也。とあるなどにて明らけし。東海談云。多賀城碑に靺鞨とあるは。肅慎國にして。今は朝鮮と一ツになりしなり。昔靺鞨奥州に着し由。國史にみゆと云る。朝鮮と一になりしと云るは非なり。○彼島之人。佐渡人なり。○言非人也。通證に意以爲非人也と云れたるか如し。天書に。肅慎人泊。其形如鬼。とあるにて。島人の非人とおもへるさま聞えたり。○爲欲。水戸本に欲爲に作れり。○禹武邑。倭名抄佐渡國羽茂郡。此地の事上に云り。○椎子。倭名抄草薺部。椎子。本草云。椎子之比。○熟喫。熱をコナシと云るは。熱田をコナタと云るか如し。しかるに集解にコカシと訓るは。甚しき非なり。○瀨波河浦。本に波字なし。今秘閣本に據る。萩野由之か地名考云。瀨河浦。今羽茂郡に背合村あり。海に瀨せし村落なり。是なるへし。セノカハを詠りて。セナカフといひ。背合の字となりしものと見ゆ。武郷云。此説は今本瀨河れども。既に瀨波河と云る本あれば。此地に蝦夷塚といふあり。今詠りてエン塚といふ。夏秋の交。雨暗き夜に

は。一團の鬼火出て。海上を徜徉すること。古より名高し。俗にエンツカの一 海岸に峙てる小岡なれば。これ所謂肅慎隈にやあらん。浦神嚴忌にして。其害を除き玉ひしは。度津神社。古此に在しものなるへし。度津の條參看すへし。地理に照し見て悟るべきものなり。 國志には。今の加茂郡鹿の浦なり。このあたりに蝦夷塚といふものありて。近世まで。巨人の體骨を掘出せしことありと云り。いはゆる肅慎隈にやあらん。又このあたりの古き童謠にも。片部鹿の浦流に。毒あるよしをうたひぬ。されは夷人の飲し水も此流にて。古この水に瘴癘の氣ありて。飲もの其毒にあたりしを。年経て後も。そのことをうたひけるにやといへり。紀文を熟讀するに。地理上さもおもはれず。且又浦神とはいかなる神にか。さまた威靈恩頼ある神の。傳はらぬもいふかし。但前輩の言ふ所なれば。併せて存すと云り○浦神。釋紀神名帳曰。佐渡國羽茂郡度津神社。大目神社。兼方按之。禹武邑者羽茂郡也。浦神若此度津神社歟とあり。此神は三才圖會に。今日渡海神社。所祭五十猛神也とあり。一宮記にも五十猛神とあり。地名考云。度津地詳ならず。度津神社は。今羽茂郡飯岡村に在れども。往古より此にありしにはあらずといへは。社記他所に鎮座せしものならん。名義を按するに。ワタツは渡の津にて。着船の地をいふなり。參河飯に渡津郷あり。今加賀。能石見那に渡津村あり。三河田に渡通津村あり。みな水津と聞ゆ。然るに飯岡は。山間の一岡なり。この名負ふべき理なし。さて此神の事を。釋紀にかの浦神にかけて。兼方按之。禹武邑者羽茂郡也。浦神若此度津神社歟といへり。集解通證。みな之に従へり。 本社祭神五十猛神にして。嚴忌といふにも合へは。此社は古かの瀬河

浦にありしものなるへし。後飯岡村に遷坐し。さて後。其近地にて移轉せしと見ゆ。 之に因て思へは。瀬河浦は。昔津濟の地なりしか故に。度津といひ。かの肅慎の夷人等も此に着しとみゆと云り○嚴忌を。イチハヤシと云は。稜威速の義なり。續紀宣命に。宇治方夜伎ともあり。同じ義なり。いちはやしと云詞。物語等にもあまたみたり。また舊訓に。イツクシクイミテとも訓り。嚴重に忌み玉ふなり。

六年乙丑

六年春二月。遣膳臣巴提便。使于百濟。夏五月。百濟遣奈卒其悽。奈卒用歌多。施德次酒等。上表。秋九月。百濟遣中部護德菩提等。使于任那。贈吳財於日本府臣及諸旱岐。各有差。是月。百濟造丈六佛像。製願文曰。蓋聞造丈六佛。功德甚大。今敬造。以此功德。願天皇獲勝善之德。天皇所用彌移居國。俱蒙福祐。又願普天之下。一切衆生。皆蒙解脫。故造之矣。

遣膳臣巴提便使于百濟。天書曰。六年春二月。百濟請援兵於日本。自是前。新羅高麗共攻百濟任那。連年。故帝遣兵救二國。數度。於是今月。詔膳臣巴提使。遣百濟云々とありて。此臣を遣はし。由明かなり。按に提にスの音あること。提字典杜奚切。又市之切。又是支切。常支切とあり。テイ。シ。ジの音

是歲高麗大亂被誅殺者衆

百濟本記云。十二月甲午。高麗國細群與三魚群戰于官門。伐鼓戰鬪。細群敗不解。兵二日。盡捕誅細群子孫。戊戌。狗鵠香岡上王薨也。

是歲高麗大亂云々。東國通鑑に。高句麗安原王十五年。陽原王元年春三月。高句麗實延薨。號爲安原王。太子平成立とある。即今年なり。この陽原王と云るは。高麗二十四代の王なり。○細群魚群は。當時の諺にして。其部の名に呼し所謂そありけん。○官門。中臣文考本。官を宮に作る。訓に據るに宮字の方なるへし。○狗鵠香岡上王。狗は豹の略字。こゝにては即高麗を指せり。さて釋紀秘訓に引るには。狗國香岡上王とありて。鵠字なし。中臣本考本も同じ。然るに釋紀三條西本には國字なく。また鵠字もなし。さらば狗香岡上王か。詳ならず。然るに高麗好太王碑には。十七世孫國岡土廣開土境平安好太王と云か見えたるは。國字も誤とも云かたし。訓もさまざまにあれば。今さて王をオリコケと訓るは。下文にも見えて韓語なり。王は安原王名寶の事なるへけれと。かの好太王の玄孫にて。狗香岡上の稱も由ある事なるへければ。因にかの好太王碑銘の事を。聊かこゝに云へし。其は管政友かこの碑銘考に云。至十七世孫。國岡土廣開土境平安好太王。十七世は。大朱留王より數へしなり。されど三國史記に記せる趣にては。瑠璃明王大朱留王より好太王まで。十八代十二世にて。十七世には合はず。史記は蓋し父子兄弟の叙次に。誤りあるものならん。國岡土廣開土境平安好太王は。下に

此の王の名を記すもの三所ありて。何れも平安の二字を略き。一所は開の字より上の闕けて。詳ならねど。他の兩所は。ともに國岡上とあれば。此處に國岡土といへる。土は恐らくは上の誤ならん。欽明紀の註に。百濟本記を引きて。十二月戊戌。狗鵠香岡上王薨也。と記したるは。韓史にいへる安原王好太王の玄孫の事なれど。狗香岡上の稱は。此に聊か由あり。好太王は。姓氏錄に難波連。高麗國好太王之後也といふ者。よく合へり。さて此の國岡上廣開土境平安好太王は。諡號の類にして。名をは談徳と云しにや。朝鮮史略に。故國壤王伊連薨。太子談徳立。是爲廣開土王と見えたるは。韓史は信し難き事多ければ。疑なきに非ず。資治通鑑に。東晉隆安四年。高句麗王安事燕禮慢とあり。安は好太王に當れと。他に證なければ。是も亦決し難し。暫く疑を記して。後の考を待つ。繼體紀二十五年の註に。百濟本記云。大歲辛亥三月。高麗王王安とあり。安は韓史に見えし安藏王にて。王は好太王の玄孫。安原王の兄はしければ。通鑑は蓋し誤ならん。二九登祚。十八にて王位を襲きたるに。三十有九晏駕とあれば。位にあること二十二年にて。韓史にいへるに差ふことなし。永樂大王は。年號もて稱ひしなりと云り。合せ見るへし。

七年丙寅
七年春正月甲辰朔丙午。百濟使人中部奈卒已連等罷歸。仍賜以良馬七匹。船一十隻。夏六月壬申朔癸未。百濟遣中部奈卒掠葉禮等獻調。秋七月。倭國今來郡言於五年春。川原民直宮名登樓。騁望乃見良駒。

紀伊國漁者負ニホシ。呪影高鳴。輕超ニホシ母脊。就而買取。襲養兼年。及壯鴻驚龍ウツノコトクニ。翦別輩越群。服御隨心。馳驟合度。超渡大内丘之壑。十八丈焉。川原民直宮。檜隈邑人也。

丙午は三日○己連は。上に出たる其コレ儼なり○一十隻。隻本に雙に作る。今中臣本。通證引一本。考本釋紀等に依る○癸未は十二日なり○掠葉禮。考云。掠手篇も木篇もケイの音なし。京字なりと云り。考へし○今來郡は。高市郡の舊名なりしこと。雄略紀に已に云り○川原民直宮。川原は大和志に。高市郡川原邑屬邑一とあり。民直は。續紀文武紀二年。民忌寸比良夫下。考證云。民忌寸。姓氏錄不載。案實龜三年四月紀云。坂上大忌寸苺田麻呂言。以檜前忌寸。任大和國高市郡司。元由者。先祖阿智使主。輕島豐明宮馭宇天皇御世。率十七縣人夫。歸化。詔賜高市郡檜前村。而居焉。凡高市郡内者。檜前忌寸及十七縣人夫。滿地而居。他姓者十而一二焉。是以天平元年十一月十五日。從五位上民忌寸袁志比申。其所由云云。又延曆四年六月紀云。詔坂上。内藏。平田。大藏。文。調。文部。谷。民。佐太。山口等忌寸十一姓。賜姓宿禰。依此。民忌寸坂上大忌寸同祖。所謂倭漢直者也。欽明紀云。川原民直檜隈邑人。天武紀民直大火。本書作民忌寸大火。亦可證。又案。姓氏錄神別有民直。蕃別有民首及民使首。皆自別姓也。と云れたるにて明らかなり。但し東大寺正倉院文書に。聖武帝御世に。出雲人民臣馬。女と云るかあり。これは神別にて。穗日命の裔なるへし。さて注に。宮名下に考本也字あり。

補ふへし○注紀伊國漁者負ニホシ。贊草馬之子也。集解に。紀伊以下十二字。原爲注。蓋轉寫者。偶或脫字。因補爲小書耳。と云ひて。大字に本文と爲たり。まことに然るへし。草馬は通證に。倭名抄牝馬一名驛馬。上音草。和名米萬。今按俗稱驛驛是也とあり。集解に。爾雅釋畜曰。馬屬牝曰驛。郭璞曰。草馬名。淮南子脩務訓曰。夫馬之爲草駒之時。跳躍揚蹠。高誘曰。馬五尺以下爲駒。放在草中。故曰草駒。魏志杜畿傳曰。畜特牛草馬。下逮雞豚犬豕。ともあり○呪影高鳴。文選赭白馬賦曰。呪影高鳴。將超中折。善曰。相馬經曰。馬有眊影而視者。翰曰。呪視也。馬有視影高鳴者。良馬也。超走也○母脊。竟宴歌集本契沖本。脊を肩に作る○襲養兼年。通證に。出赭白馬賦序。注襲。受。隱私也○鴻驚龍翦。別輩越群。又云。出赭白馬賦一とあり。驚を古くアカキとも。又ハヤクとも訓るを思ふに。もしくは驚字の誤にはあらぬにや○服御隨心。馳驟合度。又云。出赭白馬賦序一とあり。馳驟をウクツクと訓るは。倭訓彙に。日本紀文選等に馳驟をよみ。新撰字鏡に。蹠。また謂をよめり。又驕をうくつき馬とよみたりとあり。或人云。ウゴツクは動つて。俗にうろつくといふに同じ。○大内丘。持統紀檜隈大内陵。諸陵式在大和國高市郡。○十八丈。延喜六年竟宴歌。三善朝臣清行。斗都惠阿末理。夜都惠遠胡游流。多津能胡麻。幾美須佐米然婆。於伊婆傳奴弊志。天書曰。七年秋七月。倭國今來郡民直氏宮。得地龍一獻とあり。本に地を馳とあるは誤なり。今は一本による。

是歲。高麗大亂。凡鬪死者二千餘人。百濟本記云。高麗以正月丙午。立中夫人子。爲王。年八歲。狗王有三夫人。正夫人無子。中夫人生子。其舅氏。魚群也。小夫人生子。其舅氏。細群也。及狗王疾。細群魚群。各欲立其夫人之子。故細群死者二千餘人也。

二千餘人。本に人字脱たり。今考本に據る。○注中夫人子。訓中をクと訓む。シクのシを脱せるなり。この事既に云り。集解にケと訓る。夫人オリク。崇峻紀も同じ。釋紀にはフリクハ。また本の傍にオリク。またフリクハとも訓り。子トモと訓む。下訓皆同じ。またヨモと訓。○注狗王。狗を古訓にはコマと訓。本傍コクコ。またコク。釋紀にコケ。上のを。釋紀にコマコク。コクソリ。また古。王をオリコケ。又フリと訓む。杜氏通典に。百濟王號於羅瑕。夏言王也。王妻號於陸。夏言妃也とあるは。高麗も百濟も同言にや。○注正夫人。正訓マカリ。釋も同じ。○注世子。マカリトモ。釋も同じ。但し子をヨモとよめり。○注小夫人。釋紀に小をシムト訓。音信とあり。さて右中夫人以下の訓讀は。みな韓語なり。

八年丁卯

八年夏四月。百濟遣前部德卒眞慕宣文。奈卒歌麻等。乞救軍。仍貢下部東城子言。代德卒汶休麻那。

德卒は第四等の官なり。○奈卒歌麻。奈卒第六等なり。秘閣本歌を奇に作る。中臣本哥に作る。○貢下部

九年戊辰

東城子言。十五年下に。貢德卒東城子莫古。代前番奈卒東城子言とあり。こゝは位を脱せしなるへし。さて十五年の處にも。乞救兵。仍とあれば。御軍を乞ふに附て。質などに貢る心はへもあるへし。九年春正月癸巳朔乙未。百濟使人前部德率眞慕宣文等請罷。因詔曰。所乞救軍。必當遣救。宜速報。王。夏四月壬戌朔甲子。百濟遣中部扞率掠葉禮等。奏曰。德率宣文等。奉勅至臣蕃。曰。所乞救兵。應時遣送。祇承恩詔。嘉慶無限。然馬津城之役。正月辛丑。高麗虜謂之曰。由安羅國與日本府。招來勸罰。以事准況。寔當相似。然三廻欲審其言。遣召。而並不來。故深勞念。伏願可畏天皇。先爲勘當。暫停所乞救兵。待臣遣報。西蕃皆稱日本天皇。爲可畏天皇。

乙未は三日。○眞慕。本に眞を直に作る。今上文及集解に依る。○甲子は三日。○扞率掠葉禮。扞を本に扞に作る。今釋紀に據る。通證云。隋書百濟傳。扞率五品。今按。上文作奈卒。蓋叙一等也とあり。考本には奈卒とあり。掠を同本に京に作る。この事上に云り。○馬津城。百濟城なり。文献備考云。馬津縣本孤山。按今禮山縣。百濟時號鳥山。斯羅改名孤山とあり。今全羅道礪山縣あり。東國通鑑百濟始祖八

年條に。築馬首城堅瓶山柵。○注正月辛丑云々の上。集解に。十五年の例に據て。一本云の三字を補ひたり。さもあるへし。さて辛丑は九日なり。○注圍馬津城。集解云。按東國通鑑。梁大清二年。新羅眞聖王二年。高句麗陽原王四年。百濟聖王二十六年春正月。高麗侵百濟。麗王以滅兵六千。攻漢北獨山城。百濟王請救於新羅王。命將軍朱珍。領甲兵三千。救之。朱珍至獨山城下。與高句麗兵戰。大破之。殺獲甚多。即當是年。馬津城之役蓋此とあり。○勸罰。罰は訓に依に。討の誤なるへし。○以事准況寔當相似。此までの文意は。考云。日本より救兵を下さるとあるは。慶なれども。高麗の者を生虜にして。様子をきけは。安羅國日本府と。高麗の後楯になりて。百濟の城を圍ませたり。いかさまもあるへしとなりと云り。○三廻。集解に此二字言遣の間に移しおけり。○待臣遣報。或説に遺恐誤。按還字乎と云り。さることなり。

詔曰。式聞呈奏。爰觀所憂。日本府與安羅。不救隣難。亦朕所疾也。又復密使于高麗者。不可信也。朕命。即自遣之。不命何容可得。願王開襟緩帶。恬然自安。勿深疑懼。宜共任那。依前勅。戮力俱防北敵。各守所封。朕當遣送若干人。充實安羅逃亡空地。六月辛酉朔壬戌。遣

使詔于百濟曰。德率宣文取歸以後。當復何如。消息何如。朕聞。汝國爲伯賊所害。宜共任那。勵策同謀。如前防距。閏七月庚申朔辛未。百濟使人掠葉禮等罷歸。冬十月。遣二百七十人於百濟。助築城於得爾辛。

何容。與清云。容は疑爲誤と云り。○北敵は。高麗を云。已に上に云り。○安羅逃亡。安羅は此時いまた滅亡ひねは。加羅の誤にはあらざるか。○壬戌。三日なり。○取歸。考本に取を等に作れり。或説に罷誤かと云へり。○消息何如。四字通證集解ともに。衍ならむと云り。さもあるへし。○勸策。本に倒せり。今通證集解説に據て正せり。○辛未。十二日なり。○使人掠葉禮。掠を考に京に作れり。○得爾辛。詳ならず。馬津城の邊か。また百濟の都は。此時熊津州なれば。其邊にてもあるへし。いつれにても北敵の防の爲めなり。

十年己巳

十年夏六月乙酉朔辛卯。將德久貴。固德馬次文等。請罷歸。因詔曰。延那斯麻都。陰私遣使高麗者。朕當遣問虛實。所乞軍者。依願停之。

辛卯は七日なり。○將德。隋書。七品紫帶とあり。京極本には將を施に作る。○久貴。本に久を文に作る。今釋紀及下文に據る。釋秘訓に久音戸恩反とあれば。文は誤なるへし。水本云。按文貴等來。先是无

所見。蓋缺文とあり。○固德。隋書に九品赤帶とあり。○馬次文。下文には次を進に作る。此二人來朝せし事。上に見えず。○延那斯。上文には延を移とあり。延にもやの音あるへし。又通音か。

十一年辛未

十一年春二月辛巳朔庚寅。遣使詔于百濟。百濟本記云。三月十二日辛酉。日本使阿比多。卒三舟來至都下。曰。

朕依將德久貴。固德馬進文等。所上表意。一一教示。如視掌中。思欲具情。冀將盡抱。大市頭歸後。如常無異。今但欲審報辭。故遣使之。又復朕聞。奈率馬武是王之股肱臣也。納上傳下。甚協王心。而為王佐。若欲國家無事。長作官家。永奉天皇。宜以馬武為大使。遣朝而已。重詔曰。朕聞。北敵強暴。故賜矢三十具。庶防一處。

庚寅。十日なり。○注三舟。中臣本舟下升字あり。秘閣本牀に作る。共に詳ならず。○將德久貴。釋紀に施德久首とあり。本の傍書にも貴一首とあり。○馬進文。上文進を次に作る。釋紀には馬字なし。進文とのみあり。○思欲具情。情は疑くは狀にはあらざるか。○冀將盡抱。抱正韻曰懷也とあり。通證に。將をハタと訓るは非なるへし。○大市頭。未詳。考云。大市頭人の名なるへし。前には見えねど。先に日本へ來たるものなるへしと云り。されと韓人の名とも聞えず。通證には。是嘗使于百濟者也。姓氏錄

曰。大市首。出自任那國主都怒賀阿羅斯止とあり。これによらは。皇國人の彼に至れるか。歸れるを云へるにか。用明紀に二年の下にも大市造。孝德紀大化二年に大市連見えたり。なほ考へし。さらは頭造の誤などや。通證集解等に。これを謎語として解たるは。強言なるへければ。今はとらす。○復朕聞。本に朕字なし。今秘閣本に據る。○奈率馬武。この百濟人の事。前に見えず。○大使をオミと訓るは。韓語なるへし。使主をオミと訓むこと。此に思合すへし。○矢三十具。類聚三代格に。以矢五十隻爲一具。延喜兵庫式。以五十隻爲一具とあり。齊明紀に弓矢二具とよめり。

夏四月庚辰朔。在百濟。日本王人。方欲還之。百濟本記云。四月一日。百濟王聖明謂王人曰。任那之事。奉勅堅守。延那斯麻都之事。問與不問。唯從勅之。因獻高麗奴六口。別贈王人奴一口。皆攻爾林所禽奴也。乙未。百濟遣中部奈卒皮久斤下部施德灼干那等。獻狍虜十口。

日本王人。前の百濟本記には。日本使人とあり。莊六年公羊傳に。王人于突救衛。王人者何。微者也。とあるか如く。貴き際の人にあらぬ。使人を云訓なるへし。○延那斯。本に延を近に誤る。今前文及釋紀に據る。○爾林所禽。本に禽を會に誤る。今考本に據る。爾林の役は。顯宗紀二年に。紀生磐宿禰跨據任那。交通高麗。將西王三韓。整脩官府。自稱神聖。用任那左魯那

奇。他甲肖等計。殺百濟適莫爾解於爾林。爾林。高麗地也。築帶山城。距守東道。斷運糧津。令軍飢困。百濟王大怒。遣領軍云々。趣于帶山。攻。於是生磐宿禰進軍逆擊云々。兵盡力竭。知事不濟。自任那歸。由是百濟國。殺佐魯那奇他甲肖等二百餘人。とある時の戦に。嘗て禽にしたる高麗の奴人なるへし。乙未。十六日なり。○皮久斤。久をコムと訓るは上と同じ。假名日本紀には。久を文に作れり。○施德。本に施を他に作る。今は秘閣本中臣本考本釋紀に據る。

十二年春三月以麥種一千斛。賜百濟王。是歲百濟聖明王親率衆及二國兵。往伐高麗。獲漢城之地。又進軍討平壤。凡六郡之地。遂復故地。

一千斛。斛をサカと云は。もとよりなれと。ツカと訓るは誤なり。秘閣本にはセカとあり。或人云。麥種元より彼地になかりしにはあらし。前年熟らさりしにやと云り。○率衆及二國兵云々。東國通鑑。新羅眞興王十二年。高句麗陽原王七年。百濟聖王二十九年。新羅命柒夫等八將軍。與百濟兵。侵高麗。百濟先攻平壤。破之。居柒夫等。乘勝取竹以外高峴以內十郡。○漢城之地。東國通鑑曰。百濟始祖十四年秋七月。百濟築城漢江西北。分漢城民。通證引武備志。懲毖錄等。漢城府屬京畿道。兩朝平壤錄曰。朝鮮凡八道。京畿道即漢陽城居中とあり。○平壤。通證引唐書註。平壤高麗所都。平壤錄曰。平安道。

十二年壬申

即平壤城。潜確類書平安道。本朝鮮故地也。括地志曰。高麗治平壤城。本漢樂浪郡王險城。即古朝鮮也。あり。東國通鑑に。高麗東川王三年。高句麗王率兵三萬。侵玄菟郡。虜獲八千人。移于平壤とあり。近古豐臣大閣の朝鮮征の時。小西行長宗義智等の此處に屯せしこと。徵毖錄等の諸書に見えたり。○遂復故地。本に遂字脱したり。今中臣本水戸本及釋紀等に據る。故地を復したるは。雄略天皇紀二十年に。高麗の爲に取られたる故地を。復したるものと見えたり。六郡は何々の地なるか。詳に知かたし。

日本書紀通釋卷之五十

飯田武鄉謹撰

欽明天皇
十三年壬申

十二年夏四月。箭田珠勝大兄皇子薨。五月戊辰朔乙亥。百濟加羅安羅遣中部德卒木劬今敦。河内部阿斯比多等。奏曰。高麗與新羅通和并勢。謀滅臣國與任那。故謹求請救兵。先攻不意。軍之多少。隨天皇勅。詔曰。今百濟王安羅王加羅王。與日本府臣等。俱遣使奏狀聞訖。亦宜共任那并心一力。猶尙若茲。必蒙上天擁護之福。亦賴可畏天皇之靈也。冬十月。百濟聖明王。遣西部姬氏達率怒喇斯致契等。獻釋迦佛金銅像一軀。幡蓋若干。經論若干卷。別表讚流通禮拜功德云。是法於諸法中。最爲殊勝。難解難入。周公孔子尙不能知。此法能生無量無邊福德果報。乃至成辨無上菩提。譬如人懷隨意寶。逐

所須用。盡依情。此妙法寶亦復然。祈願依情。無所乏。且夫遠自天竺。爰泊三韓。依教奉持。無不尊敬。由是百濟王臣明謹遣陪臣怒喇斯致契。奉傳帝國。流通畿內。果佛所說我法東流。

箭田珠勝大兄皇子。元年紀に出。乙亥。八日なり。河内部。通證に蓋日本府河内直之部屬とあり。高麗與新羅通和。去年は新羅と任那とともに高麗を討しか。今年はまた新羅と高麗と和を通したりなり。猶尙若茲。通證に承上而言。舊讀非と云れたるか如し。集解も誤なり。冬十月。大日本史に此下に云。一代要記有二十三日辛酉五字とあり。西部姬氏。通證に。西部乃所掌之部曲。猶上文上中下部之類。姬氏乃所出之本姓。猶上文物部許勢之類とあり。西部は元高麗の部族より出たり。唐書東夷傳高麗條に。部。即消奴部也。後漢書東夷傳高句麗條に。有五族。有消奴部。絶奴部云々。注に。曰。内分。五部。曰。内部。即漢桂婁部也云々。號。前部。曰。四部。一名黃部云々。五曰。西部。一名右部。即消奴部也とあり。姬氏は怒喇斯致契か本姓なり。達率怒喇斯致契。一人の名なり。杜氏通典。百濟條に。達率二品。統兵。以達率德率扞率爲之とあり。釋迦佛金銅像一軀。翻譯名義集。釋迦牟尼。曰。拈華。此云。能仁寂默。寂默故不住。生死。能仁故不住。涅槃。悲智兼運立。此嘉稱とあり。通證云。延喜齋宮式忌詞。佛稱中子。蓋謂心也。倭名鈔木具部。心讀。奈賀古。金銅謂下和金與銅鑄造者。元興寺丈六佛像光銘。東大寺佛前板文等。可見。宋史曰。欽明天皇即位十一年壬申歲。始傳佛法於百濟國。當此土梁承聖元年。今按一當作二。正統記曰。自後漢明帝永平十年。至此壬申歲。經四百八十

八年。とあり○幡蓋。倭名抄調度部。幡蓋。波多岐沼加散○經論。通證云。佛經祖論劉勰曰。聖哲彝訓曰。經。述レ經叙レ理曰。論。是法於諸法中云々。以下四十二字は。金光明最勝王經如來壽量品の語を取捨したるにて。彼經には是金光明最勝王經。於レ諸經中。最爲レ殊勝。難レ解難レ入。聲聞獨覺所レ不能レ知。此經生レ無レ量無レ邊福徳果報。乃至成レ辨無上菩提。云云○無上菩提。又云。見レ楞嚴經。名義集摩曰。菩提佛道名也○譬如人懷隨意寶云云。楞嚴經曰。譬如有人。於レ白衣中。繫レ如意珠。所レ願從レ心。致大饒富上○天竺。後漢西域傳曰。天竺國一名身毒國。在三月氏東南數千里。○陪臣の訓。イヤツコとあるに依て。記傳云。陪臣を伊夜都古と訓るも。臣の臣なる故に。又、臣の意なり。伊夜は重なる意なりと云へれど。他に見えず。信かたし。一訓にハヘノマチキミとあるに依るに。この訓もハイノヤツコとありしが。ハを省きしものなるへし。ハへは本より誤なれば。ハイと云ふかた叶へり。されはこれは字音のまゝに。古くも稱しものと見えたり○怒喇斯致契。本に契字脱たり。秘閣本に據る○帝國の字。はじめて見えたり。わか大日本を古く然云りしにこそ○果佛所説我法東流。本に説を記に作る。今本書傍書一本作説とあるに據る。其所説と云は。大般若經難聞功德品に。甚深般若波羅密多。我滅度已後時後分後五百歲。於レ東北方。當レ廣流布。とあり。決疑編曰。日域當ニ天竺東北方。此土流布良有レ以也と云り。或人説に。此上恐くは推古天皇後に追作たるものを。百濟王の眞の上表ならん。ゆくりなく撰入たる社説しけれ。此表中に是法於云云とあるを見へし。抑最勝王經は。唐に翻譯せし物にて。此天皇の十三年は。梁元帝と云國王の承聖元年に當り。唐の初代より數へても。六十五年前なるをや。是を以て此上表と云物の。偽作なることを知へしと云り。

是日。天皇聞 已 歡喜踊 躍。詔 使者云。朕從 昔來 未曾得聞 如是 微妙之法。然朕不 自決。乃 歷問群臣曰。西蕃 獻佛相貌端嚴。全未 曾看。可 禮以不。蘇我大臣稻目宿禰奏曰。西蕃 諸國 一皆禮之。豐秋日本 豈獨背也。物部大連尾輿。中臣連鎌子。同 奏曰。我國家之 王。天下 者。恒以 天地社稷 百八十神。春夏秋冬祭 拜爲事。方今改 拜 蕃 神。恐 致 國神之怒。

踊躍の訓。神功紀歡喜踊躍の下に云○微妙之法。法華經方便品偈曰。甚深微妙法。難見難可了○未曾看。秘閣本看を有に作れり○豐秋日本。神代紀に大日本豐秋津洲とあり。津は助辭なり。さて此稱は。瑞穂の稻より。たゞへ云りしこと。已に神代紀に云り。蜻蛉より出しならんには。豐秋とは云べからず。アキツのツは助辭ならねばなり。この事も既に云り。○中臣連鎌子。此人は中臣氏家系十七世に。鎌大夫公と云るあり。また賀麻大夫公とも書。眞人大連の子なり。これなり。さて子は此家の通稱の如くなりて世々にあり。鎌足大連も亦鎌子と云り。其外にも方子。國子。御食子等あり○同奏。考本に同を固に作れり○春夏秋冬祭拜爲事。神祇令また貞觀義式延喜式などに。四時の祭式委載たり。これみな上古よりの祭拜の御事なり。其心はへなどの事は。上にも次々云へれば。こゝには載

せず。まことに此皇國の大道なり。事は政事にて。神を祭るを政體の大本とするよしなり。孝徳紀。先以祭鎮神祇云云。恐致國神之怒。蕃神。靈異記に隣國客神と書き。客神は佛なりと注せり。蕃神は胡神と云も同じ。カラカミと訓へし。同じく神にはあれども。天地社稷の神には坐さす。みな夷狄の神にて。我國に由ある神にあらず。これを祀れば幸福を得るなどの事はさておきて。却りて國神の怒に觸れて。災異などありし。其尤げきものをいはく。通證にも引る光仁紀に。神祇官言。伊勢大神宮寺。先爲有崇。遷建他處。而今近神部。其崇未止。除飯野郡之外。移造使地。三代實錄に。飛鳥岡本天皇。建三十市郡百濟大寺。子部大神在寺。近側。含怨屢燒堂塔。とある類。世々の史に甚多し。これみな此人等の奏言を。蔑にしたまへるか故なり。これらのごと凡庸の學者などの知ることにあらず。

天皇曰。宜付情願人稻目宿禰。試令禮拜。大臣跪受而忻悅。安置小墾田家。勲脩出世業爲因。淨捨向原家爲寺。於後國行疫氣。民致天殘。久而愈多。不能治療。物部大連尾輿。中臣連鎌子。同奏曰。昔日不須臣計。致斯病死。今不遠而復。必當有慶。宜早投棄。勲求後福。天皇曰。依奏。有司乃以佛像。流棄難波堀江。復縱火於伽藍。燒燼更

無餘。於是天無風雲。忽災大殿。

試禮令拜と詔へるは。さはかり天皇の歡喜踊躍し玉へる御心の止めかたなく。迷はせ玉へるか故なり。これ已に蕃神を渡しもて來し。禍神の荒ひの。天皇の御心に浸染せしなり。○小墾田家。大和國高市郡なり。小墾田の地の事已に云り。○爲因。上に汝則無資とあり。○淨捨向原家爲寺。通證に。淨捨當訓。須互。晉書何充傳。捨宅安尼とあるはさることなり。淨は清淨の義にはあらず。訓はいかゞなり。今も佛に施すものを淨財と云も。捨財と云に同じか如し。さて向原ムクハラとも。ムカハラとも訓り。今定めかたきかハラなるへし。これも高市郡なり。此寺向原寺又廣嚴寺と云。豐浦村傍にあり。豐浦寺とも云。大和志云。廣嚴寺在高市郡豐浦村。舊作向原。又名豐浦寺。傍有井曰櫻井。又名榎葉井。とあり。さて此寺後に再興ありて。建興寺と改めけるなるへし。その故は。三代實錄四十九。元慶六年八月官符。散位從五位下宗岳朝臣木村等言。建興寺。是先祖大臣我稻目宿禰之所建也。本緣記。文具存灼然云々。彼等推古天皇之舊宮也。元號豐浦。故爲寺名云々。建興寺之建出自御願云々とあり。狩谷氏曰。欽明十三年紀云。稻目宿禰云々。淨捨向原家爲寺者是也。豐浦寺之名。舒明前紀始見。今其遺跡有廣嚴寺。宜合考光仁紀卷首考證とあり。法隆寺記に引元興寺緣起曰。櫻井寺今豐浦寺也。とあるによれば。櫻井寺とも云しなり。なほこの寺の事は崇峻紀に云り。此寺養老年中に。寧樂京に遷して。また豐浦寺と云り。さて此寺こそ。皇國にて佛像を安置せる始にて。佛像經論の參渡れるも。此

年を始とする事なれども。其は表立ての事にて。實はこれより三十年以前。即繼體天皇の十六年に。漢土の梁武帝の普通二年の事にて。即彼國より。司馬達等この人の事。下にあり。と云もの參渡來て。大和高市郡坂田原と云所に草堂を構へ。佛像を安置して住居けるか。信する者なく。異域の神を祭るとて。みな鄙しめたりと云ること。元亨釋書に出たるを既に引り。さて寺を互羅と云は韓語也。今朝鮮語寺曰泥留。羅與留通と通證に云り。次の伽藍をもしかよめり○行疫氣。この疫氣は疱瘡なり。是を疱瘡なりと云る確證は。日記略。長徳四年七月條に。今月天下衆庶煩_レ疱瘡。世號_レ之稻目瘡。又號_レ赤疱瘡。天下無_レ免_レ此病_レ之者とあるをみるへし○難波堀江は。仁徳紀に詳に云り。然るに古來より。此の難波堀江は。其にはあらて。大和高市郡豐浦寺東。飛鳥川西に在。と云る説あり。この事や_レ舊きものにも見えたり。正和二年の奥書ある。平氏傳雜勘文抄法隆寺古文書なりにもこの事見えて。難波堀江事。凡云難波_レ者。以_レ攝州爲_レ其本所。而今云_レ□□堀江_レ者。以_レ豐浦寺東佛門東。飛鳥河西入江。擬_レ彼云_レ□□也。昔ハ以外_レ廣博_レ而。相似海浦。故或云_レ豐浦。云_レ難波江也。但用人力_レ故加_レ堀字也。然_レ根本得_レ難波之號。事非_レ無_レ其本據。又或傳説。難波堀江者。妙安寺南地是也。夫池與_レ江其體異也。とあり。其他の文書にも見えたれば。むげに俗説とも云かたし。不審き事なり。大和めぐりの記云。豐浦寺の東。飛鳥川の西。難波堀江也。是守屋大臣佛像をやみすて玉ひし所也。今かすかにのこる。玉林抄にも見えたりと云り。なほよく考へし○伽藍。通證に。梵語題曰僧伽藍摩。或云。僧伽羅摩此云衆園。園者生植之所。佛弟子居_レ之。取_レ生植道本聖果_レ之義とあり。釋氏要覽には。招提。菩提。菩薩。皆古佛號。故寺謂_レ

之招提。或名_レ伽藍。或名_レ道場。其實一也。とあり○灾大殿。神怒懼るへきはさることなから。こゝは考云。岡田正利云。稻目の徒。佛法をつふされたるをあたに。放火したるならむ。この説さもあるへしと云り。

是歲。百濟棄_レ漢城與_レ平壤。新羅因此入居_レ漢城。今新羅之牛頭方。尼彌方也。地名未詳

棄漢城與平壤。昨歲伐_レ高麗_レ所_レ獲。蓋爲_レ新羅見_レ略。故棄之。と集解に云り。考にも。これは聖明王去年高麗の持分となりたるを討て。取還したるなり。棄とは守悪き故。後には捨てたるかと云り○牛頭方。尼彌方。天書云。新羅與_レ高麗_レ共討_レ百濟。取_レ漢城平壤。以_レ漢城爲_レ牛頭。以_レ平壤爲_レ彌方也。とあり。文獻備考云。帶方郡帶方之地。蓋在_レ西海之合。而南與_レ百濟_レ隣比。東與_レ牛頭城_レ北與_レ平壤_レ不相遠_レ云々。東國通鑑に。百濟始祖十八年條。王欲_レ襲_レ樂浪牛頭山城。とあるに依れば。百濟の始祖の頃より略して己か有と爲し居たりし地なり○注地名未詳の四字。後人の増入なるへし。

十四年春正月甲子朔乙亥。百濟遣_レ上部德卒科野次酒。扞率禮塞敦等。乞_レ軍兵。戊寅。百濟使人中部德率木劬今敦。河内部阿斯比多等罷歸。

十四年癸酉

乙亥。十二日なり。○科野次酒。上の五年紀に。施徳八品なり。今徳卒と斯那奴次酒とあると同人なるへきよし。既に云り。繼體紀十年。百濟遣。灼莫古將軍日本斯那奴阿比多。云云來朝。と云事見えたり。科野はシナヌと訓。氏族なり。既に云。次に河内部某とある例の如し。○扞率禮塞敦。扞率第五等官なり。本に扞を扞とあり。今釋紀に據る。此二人十一月壬に歸れるよし。下文にみゆ。○戊寅。十五日なり。○中部徳率。本に徳を扞に作る。今考本釋紀及前文十三に據る。

夏五月壬戌朔戊辰。河内國言。泉郡茅淳海中有梵音。震響若雷聲。光彩晃曜如日色。天皇心異之。遣溝邊直。此但曰直不書名。入海求訪。是月。溝邊直入海。果見樟木浮海玲瓏。遂取而獻。天皇命畫工造佛像二軀。今吉野寺放光樟像也。

壬戌朔戊辰。本には壬戌朔二字を脱したり。さて辰下朔字あり。今考本に據る。集解にも。據考。戊辰は七日なり。○河内國言。この事靈異記には。敏達天皇の御時の事と爲り。下に引く。○泉郡茅淳のことは。神武紀に委云り。さて此海は。和泉志に海亘四郡とあるか如し。○梵音は歌讚の聲なり。通證云。韻會。梵華言清淨。正言。寂靜。佛經曰。梵音海潮音。勝彼世間音。梁高僧傳曰。天竺方俗。凡是歌詠法言。皆稱爲唄。至於此土。詠經則稱爲轉讀。歌讚則號爲梵音。法苑珠林曰。魏陳思王曹子建。遊魚山。忽

聞空中梵天之音。清響哀婉。其聲動心。獨聽良久。乃琴其節。寫爲梵唄。製音。傳爲後式。梵音茲爲始也。とあり。○溝邊直。釋紀古本に。ミノノヘノ直と訓しはさることなり。溝をウナテと訓るより。この二字をウナテと通證集解に訓るは。甚しき非なり。されど溝邊直はものに見えず。いかなる氏人も知かたし。靈異記には大部屋栖野古連と爲り。次に全文を引く。○注此但曰直云々十五字は。後人の挿入なるへし。集解に削れり。○是月。考本に月を日に作れり。秘閣本時に作る。○畫工。職員令に。畫工司正一人。掌繪事彩色判司事。畫師四人。畫部六十人。とあり。この畫工は。佛工を指て云るなり。○吉野寺。天書曰。十四年夏五月。神樟樹浮茅淳海。河内守獻之。初造佛像。遂於毗蘇山立寺。帝王編年記曰。吉野寺注現光寺。又名檜曹寺。大和志曰。吉野郡池田莊比會村。とあり。さて元亨釋書には。比蘇寺を聖徳太子の建立なりとし。靈異記には。敏達天皇の御世の事としたり。其文ここに擧ぐ。大花上大部屋栖野古連公者。紀伊國名草郡宇治大伴連等先祖也。天年澄情。尊三重三寶。案本記曰。敏達天皇之代。和泉國海中。有樂器之音聲。如笛箏琴篋篋等聲。或如雷振動。晝鳴夜耀。指東而流。大部屋栖古連公聞奏。天皇嘿然不信。更奏。皇后聞之詔連公曰。汝往看之。奉詔往看。實如聞。有當霹靂之楠上矣。還上奏之。泊乎高脚濱。今屋栖伏願應造佛像焉。皇后詔。宜依所願也。連公奉詔大喜。告島大臣。以傳詔令。大臣喜請傾直水田。雕造佛并三軀像。居于豐浦堂。以諸大仰敬。然物部弓削守屋大連公。奏皇后曰。凡佛像不可置國內。猶遍棄退。皇后聞之。詔屋栖古連公曰。疾隱此佛像。連公奉

レ詔。使_レ水田直藏_中乎稻中_上矣。弓削大連公放_レ火燒_二道場_一。探_二佛像_一。流_二難破堀江_一。然_レ徵_二於屋栖古_一言。今國家起_レ灾者。依_二隣國客神像_一置_二於己國內_一。可_レ出_二斯客神像_一。速急棄_二流乎豐國_一也。客神者。固辭不_レ出焉。佛也。弓削大連任_レ心。起_レ逆謀_レ傾窺_レ便。爰天且嫌_レ之。地復慙_レ之。當_二用明天皇世_一而_レ挫_二弓削大連_一。則出_二佛像_一以傳_二後世_一。今世安_二置吉野比蘇寺_一。而放_レ光阿彌陀之像是也。とあり。なほこの人の事を次に記して云く。皇后癸丑年春正月。即_二位小墾田宮_一。二十六年御_レ宇矣。元年夏四月庚午朔己卯。立_二厩戶皇子_一爲_二皇太子_一。即以_二屋栖古連公_一爲_二太子之肺脯侍者_一。天皇代十二年乙丑。夏五月庚寅朔戊午。勅_二屋栖古連公_一曰。汝之功者長遠不_レ忘。賜_二大信位_一。十七年己巳春二月。皇太子詔_二連公_一而遣_二播磨國楫保郡内二百七十七_一。五段餘水田之司_一也。二十九年辛巳春二月。皇太子薨_二于斑鳩室_一。屋栖古連公爲_レ其欲_二之出家_一。天皇十二カ八年甲申夏四月。有_二一大僧_一。執_レ斧毆_レ父。連公見_レ之。直奏_レ之曰。僧尼檢_レ按。應_二中置_一止僧七人。尼十九人也。以_二觀勒僧_一爲_二大僧正_一。以_二大信大伴屋栖古連公_一與_二鞍部德積_一爲_二僧都_一。二十三年乙酉冬十二月八日。連公居_二住難波_一而卒之。屍有_レ異而覆_レ矣。天皇勅_レ之。七日使_二留詠_一於彼忠。逕_二之三日_一乃蘇_レ甦矣。中略孝德天皇世。六年庚戌秋九月。賜_二大花上位_一也。春秋九十有餘而卒矣。とあり。

六月。遣_二内臣_一。名_二使_一於百濟。仍賜_二良馬_一二疋。同船_二二隻_一。弓五十張。箭五十具。勅云。所_レ請軍者。隨_二王所_一須。別_レ勅_二醫博士_一。易博士。曆博士等。宜_二依_一

番_二上下_一。今上件色人。正當相代年月。宜_レ付_二還使_一相代。又卜書曆本。種種藥物可_レ上送。

内臣。姓氏錄大和皇別。内臣。孝元天皇々子彦太忍信命之後也。とあり。氏人此後見えす。類聚符宣抄に。村上帝時右馬史生内則忠と云人みゆ。是族なるへし。さて此内は武内宿禰の後なるへし。此宿禰を内臣と云しこと。神功紀に見ゆ。大日本史氏族志に。味内宿禰の後と爲たれど。別に證なし。されと祖先の名を氏とせしこと。なほいかゞあらん。定めては云かたし○注闕名。本に闕を關に誤れり。今正せり○同船。倭名抄。游艇和名波之布禰。皇極紀同船母慮紀舟。とあり。通證に。船船見_二舊唐書_一。集韻船音同。或作_レ艘。博雅船舟名。とあり。按に船は舟名とあれば。こゝなる同船とは同じからざるへし。此は小艇なれば。他木を交へす。一木を以て造りしより。同とは云しならん。そは皇極紀に大船與_二同船_一とあるにても。小艇なることは論なし。其を波斯布禰と云るは。和名抄に。艇乎夫禰。遊艇波之夫禰。小船也。釋名云。一二人所_レ乘也。とあるか如く。橋舟また走舟の義にて。早く廻りて事を辨ふる由の名。母慮紀舟と訓むは。諸來船と云事にて。小艇は繫合_レて榜行者なる故に。今も一艘の舟の事を片船と云ひ。其繫合の船をは。諸船と船人との云由なり。即其意なり。この事は。神代紀熊野諸手船の下に云ると合せ考へし。○二隻を。古訓にフタフナと訓るはさる言なり。又本にハタフサと訓るに依れば。二十隻の十を脱せしものにもあるへし。フサはフナの誤なり○

醫博士。令に典藥寮。醫博士一人。掌諸藥方脉經。教授醫生等。醫生四十人。掌學諸醫療云々。六典に。習本草甲乙脉經とあるは。後の御定めなり。此時の博士のさまは。韓國にての事なれば。いかに有けん知かたし。さて此後に。持統紀五年十二月。賜醫博士務大參德自珍云々。銀人二十兩とあり。さてまた養老六年十一月に。女醫博士を置れし事。續紀に見えたり。此は因に云のみ。○易博士の事。令に見えねど。これは後に陰陽博士にて兼たり。其は令に。陰陽寮。陰陽博士一人。掌教陰陽生等とありて。孝謙紀に。陰陽生者。周易。新撰陰陽書。黃帝金匱五行大義。とあればなり。さて漢籍には。後漢書蘇竟傳曰。平帝世。竟以明易。爲博士講書祭酒。注王莽置。六經祭酒。秩上卿。每經各一人。竟爲講尙書祭酒とあり。さて明年易博士施德王道良を貢りて。代れるよし見えたり。○曆博士。令に。陰陽寮に曆博士一人。掌造曆。及教曆生等。曆生十人。掌習曆とあり。さて漢土にては。隋に曆博士一人を置り。唐も之に因て。六典に保章正一人。注至隋置曆博士一人。正九品上とあり。曆倭名抄古與美。名義日讀なり。日を加と云は來經にて。年月日時の經行くことなり。かくてこの博士も。明年曆博士固德王保孫と云ものを貢りて代らしめたり。○依番上下。通證に。通鑑唐紀。得兵十三萬。分隸諸衛。更番上下。兵農之分自此始矣。集覽。番更遞也。書叙指南。番直曰。第番上下。詳見選叙令義解とあり。○今上件色人。本に今を令に作る。釋紀に據る。通證に件與行訓意同。色人。色役之人也とあり。○宜付還使相代。又云。上件色人。嚮來在。我國。故云爾。舊讀恐非と云り。○卜書曆本。種種藥物。上件の博士に係れる物等なり。曆本は通證に。唐書曆志。有曆本

議。本與様訓義同。古今集云。千歲乃多米之。俗語事。手本。物乃多米之相通とあり。○可上送。本に上を付とあり。今釋紀。政事要略。年中行事に引く處文に據る。

秋七月辛酉朔甲子。幸樟勾宮。蘇我大臣稻目宿禰奉勅。遣王辰爾。數錄船賦。即以王辰爾爲船長。因賜姓爲船史。今船連之先也。

甲子。四日なり。○樟勾宮。通證に疑高市郡とあり。勾金橋宮。高市郡にあり。○王辰爾。王は姓。辰爾は名なり。此人は百濟貴須王の世に。應神天皇の勅を奉して。其宗族を擇採し。其孫辰孫王を遣して入朝せしめき。其長子太阿郎王。仁德天皇の御世に近侍となれり。太阿郎王の子亥陽君。亥陽君の子午定君は。即此辰爾の父なり。この事。次なる船史の下に委く云を見へし。○數錄船賦。船賦は傍注に船御調とあるか如し。考云。錄船賦は。異國より貢を船に積み來る。それを目録を改め。帳簿に記すなりと云り。○船長は。船司なり。令に主船司。正一人。掌公私舟楫及舟具事とある。其正の職掌などこれなり。住吉神代記に。船木等本記云。氣息帶長足姫皇后時。誅伏熊襲二國。并新羅國。征時。大田々命神。神田々命。今云船木連の祖なり。伐取己所領山岑樹。而造船三艘。本造船者。乘皇后并大神臣八腹。次中腹赤造船者。乘日御子等。次末造船。御子等。并大田々命。神田々命共乘。渡征。即有大幸。祈禱天神地祇。在驗大幸。還上賜。其御船今奉齋祀武內宿禰。志麻社。靜火社。伊達社三前神也。略。自三卷向玉木宮大

八島知食御世。至穴戸豐浦カ卷向日代宮大八島食知氣帶長足姬此古御世。二世者。意彌那多命乃兒。意富彌多足尼仕奉。津守宿禰遠祖也。於是船司津司任賜。又處々船木連被賜。但波國。粟國。伊勢國。針間國。周芳國。右五箇國。從爾時。船津官名負仕奉云々。と云事あり。此古傳に據て考れば。諸國の津司船司は。津守氏船木氏の世々掌る職にして。他氏の知る所ならず。然るに欽明天皇十四年に。王辰爾を爲船長。因賜姓爲船史。今船連之先也とあるより。船木連も職掌を失ひしなりけり。主船司の攝津にありしも。住吉大神の御縁に因れることにて。右の古傳にて明らか知られたり。○船史。船連。姓氏錄右京諸蕃百濟に。船連。菅野朝臣同祖。太阿郎王三世孫。智仁君之後也。攝津諸蕃。船連。菅野朝臣同祖。太阿郎王之後也。右京菅野朝臣。百濟國都慕王十世孫。實首王之後也とあり。右の智仁君と云る。即王辰爾の事なり。藤原幹云。按智仁即辰爾也。古昔普通可レ知と云れたるか如し。こゝに辰爾の傳を委く云へし。續紀四十。延曆九年七月。左中辨正五位上兼木工頭百濟王仁貞云々。人名。省く。圖書頭從五位上兼東宮學士左兵衛佐伊豫守津連眞道等上表言。眞道等本系出自百濟國貴須王。略輕島豐明朝御宇應神天皇。命上毛野氏遠祖荒田別。使於百濟。搜聘有識者。國主貴須王。恭奉使旨。擇探宗族。遣其孫辰孫王。一名智宗王。隨使入朝。天皇嘉焉。特加寵命。以爲皇太子之師矣。於是始傳書籍。大闡儒風。文教之興誠在於此。難波高津朝御宇仁德天皇。以辰孫王長子太阿郎王。爲近侍。船氏王後首基誌と云ものに。太阿郎を刀羅古に作れり。同人太阿郎王子。亥陽君子。午定君。午定君生三男。長子味沙。仲子辰爾。季麻呂。姓氏錄。午定君。味沙作。味散。辰爾作。知仁。麻呂作。番。從此而別始爲三姓。各因所職。以命氏焉。葛井。船。津連等即此也。此より以下の文。は敏達紀に引り。ごあるにて。

出いと詳かなり。さてこの辰爾の子に。那沛故首と云るあり。其子に王後首と云るありて。この人は敏達の御世に生れ。推古舒明二朝に仕へ。官位大仁を賜はりしこと。船氏の墓誌に見えて。其文を上武野云。伯は。船首とあれは。王後首の未なるへし。に引けり。天武紀十二年十月。船史賜姓曰連とあり。氏人は文武紀に従五位下船首佐伯あり。この佐伯は。船首とあれは。王後首の未なるへし。清和紀に河内丹比郡人左兵衛權大志船連貞直あり。外記日記に。朱雀帝時。左少史船實平。船濟江あり。一條帝時。史生船隆範あり。後冷泉帝時に。陪膳采女船朝臣滋子あり。さて又御船氏と云も。此氏より出たり。それは右に引る船連貞直。清和帝御世に御船宿禰姓を賜はりしこと。三代實錄に見えたるはなり。御船氏人も其後の史にも見えたり。なほこの氏の事下にも云へし。

八月辛卯朔丁酉。百濟遣上部奈率科野新羅。下部固德汶休帶山等。上表曰。去年臣等同議遣内臣德率次酒。任那大夫等。奏海表諸彌移居之事。伏待恩詔。如春草之仰甘雨也。今年忽聞新羅與伯國通謀云。百濟與任那頻詣日本。意謂是乞軍兵。伐我國。歟。事若實者。國之敗亡。可企踵而待。庶先日本軍兵未發之間。伐取安羅。絶日本路。其謀若是。臣等聞茲深懷危懼。即遣疾使輕舟。馳表以聞。伏願天慈速

遣前軍後軍相續來救。逮于秋節。以固海表。彌移居也。若遲晚者。噬臍無及矣。所遣軍衆。來到臣國。衣糧之費。臣當充給。來到任那。亦復如是。若不堪給。臣必助充。令無乏少。別的臣敬受天勅。來撫臣蕃。夙夜乾乾。勤修庶務。由是海表諸蕃皆稱其善。謂當萬歲。肅清海表。不幸云亡。深用追痛。今任那之事。誰可修治。伏願天慈。速遣其代。以鎮任那。又復海表諸國。甚乏弓馬。自古迄今。受之天皇。以禦強敵。伏願天慈。多賜弓馬。

丁酉。七日なり。○奈率科野新羅。此科野もシナヌと訓て族とすへく。さて新羅は名なり。○下部固德汝休帶山。此二人の名を讀誤りて。新羅下部と下へ屬し。通證に新羅舉所出也と云れたるはいかゞ。上部下部いづれも百濟の部なるをや。固德本に因德とあるは誤なり。今中臣本考本等に據る。○内臣德率次酒。内臣はナイシンと訓て。これは百濟の内政を司る臣のよしなり。東國通鑑に百濟古爾王二十七年。置内臣佐平。掌宣納事とあり。上に見えたる内臣。名とは異なり。德率四等の官なり。さてこの人は。上に上部德率科野次酒とある人なり。これを考に。内臣德率とは前の紀臣奈率の類なり。

日本の人か。韓婦を娶て生たるゆる。日本の姓をつくなり。と云れたるは誤なるへし。科野と云るは。日本の氏族を付たるなれば。また内臣とは云へくもあらねはなり。○庶先日本軍兵。本に軍字なし。今秘閣本中臣本に據る。○其謀若是。通證に句絶とあるよろし。集解に本の訓に依りたるは非なり。○別。別表奏なり。前にも此文法あり。○的臣云云。的臣は前に任那へ遣されし人なり。されど此人。先には善からざる者の如く云るに。こゝにかくあるは。前後齟齬せり。いかゞ。○乾々。通證に。伊登那牟痛嘗也。猶足嘗之訓。與營作義通。とあるはいかゞ。イトナムは暇無むなり。ナムは其狀を云辭なり。○速遣。本に速を連に作る。今秘閣本。中臣本。通證に引る一本等に依る。○弓馬は。弓と馬なり。軍防令に。便弓馬者爲三騎兵。義解謂弓步射也。馬騎射也。とあるとは異なり。

冬十月庚寅朔己酉。百濟王子餘昌。明王子威。悉發國中兵。向高麗國。築百合野塞。眼食軍士。是夕觀覽。鉅野墳腴。平原瀟迤。人跡罕見。犬聲蔑聞。俄而儻忽之際。聞鼓吹之聲。餘昌乃大驚。打鼓相應。通夜固守。凌晨起見。曠野之中。覆如青山。旌旗充滿。會明有着頸鎧者一騎。挿鏡者一騎。珥豹尾者二騎。并五騎。連轡到來。問曰。少兒等言。

於吾野中客人有在。何得不迎禮也。今欲早知。與吾可以禮問答者。姓名年位。餘昌對曰。姓是同姓。位是扞率。年二十九矣。百濟反問。亦如前法。而對答焉。遂乃立標而合戰。於是百濟以鉞。刺墮高麗勇士於馬。斬首。仍刺舉頭於鉞末。還入示衆。高麗軍將憤怒益甚。是時百濟歡叫之聲。可裂天地。復其偏將。打鼓疾鬪。追却高麗王於東聖山上。

己酉。二十日なり。王子餘昌。姓扶餘名昌なるか故に。餘昌と云る也。北史齊世祖紀。以百濟王餘昌。爲使持節侍中驍騎大將軍。とあり。さて注に威徳の威を盛に作るは誤なり。今本書傍書及考本に據る。○百合野。未詳。○眠食は。猶寢食也とあるか如く。休ませ食事をさせたる也。下にも見ゆ。○鉞野。オホノと訓へし。鉞巨と同じ。二字文選上林賦に出つ。○墳腴。本に腴を腹に誤。今秘閣本考本集解に依る。通證に。字俱母知。倭名鈔鼯鼠和名字古呂毛知。蠢動訓無久女久。義皆通。腹當作腴。沃地也。藉田賦沃野墳腴。とあり。○瀾蓮。本に蓮を迤に誤。今中臣本等に依る。○俄而儵忽之際。本に忽を忽に誤。今正せり。さて通證に而爾之訛とあるは。中々にわろし。本のまゝにてあるへし。○凌晨。本に凌を凌に作る。

誤なり。今集解に依て改む。○頸鏡。本に頸を頸に誤。今改む。この物のことは釋紀に。兼方案之。頸鏡者俗號。與多利加氣之物也。とあれど。いかなる製なるものと云ふこと知られず。軍器考九。鑑。懸といふもの。今は頸當に綴れる物なれど。古の物は其制異なりしにや。欽明天皇御時に。頸鏡といふもの。見えしを。與多利加氣といふ物なりと。釋日本紀に注せり。とあり。説文に銚鍔頸鏡也とあるに依るに。後に云志己呂と云ものならむか。また此二字をアカノヘノカフト。またアカヘノヨロヒ釋にミカヘノコロヒとありと訓るも。いかなる義にか詳ならず。なほよくたつぬへし。○挿鏡。釋紀に。説文曰。鏡小鉞也。軍法卒長執鏡とあり。通證に。楊升菴曰。鉞鏡今銅鑼也とあり。玉篇に。鏡女交切。似鈴無舌。舌とありて。この物も詳ならず。圖書式佛器中に。鏡四口と見え。裏葬令義解に。鏡者如鈴。無舌有柄。執鳴之とあり。和名抄に鉞一名鏡。俗云常古とあるは。鉞鼓の字音なり。俗にトラと云物なるへし。近衛式には。鉞鼓をトラと訓り。或人云り。訓クスミ。クスヒ。とあるも。義さたかならず。さて挿鏡は。考に腰に附る事ならん。と云るも。いかゞあらん。また本注に鏡字未詳の四字あり。釋紀に。私記曰。愚按此四字之注。早可削棄。委解見別私記。とあれど。別私記といふものなれば知かたし。かにかくに攪入なるへし。○珥豹尾者。本に豹を狗に作れり。今釋紀考本集解に依る。釋紀に説文曰。似虎鬣文とあり。さて豹尾を飾としたる事は。集解に云。北史勿吉國傳曰。男子衣猪衣裘。頭挿虎豹尾。按舊唐書高麗傳。高麗人頭著折風。士人挿三鳥羽。蓋挿豹尾爲飾者也。とあるにて知られたり。さて豹の訓通證に。私記曰。豹奈賀豆可美。荒井氏謂。中津神也。陰陽家有豹尾神。其位在中宮。陶弘景說豹則尾爲貴とあり。なほよく考へし。珥は字典に珥挿也とあり。さて推古紀に。大仁小仁用豹尾とあれは。其處に云へし。○早知與の下。秘閣本中臣本德字あれど。衍な

るへし○可以禮問答者姓名年位。義通えかたし。活字本に答を客に作る。されと下文に對答の字あれは。なほ答字にてもあるへきか。されと。さても義通かたきに據て。猶按ふるに。者は其字の誤にあらざるか。可_レ以_レ禮問_ニ答其姓名年位_一などありしにや。なほよく考へし○姓是同姓。百濟と高麗とは同族なること既に云り。通典に後魏時百濟王上表曰。臣與_ニ高麗_一先出_ニ夫餘_一とあり○位是扞率。本に扞を杆に作る。今考本集解に據る。扞率は五品と通典にあり。今餘昌此位にてありしなり○反問亦如前法。これ彼國古代戰陣の禮なるへし。問下に秘閣本反字あるは衍なるへし。○立標。字典に標旌旗也とも。清異錄。梁祖建_ニ火龍標_一ともあるか如く。こゝも互に旌旗を立て。合戦しなるへし。考にも。標とは備の標幟なり。今云馬印の類なるへしと云り○偏將は。百濟偏師の將なり○高麗王。通證に王親將。上文所謂着_ニ頸鎧_一者一騎。蓋是也。と云り。さる言なるへし○東聖山。未詳。

十五年甲戌

十五年春正月戊子朔甲午。立_ニ皇子淳中倉太珠敷尊_一爲_ニ皇太子_一。丙申。百濟遣_ニ中部木劬施德文次_一。前部施德曰佐分屋等於筑紫。諸_ニ内臣佐伯連等_一曰。德率次酒。扞率塞敦等。以_ニ去年閏月四日_一到來云。臣等_{内臣也}。謂_ニ以_一今年正月到。如此導而未審。來不也。又軍數幾何。願聞_ニ若干_一。預_ニ治_一

營壁_{イホリソコ}。別_ニ諮_一。方_ニ奉_一。聞_ニ可畏天皇之詔_一。來_ニ詣筑紫_一。看_ニ送賜軍_一。聞_ニ之歡喜無_一能_ニ比者_一。此年之役。甚危_ニ於前_一。願_ニ遣賜軍_一。使_ニ速_一。正月。於是_ニ内臣奉勅_一。而答報曰。即令_ニ遣助軍數一千馬一百疋_一。船_ニ四十隻_一。

甲午。七日なり○丙申。九日なり○中部木劬。木劬繼體紀に出。姓なり○曰佐分屋。曰佐は族。分屋は名なり。姓氏錄蕃別に。百濟に木曰佐。調曰佐。漢に下曰佐。また百濟に上曰佐などあり。これらも族に依て其姓を玉へるものなるへし。其は茨田勝。後部高など云る姓の類なるへし。さてまた譯をも曰佐と云は。此族の譯語の業を仕へしによれるにやあらん。それより轉りては。姓氏錄に山城皇別に。曰佐。紀朝臣同祖。武内宿禰之後とあるなどは。皇國人の譯語の業爲しより負るなり。また國造本紀に。大隅國造。纏向日代朝御世。治_{コトメケシ}。平隼人同祖初小。仁德帝代者。伏布爲_ニ曰佐_一。賜_ニ國造_一。とある曰佐は長にて。譯語の方にはあらず○内臣。此内臣は。さきに遣_ニ内臣_一。名_ニ使_一於百濟。とある其人なり○佐伯連。佐伯の事は上に往々云り。此氏は大伴氏同祖なり。天武紀十三年十二月。佐伯連賜_レ姓曰_ニ宿禰_一とあり。通釋六十八卷。天武紀十三年十二月の注。參考すべし。姓氏錄左京に。佐伯宿禰。大伴宿禰同祖。道臣命七世孫。室屋大連公之後也とあり。此人も名を闕たり。さて此二人は。集解に。按救_ニ百濟_一軍將出在_ニ筑紫_一と云り○去年閏月は。十一月なり。問。蜻蛉日記にうるふ。月。古今六帖にもあり。○到來云は。日本より歸り來りて云なり。さて此人等は。去年正月に。百濟よ

り軍兵を乞に來れる事。上に見えたり○臣等を。本にオノラと訓るは。オミラの誤なり。古訓にマチキミタチとよめる方よろし○奉聞。本に開奉に作る。今考本に依る。本に開を上につけて。方聞と訓るは誤なり○來詣。本に來を未に誤る。今中臣本考本集解等に依る○合遣。遣を本に遣に作るは誤なり。今秘閣本通證集解等に依る。次の遣も同じ。

二月。百濟遣下部扞率將軍三貴。上部奈率物部鳥等。乞救兵。仍貢德率東城子莫古。代前番奈率東城子言。五經博士王柳貴。代固德馬丁安。僧曇惠等九人。代僧道深等七人。別奉勅。貢易博士施德王道良。曆博士固德王保孫。醫博士奈卒王有倭陀。採藥師施德潘量豐。固德丁有陀。樂人施德三斤。季德己麻次。季德進奴。對德進陀。皆依請代之。三月丁亥。朔。百濟使人中部木劬施德文次等罷歸。

遣下部扞率。遣を本に遣に作る。今秘閣本に據て改。考本の一本に扞を奈に作る○物部鳥。物部は紀臣奈卒などの類にて。日本人の種族なり。鳥を釋紀古本秘閣等に音草とあるは。もと革なるか鳥に誤れるか。或説に鳥は鳥にて。鶴の偏を略さしものなりと云り。いかゝあらん○東城子言は。八年四月に貢

せし人なり○王有倭陀。本に倭を倭に作る。今釋紀に據る○採藥師。職員令。典藥寮。藥園師二人。掌下知藥性色目。種採藥園諸草。及教藥園生。義解謂。寒温爲性。形狀爲色。名稱爲目。なごあり○樂人。令雅樂寮。百濟樂師四人。樂生二十人。さて採藥師も樂人も。此度はこめて渡るよしなれごも。皆依請代之とあるを見れば。此より前にも貢せしものなるへし○施德三斤。本に施を脱せり。今中臣本考本釋紀に依る○季德は。隋書百濟傳に。季德十品青帶とあり○對德。又云。對德十一品黃帶とあり。

夏五月丙戌朔戊子。内臣率舟師詣于百濟。冬十二月。百濟遣下部扞率汶斯干奴。上表曰。百濟王臣明。及在安羅諸倭臣等。任那諸國旱岐等奏。以斯羅無道。不畏天皇。與狛同心。欲殘滅海北彌移居。臣等共議。遣有至臣等。仰乞軍士。征伐斯羅。而天皇遣有至臣。帥軍以六月。至來。臣等深用歡喜。以十二月九日。遣攻新羅。臣先遣東方領物部莫哥武連。領其方軍士。攻函山城。有至臣所將來民。筑紫物部莫奇委沙奇。能射火箭。蒙天皇威靈。以月九日酉時。焚城拔之。故遣單使馳船奏聞。

戊子。三日なり。○下部扞率。考本一本に扞を奈に作る。○及在安羅。通證に。及字與旱岐等應。舊讀非とあり。○斯羅。東國通鑑。新羅智證王四年條に。新羅始定國號云々。或稱斯羅。或稱斯盧。或稱新羅とあり。梁書隋書にも見えたり。○海北彌移居。本に北を比に誤る。今正せり。さてこゝは海表と云か如し。たゞに北海の意のみにはあらず。○臣等。秘閣本明等とあり。臣下にありし字なるへし。○遣有至臣等。假名本に作内臣と釋紀に見えたと疑はし。上に見えたる内臣は。皇國の御使なり。遣有至臣と云へきにあらず。また集解に。按十四年紀所載内臣。德卒次酒即此とあれども。上にも云る如く。内臣は百濟の職名なれば。ウチノオミと云へきよしなし。かにかくに疑はしきに就て按ふに。此五字は衍文にて。次文の天皇遣有至臣の四字。こゝに紛れ入しものなるへし。本の左傍に圈點を施したるも。もとは撥入のなかりし本もありしによりて。印したるものと見えたり。○天皇遣有至臣。集解云。正月紀所載。内臣佐伯連即此とある。さることなり。上の衍文に因るに。臣下に等字脱たるものなるへし。○帥軍。本に帥を師に誤。今正せり。○東方領は。百濟の東方領主なるへし。前に郡領と云事みえたり。○莫哥。秘閣本哥を奇に作る。○函山城。新羅の城なり。文献備考。慶尙道新羅冠山縣。本冠文縣。一云冠縣。又高思葛伊城。高麗開慶郡。初爲聞喜。顯宗入尙州。本朝開慶縣とある地なるへし。東國通鑑。新羅與高麗通好。故百濟王怨之。親率步騎來攻管山城とあり。應神紀に東韓者甘羅城云々と云こと見えたり。それとは異なるへし。東韓は百濟の地なり。○筑紫物部。筑紫を釋紀秘訓に竹斯とあり。谷森善臣云。下

文にも竹斯とあれば。こゝも竹斯とある方正しきなるへし。此間の文は。百濟の奏狀を。其儘に取のせたるものなるへくおもはるればなり。と云り。さることなり。○物部莫奇委沙奇。舊事紀に筑紫聞物部。筑紫贊田物部あり。雄略紀に筑紫聞物部大斧手あり。莫奇委沙奇は。韓語に訛りしものと見えて。義詳ならず。○火箭。軍器考に。火箭は古よりありけんもしらす。國史に見えたることは。欽明紀十五年内臣をして。百濟を助けて新羅を伐たせ玉ひし時。筑紫物部莫奇委沙奇といふもの。よく火箭を射たりし。彼物部の姓名を。其國の文字の音をもてうつしたれば。我朝にしてはいかに云けん人なるをも。又其箭制もしられず。はるかに世をへたて。源義仲の法住寺殿を攻參らせし時。今井四郎兼平鳴鏑の中に火を入れて射たりしに。其矢御所の棟にたちたりけるか。折ふし風はけしく。火もえあかりて。官兵忽にやふれき。これはたゞ鳴鏑に入れて射たるなれば。異朝の火柘榴箭の類に似たれど。其比はいまた火藥など用る事はしれるにはあらず。今は銃砲の制に倣ひ。藥を用ゐて。或は箭飛て火もえ出るやうにも。或は多くの箭一度に飛去らんやうにもしたるものも出來ぬ。異朝にはそれらの制ことに多かりと云り。○月九日。中臣本に月上此字あり。然るへし。○單使は。神代に頼使とあると同しかるへし。副使のなきを云なり。

別奏。若但斯羅者。有至臣所將軍士亦可足矣。今狛與斯羅。同心戮

力。難可成功。伏願速遣竹斯島上諸軍士。來助臣國。又助任那。則事可成。又奏。臣別遣軍士萬人。助任那。并以奏聞。今事方急。單船遺奏。但奉好錦一疋。氍毹一領。斧二百口。及所獲城民。男二女五。輕薄追用。悚懼。

竹斯島。即筑紫洲なり。續紀に竹志。北史に竹斯國とあり。○島上。本に上をタテと訓るは。義解かたし。ウへとかホトリとか訓へし。○單船。本に單を草に作る。今中臣本。通證引一本。小寺本等に依る。即單使の船にて。副船等のなきなり。漢籍にも單船と云事見えたり。考本に早船とありて。ハヤフ子と訓れど。なほ單の方なるへし。○氍毹。中臣本釋紀に氍毹を毹に作れり。後漢西域傳に。天竺國有細布好氍毹。注埤蒼曰。毛席也とあり。釋紀私記曰。案假名本作織氍。氍玉篇云。之延切。毛爲席とあり。倭名抄調度部。坐臥具氍。野王案。氍。諸延反。毛席。撚毛爲席也。箋注云。新撰字鏡同訓。氍毹字。亦同訓。賀毛。又見。毛。下總本燃作織。按說文。氍。然毛也。孫氏依之。作織非是。職員全義解亦云。氍。謂下然。毛爲得席者。釋名。氍。毛相着。旃也。今俗毛氍。即非織成者。也。とあり。此説もさる言なれども。撚るのみにあらず。織れるもあれは。織に作るも。頓に誤とも云かたし。名義もなほ織氍なるへし。さて阿理は於理と通へり。通證にも。古事記萬葉集等。有阿理岐奴。袖中抄云。織絹也と云り。萬葉古義云。欽明天カモとよみて。天武天皇紀の氍をオリカモとよめるにてとるへし。さて加毛をも皮なからにも用れば。織れるをオリカモと云るなり。既袖中抄にも。ありきぬは織。絹なりと云り。木居氏玉勝間に。ありきぬは鮮なる衣なり。アリとはあせやかなるを云と云り。いかちあらん

と云。さて一領をヒトキと訓るは。一匹なるへし。されと義は詳ならず。壬生思見集。霧たちちもみちの木ともかりたて。のこれるは。伊久伎とか見む。是も錦幾匹と云か如くなれども。其伎はいかなる義とも知かたし。皇極紀に繻袍二領とも訓り。○追用。悚懼。考云。指上たれども。跡にて恐多きと云謙の辭なり。と云り。さてこれまで表文なり。通證に今按此下疑有脱簡と云り。

餘昌謀伐新羅。耆老諫曰。天未與。懼禍及。餘昌曰。老矣何怯也。我事大國。有何懼也。遂入新羅國。築久陀牟羅塞。其父明王憂慮。餘昌長苦行陣。久癆。眠食。父慈多闕。子孝希成。乃自往迎。慰勞。新羅聞。明王親來。悉發國中兵。斷道擊破。是時新羅謂佐知村飼馬奴苦都。更名曰。苦都賤奴也。明王名主也。今使賤奴殺名主。冀傳後世。莫忘於口。已而苦都乃獲明王。再拜曰。請斬王首。明王對曰。王頭不合受。奴手。苦都曰。我國法違背所盟。雖曰國王。當受奴手。一本云。明王乘二駞。胡床。明王仰天。大息涕泣。許諾曰。寡人每念。常痛入骨髓。顧計不可苟活。乃延首受斬。苦都斬首而殺。堀坎而埋。一本云。新羅葬埋明王。頭骨。而以禮送。餘骨於百濟。今新羅王埋明王骨於北廳。

階下名此
廳曰都堂。

老矣の上。者字ありしか脱たりしなるへし。○大國。北史倭傳曰。新羅百濟皆以倭爲大國。○久陀牟羅。未詳。○慰勞。句絶なり。餘昌を慰勞ひしなり。本の訓は誤なり。○村をスキリと訓は誤なるへし。假名本にスキノと訓るよろし。村をスキと云は韓語にて。處々に見えたり。○已而。本に己卯に作るは誤なり。今は考本に。一本にかくありと云るに據る。前に月を記さずして。己卯と云へきよしなし。上に冬十二月とあるは。此段の事にはあらず。然るに。通證に二十七日とあるも杜撰なり。○不合受は。通證に。宜訓于久陪加良須と云るよろし。中臣本。合を令に作るはよからず。○違背所盟。通證に。嘗百濟與新羅結盟故云とあり。○寡人每念常痛云々。これは新羅のをりく盟約に違背するを。痛憤しをるを云なり。さる無道なる國なれば。今道理を述たりとて。聞入るへきにあらずこの言なり。○入骨髓。本に入を人に誤。今秘閣本中臣本考本に依る。○願。本に願に作る。今集解に依る。○注葬埋。本に埋を理に作る。今通證に引る一本考本等に依る。釋紀に葬を留に作るも誤なり。○北廳。倭名抄四聲字苑云。廳延賓屋也。人術也。和名萬豆利古止止乃。とあり。古訓にマツリコトヤとよめるもよろし。やは屋なり。殿と云に同じ。○都堂。廳屋など云に同じかるへし。杜氏通典曰。唐龍朔二年。改尙書省爲中臺。神龍初。復爲尙書省都堂。などあり。倍此時の事を。東國通鑑に云。梁承聖二年。新羅眞興王十五

年。高句麗陽原王十年。百濟聖王三十二年。百濟王明禮。帥兵侵新羅。軍主金武力擊殺之。先是百濟欲下與新羅合兵。謀伐高句麗。新羅王曰。國之興亡在天。若天未厭高句麗。則我何敢望。乃通高句麗。高句麗感其言。與新羅通好。故百濟王怨之。親率步騎來攻管山城。軍主角于干德伊淪耽知等。逆戰失利。武力以所領新州兵赴戰。裨將高干都力。擊殺百濟王。諸軍乘勝。大克之。斬佐平四人。士卒二萬九千六百匹馬無返者。百濟諡王曰聖。子昌立。又曰徐居正等按。聖王初立。能斷大事。國人稱聖。逮至末年。與新羅謀伐高句麗。不得其志。背舊好。發忿兵。遂死鋒鏑。眞所謂一朝之忿亡其身者也。

餘昌遂見圍繞。欲出不得。士卒惶駭。不知所圖。有能射人筑紫國造。進而彎弓占擬。射落新羅騎卒最勇壯者。發箭之利通所乘鞍前。後橋及其被甲領胄也。復續發箭如雨。彌屬不懈。射却圍軍。由是餘昌及諸將等得從間道逃歸。餘昌讚國造射却圍軍尊而名曰鞍橋君。於是新羅將等具知百濟疲盡。遂欲謀滅無餘。有一將云。不可。日本天皇以任那事。屢責吾國。况復謀滅百濟官家。必招後患。

故止之。

惶駭。本に惶を違に作る。今考本集解に依る。訓にアハテとあるは假字たかへり。アワテなり。萬葉古義云。阿和豆は。日本紀欽明紀に違駭。違字は惶の誤寫か。また雄略紀駭。また漢籍文選にアワツルなどありて。みなおそれをのく意ある時にいふ言にて。即字鏡に惶恐をよめるも。其意なるをや。俗言にアワテルと云も。さる意にこそあれ。唯さわききほふとは。意味異なりと云り。○筑紫國造。國造本紀。筑紫國造。志賀高穴穗朝御世。阿陪臣同祖。大彥命五世孫。田道命。定賜國造とあり。孝元紀に出。○占擬。サシマカナヒの訓神武紀に云り。一の訓サシマチキは誤なり。招く意と見へからす。○鞍前後橋。鞍橋クラホチの事は既に雄略紀九年に云り。訓は釋紀古本點に。マヘツクラホチ。シツクラホチと訓るよろし。本の訓は誤あり。然るに通證に。釋點麻倍都久。其保福。都久爾波利とあるは。甚しき非訓なり。○及其被甲領胃。本の訓誤なり。及ヒソノ云々と訓へし。胃を本に會に誤れり。今中臣本考本に。一本胃とあるに據る。會とあるに依て。集解に左傳昭十一年傳曰。衣有綸帶。また通證に。澁川氏訓比阿波世と云るも非なり。みな胃有結。杜預注。綸領會也。とあるを引たるは無用なり。の誤なりしことを知らざるより。さる説をたてたるなり。○彌屬。秘閣本。屬を屬に。中臣本に勸に作る。古訓にハケミテと訓るも。さる本によれるなり。されど本のまゝにてあるへし。屬を矢を差すことに云るは。字典に屬注也ともありて。酒を注ぐ事にも云るなごに同じ。○注鞍橋此云矩羅賦。と云る義詳ならず。かゝる訓注あるに拘らす。本の一訓にクラホチノ君と訓るは。賦は誤か。定めかたし。考本には貳に

作れり。本に賦に作るは。本より誤なれば。今正せり。或人云。橋は柱コトナなどのチにて。鞍橋を射貫たるを讃たるなりと云り。此説によらは。鞍橋にクラホチ。クラチの兩名ありしものなるへし。○謀滅無餘。謀滅二字ことにては少しいかゝなり。古訓にハカリホロホシテとよめるは。字のまゝなれど。なほあるへし。次なるはよろし。ことほもしくは。討字などの誤にはあらしか。

十六年乙亥

十六年春二月。百濟王子餘昌。遣王子惠王子惠者。威德王之弟也。奏曰。聖明王爲賊見殺。十五年爲新羅處殺。故今奏之。天皇聞而傷恨。迺遣使者。迎津慰問。於是許勢臣問王子惠曰。爲當欲留此間。爲當欲向本郷。惠答曰。依憑天皇之德。冀報考王之讎。若垂哀憐。多賜兵革。雪垢復讎。臣之願也。臣之去留。敢不唯命是從。俄而蘇我臣問訊曰。聖王妙達天道地理。名流四表八方。意謂永保安寧。統領海西蕃國。千年萬歲奉事天皇。豈圖一旦眇然昇遐。與水無歸。即安玄室。何痛之酷。何悲之哀。凡在含情。誰不傷悼。當復何咎。致茲禍也。今復何術。用鎮國家。惠報答之曰。臣稟性

愚蒙。不知大計。何況禍福所倚。國家存亡者乎。

王子の訓。オムシとあるは誤なるへし。古訓にセシムとあり○王子惠。東國通鑑。隋開皇十八年。百濟威德王四十五年。惠王元年。冬十二月百濟王昌薨。諡曰威德。第二子季明立。二年薨。諡曰惠長。とあり○處殺。秘閣本及通證に引る一本に。處を所とあるよろし○迎津。考に難波の津へ迎ふるなるへし○爲當をモシと訓るは。此字義にもあらず。義訓にもあらず。此は次の爲當をハタと訓るより。マタハタと云か如き意はへあるより。これをモシと訓るなり。次にハタの義を説をみて知へし○爲當をハタと訓に付て。守部。將。爲當當の説あれば此に載す。云く。此語は海へたなど云。へたの通音にて。其邊の意なり。されは彼へたと云語も。恒に川はた。池のはた。なごやうに。はたともいへり。そは古く此はたと云に。將字當字等を用來しも。其事に當り。邊付て將云云と云意なればなり。彼はとく其ほとりに臨み近づきて。是は危ふき方なり。今このはたは。將に其方へ趣かんとする意なり。故に十六卷に。はたやはた。むなきをとる。川に流る。なごやうに重ねいへる類は。即て殆ど云にいと相近く聞ゆるなり。萬葉一に。みよしの山のあらこの寒けきに。爲當也。こよひも我ひとりねん。この歌にそへたるやは歎息にて。將にこよひも我ひとりねんとするかと。歎きたる意あり。これに爲當也と書たるも。爲當云云と云意を以て用たる字なり。將字を用たるは。十六に將見とある類なり。然るに昔より此意を知る人なく。當はいつも多の假字とのみ心得をる故に。爲字をしひて誤とし來れよと。欽明紀に爲當と書て波多と訓たれば。誤字ならざるここといし

ろし。されは集中當一字を書たるは。元よりしかりしも有へく。又上に爲字を脱したるもあるへし。又六卷に破當とありといひたれど。今みれば破字なじ。もし一本などにあらは。日谷八君破。當不相將有と上につきて助辭なり。と云れたるは詳なり。爲當の義右の説にて明らけし○眇然。眇は渺の誤なるへし○即安玄室。通證云。即猶即世之即也。玄室見三列仙傳。貞觀政要注。玄廬墓之別名とあり。さてヤスミは。神代下卷に。是焉遊息とある遊息。ここの安字の義なり。この事はそこに既に云り○傷悼。本に悼を憚とある誤なり。今考本集解に依る○術。通證に婆介與化同義とあり。されど波介と云事。いかなる義とも知かたし。古言ともおもはれねど。皇極紀にも學取其術とあり。

蘇我卿曰。昔在天皇大泊瀨之世。汝國爲高麗所逼。危甚累卵。於是天皇命神祇伯敬受策於神祇。祝者廼託神語報曰。屈請建邦之神。往救將亡之主。必當國家謐靖。人物又安。由是請神往救。所以社稷安寧。原夫建邦神者。天地剖判之代。草木言語之時。自天降來。造立國家之神也。頃聞汝國輟而不祀。方今悛悔前過。修理神宮。奉祭神靈。國可昌盛。汝當莫忘。

蘇我卿。考云。この蘇我卿は稻目宿禰か。こゝろもとなし。佛に詣ふ稻目宿禰なれば。かく神道を尊みて怠らぬか。福の本と云事は述らるまし。外の所には蘇我大臣とあり。こゝには蘇我卿とあるも。別人故の事ならむ。前書に出しには蘇我臣とあり。しかれば別人なり。大臣をば臣とはかゝぬなりと云り。さもあるへし○爲高麗所逼。この事雄略二十年紀に出○策を。タ、マと訓る義詳ならず。古語ならむか知かたし。通證は甚しき非なり。假名本にはハカリコトと訓り。さらはこゝもなし○屈請。通證に。枉屈招請也。請訓麻世。敏達紀舒明紀亦同とあり。マセは令坐の義なり。一の訓に申テとよめるも義は同じ○建邦之神。次に自天降來。造立國家之神也とあるに付て。通證に。今按此專指素戔嗚尊也。事見神代紀。兼方以爲大己貴命。不是と云るは。まことにさることなり。神代に。素戔嗚尊其御子五十猛命を帥ひて。新羅國に天降りましゝ時の事にて。其處に委く云り。大己貴命の海外に亘りましゝは。此よりは遙に後の事なれば。建邦之神とは云へからず。さて通證に。或曰。此謂檀君也。東國通鑑曰。當初無君長。有三人。降檀木下。國人立爲君。是爲檀君。國號朝鮮。中略朝鮮賦曰云々。後入九月山。不知所終。國人世立庶祀之者。以其初開國也。今庶在箕子祠。東有木主。題曰朝鮮始祖檀君位。と云るに付て考るに。日本春秋に。東國通鑑所稱。東方神降檀樹下。是謂檀君。治世三千年。政衰。殷箕代王於朝鮮。云云。伊檀君會。彼所稱檀君是也。此土稱曰新羅明神。又曰韓神。とあり。此説捨かたし。まことに檀君は太祈にて。素戔嗚尊の御子五十猛神に坐すへし。降檀木下。一などは。字に附て云る説なれば。信かたし。

素戔嗚尊。其子檀君を率て。萬國を經歷し玉ひ。朝鮮に姑く止りて。邦を造りまし。其後木種を齋して本邦に渡り。大八洲に繁植せしめられぬ。故此神を木神とも。有功之神とも申せる事。神代紀に見えたれば。彼國にては。此神を旨と始祖には祀りしなるへし。されは素戔嗚尊五十猛命を。建邦之神と申すへきなり。允當れる考なりけり○又安。本に又を又に誤る。今正せり○天地剖判之代。草木言語之時云々。剖本に割に作る。今集解に據る。彼素戔嗚尊の天降玉ひし時は。天地剖判の始にはあらずれとも。其は皇國にてこそあれ。外國は此時。いまた天地開けしまゝにて。人類とても未少なかりければ。けに草木言語の時なりけむ。其時に當りて。此神等ならては。いかにして國家を造立し玉はむ。まことに貴き古傳なりけり○脩理神宮奉祭神靈云々。此を以て見る時は。朝鮮の古代に在ては。其始祖の神靈を。嚴に祭りしさま知られたり。然るに今其らの事を。古實に基けてさとし教へし言。まことに貴し。已に玉勝間にも此言を稱へて。此言何の國何れの時にもわたりて。いと貴きさとしなりと云はれたりき○昌盛。本に昌を昌に誤る。今正せり。次なる餘昌の昌も同じ。

秋七月己卯朔壬午。遣蘇我大臣稻目宿禰。穗積磐弓臣等。使于古備五郡。置白猪屯倉。八月。百濟餘昌謂臣等曰。少子今願奉爲考王。出家脩道。諸臣百姓報言。今君王欲得出家脩道者。且奉教也。嗟夫。

前慮不定。後有大患。誰之過歟。夫百濟國者。高麗新羅之所爭欲滅。自始開國。迄于是歲。今此國宗。將授何國。要須道理。分明應教。縱使能用耆老之言。豈至於此。請悛前過。無勞出俗。如欲果願。須度國民。餘昌對曰。諾。即就圖於臣下。臣下遂用相議。爲度百人。多造幡蓋。種種功德。云云。

壬午。四日なり。○白猪屯倉。倭名抄備前備中備後に白猪郡郷なし。稱徳紀天平神護二年十二月。美作國人從八位下白猪臣大足。賜姓大庭臣。神護景雲二年五月。美作國大庭郡人。外正八位下白猪臣證人等四人。賜姓大庭臣。云事見えたり。同紀和銅六年に。割備前國六郡。始置美作國。と見えたり。美作國に白猪と云處ありしなるへし。其國をよくたつぬへし。吉備五郡も未詳ならず。○謂臣等。秘閣本中臣本に。臣上諸字あるよろし。○少子。少は小に通はせて書る。此紀に例あり。但小に作れる本もあり。○國宗。通證に。國之宗廟也。説文曰。宗。尊祖廟也。とあり。○要須道理分明應教とは。出家してすむ事ならは。必其譯の道理を。分明に云きかせて教へよとなり。○功德。本に功を切に誤る。今正せり。さて此下に云云二字本にあり。假名本になし。削るへし。信友本にも。この二字恐行と云り。

十七年丙子

十七年春正月。百濟王子惠請罷。仍賜兵仗良馬甚多。亦頻賞祿。衆所欽歎。於是遣阿倍臣佐伯連播磨直。率筑紫國舟師衛送達國。別遣筑紫火君。率勇士一千。衛送彌氏。因令守津路要害之地焉。

衆所欽歎。通證に。言天皇頻加賞賜。故衆羨歎其優待也。舊讀非。と云れたるか如し。集解も本のまゝに讀たり。非なり。○播磨直。景行紀播磨別の下に出。此氏は。續紀神龜二年十一月。典鑄正正六位上播磨直弟兄。授從五位下。弟兄初賚相子。從唐國來。とあり。○筑紫火君。火本に大に誤る。今諸本に依て正せり。記に神八井耳命者火君之祖とあり。火は即ち筑紫の肥國なり。記傳云。肥後風土記に。肥君等祖健緒組とあるは。即此氏の祖なるへし。欽明紀十七年に筑紫火君見ゆ。國造本紀に。火國造。瑞籬朝。大分國造同祖。志貴多奈彥命兒。遲男江命。定賜國造。は此氏なるへし。姓氏錄右京皇別。火多朝臣同祖。また大和國皇別。肥直。多朝臣同祖。神八井耳命後也。とあり。景行紀に。火國別。又火國。とあり。東大寺正倉院文書に。郡名は。聖武帝時。薩摩主帳肥君廣龍と云人見えたり。此も氏人なり。○注筑紫君兒火中君弟は詳ならず。筑紫火君兒中君とありしか。轉倒せしにもやあらむ。火を秘閣本假名本には大と作り。假名もオホと訓り。誤なるへし。○彌氏。詳ならず。

秋七月甲戌朔己卯。遣蘇我大臣稻目宿禰等於備前兒島郡。置屯倉。以葛城山田直瑞子爲田令。田令。此云。陀豆歌毗。冬十月。遣蘇我大臣稻目宿禰等於倭國高市郡。置韓人大身狹屯倉。言韓人者。高麗人小身狹屯倉。紀國置海部屯倉。一本云。以處處韓人爲大身狹屯倉。田部。高麗人爲小身狹屯倉。田部。是即以韓人高麗人爲田部。故因爲屯倉之號也。

己卯は六日なり。葛城山田直。葛城氏の事は。次の二十二年紀に云。山田直物に見えず。大和志。忍海郡に山田村あり。忍海も葛上下郡のうちなり。また倭名抄。大和國葛下郡山直郷あり。大日本史氏族志に。此氏のこと洩たり。

○田令は。屯田首なり。令と云るは。京より首に差されて。其地に至れるより云る名なり。三代實錄仁和元年九月に。備前國津高郡人田使首と云るかあるは。此氏の裔か。○韓人大身狹屯倉。韓人の事は次に云。身狹は大和國高市郡の地にて既に出。今三瀬村と云處なり。さて其を大身狹小身狹と云は。大長谷小長谷など云如く。地名を分て二に云るに付て云事か。又は集解に。按稱大小二者。蓋以屯倉大小一名之。とある意にもあるへし。さて韓人は。注に言韓人者百濟也とあるか如く。歸化の百濟人を田部として。立たる屯倉なるか故に。即て其屯倉の名と爲しなり。さて高麗人に對へて云は。百濟人大身狹屯倉としも云へきを。韓人と云よしは。記の應神段に。百濟池と云るかありて。それを紀には。領諸韓人等作池。因以名池。號韓人池とあり。そこなる記傳云。これに論あり。記に百濟池とあるは。もし

その地名にはあらて。たゞ池名ならば。新羅人を役て墾れは。新羅池とこそつくへきを。百濟池としも云る故は。紀に韓人池とあると合せて思ふに。百濟は殊に親く仕奉りし國なればにや。諸の韓國の中にも。取わきて彼國を。韓人と云事あり。欽明卷十七年の處に。韓人大身狹屯倉。高麗人小身狹屯倉とありて。言韓人者。百濟也と注し。また一本に云々。韓人高麗人云々。これ高麗に對て百濟を韓人と云り。然は韓人と云と。百濟と云と同意なる故に。もとは韓人池なるを。百濟池とも云るか。もし然らば。始に名けたる意は。書紀の如く諸の韓人にても。記の如く新羅人にても。韓人とは云へければ。同じことなるを。其名を後に百濟のことにと取て。百濟の池とも云るにや。又は韓人を役てつくれるに依て。本の名は韓人池なるを。百濟の地にあるを以て。百濟池とも云るにや。下と云れたり。今此説に依て心得たらんには。この韓人も。昔より百濟人を。旨と韓人と云來し習慣によれるものとすへし。又按るに。韓人と云る稱は。もと三韓人を總て云名にて。三韓は。馬韓。辨韓。辨辰韓にて。新羅百濟任那等の舊名なり。百濟も其韓人の一なり。然て高麗は三韓の地にあらず。もとより北方に遙に放りたる國なれば。其國人をは。もとより韓人とは云はさりしなり。しか見る時は。このなる韓人は。百濟人にはあれど。高麗人に對へて云稱にて。三韓人の舊稱によれるにもやあらむ。なほよく考へし。○海部屯倉。倭名抄紀伊國海部郡阿末これなり。○注以處々韓人爲大身屯倉は。處々に散け居れる百濟人を集めて。田部の戸となしなり。田部のことは上にも云へれど。なほ下の三十年の下に見えたり。

十八年丁丑

十八年春三月庚子朔。百濟王子餘昌嗣立。是爲威德王。
餘昌嗣立。此に至て空位三年なりしは。事故ありし事なるへし。通證に云る説は儒見なり。

二十一年庚辰

二十一年秋九月。新羅遣彌至己知奈末。獻調賦。饗賜適常。奈末喜歡而罷。曰。調賦使者。國家之所貴重。而私議之所輕賤。行李者。百姓之所懸命。而選用之所卑下。王政之弊。未必不由此也。請差良家子爲使者。不可以卑賤爲使。

新羅。東國通鑑曰。陳文帝天嘉元年。新羅眞興王二十一年。これは本紀にては二十年にあたりり。彌至己知奈末。本に末を末に作。今改む。次も同じ。東國通鑑曰。新羅儒理王九年。設官有二十七等。十一曰奈麻。又曰。法興王九年。新羅始制三百官公服。大奈麻奈麻青衣。○國家之所貴重云云。考云。此方から貢賦の使者と云へは。輕き事にせらるゝと云事なり。日本にては貴重し玉ふに。三韓にては僞略に思ふなりと云り。○行李。集解云。僖三十年傳曰。行李之往來。杜預注。行李使人。疏昭十三年傳曰。行李之命。杜云。行李使人。李理字異。爲注則同。都不解。理字。周語。行李以節逆之。賈逵云。理。吏也。小行人也。孔晁註。國語。其本亦作李字。注云。行李。行人之官也。然則兩字通用。本多作理。順之爲吏。故爲行人使人。

二十二年辛巳

也。○差良家子。萬十六。官許會。指豆毛遣米云々。差は軍防令。凡差兵士と見えたる差なり。匡謬正俗に。科發士馬。謂之爲差と見ゆ。官符語なりと谷川氏云り。○不可以卑賤爲使。此一段の文。調賦使者以下。未必不由此也と云までの數句。魏志文を取られたり。但し調賦使を刑法に作り。行李を獄吏に作れるか異なるなり。似たる言様に有けん。かゝる文紀中に多し。
二十二年。新羅遣久禮叱及伐干。貢調賦。司賓饗遇。禮數減常。及伐干忿恨而罷。是歲。復遣奴氏大舍。獻前調賦。於難波大郡。次序諸蕃。掌客額田部連。葛城直等。使列于百濟之下。而引導。大舍怒還。不入館舍。乘船歸。至穴門。於是脩治穴門館。大舍問曰。爲誰客。造工匠河內馬飼首押勝欺給曰。遣問西方無禮。使者之所停宿處也。大舍還國。告其所言。故新羅築城於阿羅波斯山。以備日本。

久禮叱及伐干。釋紀に。久禮叱新羅使。弘仁私記曰。人名。及伐干。弘仁私記曰。冠名とあり。東國通鑑曰。新羅儒理王九年。設官十七等。九曰級伐凜。○司賓。唐書百官志。司賓。典賓。掌賓。各二人。なごあり。和名抄に玄蕃寮を。保宇之萬良比止乃豆加佐とよめり。○大舍。東國通鑑に。十二日大舍。○獻前調賦。これ

○子他。上文にも子他とあれば。傍注に古とあるは誤なるへし○散半下。上文に下を笑とあり○乞浚國。未詳。備考全羅道に。百濟居知山縣。新羅安波縣。高麗長山縣。鐵冶縣。民嘗因倭寇。入寓于此島。因爲縣とあり。地圖に今順天府の沿海に古突山あり。もしくは是か○稔禮國。詳ならず。

夏六月。詔曰。新羅西羌小醜。逆天無狀。違我恩義。破我官家。毒害我黎民。誅殘我郡縣。我氣長足姬尊。靈聖聰明。周行天下。劬勞群庶。饗育萬民。哀新羅所窮見歸。全新羅王將戮之首。授新羅要害之地。崇新羅非次之榮。我氣長足姬尊。於新羅何薄。我百姓於新羅何怨。而新羅長戟強弩。凌蹙任那。距牙鉤爪。殘虐含靈。刳肝斷趾。不厭其快。曝骨焚屍。不謂其酷。任那族姓百姓。以還。窮刀極俎。既屠且膾。豈有卒士之賓。謂爲王臣。乍食人之禾。飲人之水。熟忍聞此。而不悼心。况乎太子大臣。處跌蓐之親。泣血銜冤之寄。當蕃屏之任。摩頂至踵之恩。世受前朝之德。身當後代之位。而不能瀝

膽抽腸。共誅奸逆。雪天地之痛酷。報君父之仇讎。則死有恨。臣子之道不成。

哀新羅所窮見歸。かくさまによむへし。齊明紀文に。百濟國窮來歸我とあるに同じ。本の訓は非なり。さて通證に。据下句。則疑新羅下脱之字。とあり○凌蹙。蹙本に威に作。今中臣本水戸本集解に依る○距牙鉤爪。通證に。距與巨。鉤與勾通。淮南子作勾爪居牙。吳都賦作鉤爪鋸牙。注猛獸爪如鉤戟。牙如刀鋸也。とあり。集解には距を鋸に改めたり○百姓以還。通證に。言諸侯及萬民也とあり。以還は以下の義なるへし。梁書には。皇枝擁抱已上。總功以還。窮刀云々とあり○卒士之賓。通證に賓與濱通用。舊讀非とあり。集解には濱に改めたり○乍。通證に。乍訓奈我良。又讀都々。韻會倉頡篇。乍兩辭也とあり。集解には梁書に依て削れり○熟。集解に孰に改めたり。梁書には此字なくて。忍聞此痛に作れり○悼心。本に悼を憚に作。今考本集解に依る○太子大臣は。考云。任那太子なり。大臣も同じと云り○跌蓐。繼體紀に出。これは太子に係て云○銜冤之寄。本に之字を脱。今中臣本水戸本集解に依る。また秘閣本中臣本に。冤を怨と作り。梁書には哀とあり。さて寄にて句なり○蕃屏は。大臣に係て云

是月。或有譖馬飼首歌依。曰。歌依之妻。逢臣讚岐。鞍韉有異。既而熟視。皇后御鞍也。即收廷尉。鞫問極切。馬飼首歌依。乃揚言誓曰。虛也。非實。若是實者。必被天災。遂因苦問。伏地而死。死未經時。急災於殿。廷尉收縛其子守石與名瀨冰。守石名瀨。將投火中。曰。非吾手。投以祝手。投咒訖欲投火。守石之母祈請曰。投兒火裏。大災果臻。請付祝人。使作神奴。乃依母請。許沒神奴。

謂。本に讚に誤れり。今考本集解に依る。○逢臣讚岐。逢臣は氏。讚岐は名なり。女にてかく記せる例は。下文にて坂本臣女甘美媛などあり。讚岐は地名に依れる名なるへし。倭名抄大和國廣瀨郡散吉。式同郡讚岐神社。逢臣は姓氏録には見えねど。天武紀に逢臣志摩あり。○鞍韉。倭名抄調度部鞍馬具。鞍和名久良。馬鞍也。韉和名之太久良。鞍韉也。韉韉之短也。とあり。通證云。杜詩雪沒錦鞍韉。鞍與韉自二項。舊讀非。說文韉馬鞍具也。倭名云。之太久良。見拾遺集。延喜式。有毛韉。敝文韉等。新井氏曰。今云切付也。拾芥鈔曰。三位以上竹豹。切付。四位豹。五位虎。六位羣鹿。飾鈔四位以上豹。五位以下虎皮。元明紀曰。靈龜元年。禁文武百寮六位以下。用虎豹羣皮金銀。飾鞍具并橫刀帶端。但朝會日用者許之。婦女依父

夫蔭。服用亦聽之。とあり。さて鞍與韉二項にはあれども。讀には假名本にもクラとのみあり。韉もクラの具なれば也。○既而熟視。既を本に熟に作。通證に疑既字之誤寫と云り。集解には改めたり。今もそれに依る。秘閣本には熟而二字なし。○皇后御鞍。訓オソヒは。服御をミソツモノと訓るに同じく。御裝の義なるへし。さて古代女も馬に乘しことは。通證に。以鞍馬贈青海夫人。見本紀元年。婦女乘馬法。見天武紀。則古者皇后亦御之也。と云り。○收廷尉。釋紀に收を付に作る。或校本に收下付字あるよし見えたり。通證云。廷尉訓人屋司。漢百官志曰。廷尉奏官聽獄。必質於朝廷。故曰廷尉。とあり。さて人屋の事は。神功紀に圜圖。また檻。仁賢紀に獄。天武紀に囚獄などあれど。其司りし官の事は。此にはじめて見えたり。この廷尉。即囚獄の官にて。令に囚獄司正一人。掌禁囚人徒役功程。及配決事。佑一人。大令史一人。少令司一人。物部四十人。掌主當罪人。決罰事。物部丁二十人。とあり。さて右の囚獄をは。上古には如何なる人か掌りしと云ふに。これは物部連か。あつかり掌りしものにて。其部下なる物部を率ゐて。罪人をは主當したるなり。これらの事は既に雄略紀に云おけり。○名瀨冰。本に名を中に作る。今中臣本及本注に據る。中もナと讀む字なれば。わろきにはあらされど。こゝはなほ名なるへし。○將投火中。注投火爲刑。蓋古之制也。火刑の事は既に神功紀に。新羅の使者を檻中に入れ。以火焚而殺と云事もありて。當時の刑なるへけれど。念ふに火刑は慘酷の刑にて。吾上古などにあるへくもおもはれず。これは韓國にて。古く行ひし刑なるを。襲津彦か新羅人を囚へて。其邊の海

なる。鉏海水門にて焚殺すこあれば。其國の習慣によりて。行ひし刑なるへくおもはるゝに付て。よく考るに。こゝに將^レ投^ニ火中^ニとあるは。所謂盟神探湯のさまにて。上古の一種のわざありて。神祇に質^クじなるへし。其證には。次に咒曰非^ニ吾手^ニ投^ニ以^ニ祝手^ニ投^ニ咒訖欲^レ投^レ火^ニ守石之母祈請曰云々とあるなど。刑とはきこえず。人を刑するに。咒文などを要すへきにあらす。而るに注に。投^レ火^ニ爲^レ刑蓋古之制也とは。この文を全く刑と見誤りたる人の注せる。私記の文と見えたり。また此時に。未^キ苦問せられて。身の死せしにもせよ。全く罪に落ちざる者の子迄を。火刑に行ふもいかふなり。上古にはかゝる事あまたあれば。よく考ふへき事なり○咒曰。咒をカシリ。ホサキと訓る義。已に云り。共に禱る義なり。考に罪人を火中に投するに。祝部に咒を爲^セするか古制と見えたり。此咒は延尉かすることにてはなしと云り。次に云○非我手投以祝手投。本に以祝手投の四字脱たり。今秘閣本に依る。これにて上下の意明かに知られたり。その義は。非^ニ我手^ニ投^ニとは。延尉の手以て投るにはあれと。是は公の御制にて。祝の手して投るなりとの義にして。此所謂咒なり○大災果臻。大を秘閣本考本引一本及小寺本には。天とあり。假名本には火とあり。通證には大當 作^レ天とあり春秋には大災と云ふ事ありて。杜預注に。來告以^レ大。故書^ニ天火^ニ曰^レ災とあり○祝人は。通證に神社の祝部也とあるか如くなるへし。この祝人に托して。咒のわざを爲せたるなるへし○神奴は。神社に僕使する戸の民なり。又神賤とも云り。續紀二十一に。常陸國鹿島神奴二百十人。便爲^ニ神戶^ニとあるなごなり。又姓にても云り。同十八に。攝津國

住吉郡人神奴意支奈是なり。姓氏錄攝津神別。神奴連。天兒屋根命十一世孫。雷大臣命之後也とあり。是は松尾社家系圖に。雷大臣命の子真根子命。其子御身足尼命。其子大田彦命。其子酒人命。其子神奴子命とありて。兒屋根命十七世の裔なり。又神八子命ともいふ。此人の名を以氏名と爲たるものなり。伯家五代記をみしかは。攝津國武庫郡西宮社人に。神奴連氏あり。さて今守石の母か。吾兒を神奴と作むと請は。いかなる義ならん知かたし○許没。通證に。許謂^レ聽^ニ母請^ニ没没^ニ入^ニ神奴^ニ也。舊讀非^ニとあり。さて神奴に没入する時は。良民の籍を脱して。永く神社の民戸となることなるへし。

秋七月己巳朔。新羅遣^レ使^ニ獻^ニ調賦^ニ。其使人知^ニ新羅滅^ニ任那^ニ。恥^レ背^ニ國恩^ニ。不^ニ敢^レ請^レ罷^ニ。遂留^レ不^レ歸^ニ本土^ニ。例同^ニ國家百姓^ニ。今河内國更荒郡鷓鴣野邑新羅人之先也。

更荒郡鷓鴣野邑。倭名抄河内國讚良郡これなり。さて持統天皇の御少名。鷓野讚良皇女と申す。天皇此地に産生ませるなり。さて此地の新羅人。他に考なし。姓氏錄河内諸蕃に。伏丸。新羅國人燕奴利使主之後也。また和泉諸蕃。日根造。新羅國人億斯富使主之後也などあり。

是月。遣^ニ大將軍紀男麻呂宿禰^ニ。將^レ兵出^ニ哆唎^ニ。副將河邊臣瓊岳出^ニ居曾^ニ。

山^{ムレヨリ}而欲^テ問^ル新羅攻^ニ任那^ノ之狀^ヲ。遂到^リ任那^ニ。以^テ薦集部首登頭^ヲ遣^テ於百濟^ニ。約^ニ束軍^ヲ計^シ。登頭仍^テ宿妻家^ニ落^シ印書弓箭於路^ニ。新羅具知^ル軍計^ヲ。卒起^シ大兵^ヲ。尋屬^シ敗亡^ス。乞降歸附^ス。紀男麻呂宿禰取^リ勝旋師^ヲ。入^リ百濟營^ニ。令^テ軍中^ニ曰^ク。夫勝^ル不忘^ル敗^ヲ。安^ク必慮^ル危^ヲ。古^ノ之善教也^{ナリ}。今處^ニ疆畔^ニ。豺狼交^ヒ接^ス。而可^ク輕^ク忽^ク。不思^ル變難^ヲ哉^{ナリ}。况復^ニ平安之世^ニ。刀劍不^レ離^ル於身^ニ。盖君子之武備^ヲ。不^レ可^ク以^テ已^ム。宜深警^ル戒^ス。務崇^ル斯令^ヲ。士卒皆委^レ心而服事^ス焉。

紀男麻呂宿禰。崇峻前紀及四年紀に出。秘閣本。宿禰下臣字あり○哆唎。繼體紀六年任那國上哆唎下哆唎とあり○河邊臣。古事紀に。蘇我石河宿禰者川邊臣之祖也とあり。川邊は記傳云。此地名諸國に多かれは。何れとも定めかたし。和名抄に攝津國河邊^{加波}郡^{乃倫}これならんか。其餘畿内には。山城國葛野郡。大和國十市郡などにも。此郷はあるなり。さて此氏人。書紀に彼此見えたり。天武紀に。十三年十一月。川邊臣賜^レ姓曰^ク朝臣。姓氏錄右京皇別。川邊朝臣。武内宿禰四世孫。宗我宿禰之後也。此宗我宿禰と云は。蘇我石川宿禰とは別なり。とあり。文武紀。河内石川郡人。河邊朝臣乙麻呂と云人も見えたり○出居曾山。文獻備考全羅道。百濟古沙夫里郡。新羅古阜郡。高麗同。本朝同とあり。按に此時大將軍紀宿禰は。任那の哆唎よりすゝみ。

副將河邊臣は。百濟の古沙夫里より出て。別れて新羅の境に打入しなるへし○薦集部首。詳ならず。姓氏錄大和未定雜姓。薦集造。天津彦根命之後。天武紀十二年九月。薦集造賜姓曰^ク連とあるは。同族なりや。異姓なりや。知かたし○宿妻家とは。下に河邊臣瓊岳等及其隨婦とあるに同じく。これも隨婦と見えたり。軍中隨婦の事。已に神武紀に云り○起大兵。此下恐脫文あらんか○尋。秘閣本即^ニ作る○安必慮危。本に必を心とあり。今釋紀秘閣本中臣本等に據る。此段吳志吳主傳に因て。文をなせるにも必とあり○今處疆畔。吳志に處下身字あり。こゝも脫たるなるへし。或本には有と云り○不可以已。本に可字なし。今考本集解等に依る。吳志にも此字あればなり○崇斯令とは。戰を忘れすと云の命令を。大切に重みし崇めよとなり。

河邊臣瓊岳獨進轉鬪。所向皆拔。新羅更舉白旗。投兵降首。河邊臣瓊岳元不曉兵。對舉白旗。空爾獨進。新羅鬪將曰。將軍河邊臣今欲降矣。乃進軍逆戰。盡銳。進攻破之。前鋒所傷甚衆。倭國造手彦自知難救。棄軍遁逃。新羅鬪將手持鉤戟。追至城湫。運戟擊之。手彦因騎駿馬。超渡城湫。僅以身免。鬪將臨城湫而歎曰。久須尼自利。此新羅語。未詳也。

於是河邊臣遂引兵退。急營於野。於是士卒盡相欺蔑。莫有遵承。鬪將自就營中。悉生虜河邊臣瓊岳等。及其隨婦。于時父子夫婦。不能相恤。鬪將問河邊臣曰。汝命與婦孰與尤愛。答曰。何愛一女。以取禍乎。如何不遇命也。遂許為妾。鬪將遂於露地。奸其婦女。婦女後還。河邊臣欲就談之。婦人甚以慚恨。而不隨曰。昔君輕賣妾身。今何面目以相遇。遂不肯言。是婦人者。坂本臣女。曰甘美媛。

所向皆拔。句なり。元不曉兵。これ句なり。兵對とつゞけ讀は非なり。對舉白旗。對をば此句に屬てよむへし。考云。新羅の軍法。降參せんとする時。素施を舉る事。神后紀にもあり。河邊臣かそれを知らずして。大に敗れ虜にせられしなりと云り。空爾獨進。本に爾を示に作る。今中臣本釋紀等に依る。考本には手に作れり。○妾。和名抄に妾非正嫡。和名乎無奈女。安康紀に荇菜をよみ。字鏡集類聚名義抄にヲウナメと注せるは。音便讀なり。○婦女後還は。囚を免されて。共に皇國へ還りしなるへし。○欲就談之。中臣本に談を議に作れり。

同時所虜。調吉士伊企儺。為人勇烈。終不降服。新羅鬪將拔刀欲斬。

逼而脫。禪追令以尻臀向日本。大號叫曰。日本將齧我臆腫。即號叫曰。新羅王啗我臆腫。雖被苦逼。尚如前叫。由是見殺。其子舅子亦抱其父而死。伊企儺辭旨難奪。皆如此。由此特為諸將帥所痛惜。其妻大葉子亦並見禽。愴然而歌曰。柯羅俱爾能。基能陪爾能。於譜磨故幡。比例甫囉須母。耶魔等陸武岐底。或有和曰。柯羅俱爾能。基能陪爾能。於譜磨故幡。比例甫囉須母。耶魔等陸武岐底。那爾婆陸武岐底。

尻臀。倭名抄。尻和名之利。譬俗云井佐良比。辨色立成云。后片。之利無多。ごありて。シリタフラの訓なし。新撰字鏡。譬尻不佐。又尻譬尻太牟良。字鏡集后シリタフラ。后尾下叙。ごあるに依らば。之利無多は。之利多無の倒せるにもあるへし。さて次なる臆腫も。字書に尻臀也ごあり。○大葉子。倭名抄。車前子。和名於保波古ごあり。草を名とせるなり。○愴然歌曰。解云。諸將の愴しみて。うたへるなりと云り。此事次に云。○柯羅俱爾能。韓國之なり。○基能倍爾能致底。立城上ごなり。○於譜磨故幡。大葉子者なり。○比例甫囉須母。領巾振為毛なり。囉須は敬語。母は助語なり。○耶魔等陸武岐底は。向日本ごなり。陸。釋紀に爾ごあり。一首の意は解云。萬葉卷五に。松浦佐用姬か。佐提彥か別をかなしめる歌の序

に。遙望離去之船。悵然斷肝。黯然銷魂。遂脫領巾。靡之。傍者莫不流涕。因號此山曰領巾振之嶺也。といへる類にて。大葉子が大倭のかたを戀つゝ。領巾ふらすこと。吾邦人の彼にあるか。傍よりかなしみてよめるなりと云れたるは。さることにて。なほ守部か説に。此に愴然歌曰とあれど。こは大葉子か自よめる歌にはあらず。一首の表をつら／＼考ふるに。此大葉子も夫伊企儺の如く。高き臺の上に載せられて。向日本。日本將云々といへと通られるに。是も然はいはすして。領巾振て日本方を拜みけるを。日本軍士等遙に見て。其猛き心を稱へてよみしなるへし。さなくては。城上に立しと云詞。かなひかたし。さても伊企儺主を始として。其子其妻に至るまで。三人ともに。さしも健く深く。命すてける事賞つへし。稱へし。後世の鳥居氏の最期は。此伊企儺主の勇烈に。かつ／＼似たれど。其妻子の及はさりしは。古今のたかひなるへしと云れたる。まことにしか見えたり。○或有和曰。此は和へたる歌には非ず。右歌の或云の歌にて。聊唱へかへたるものなり。○柯羅俱爾能如上。基能陪備陀々志。城上に立しなり。たゞしは多知の延言なり。○於譜磨故幡如上。比禮甫羅須彌喻。領巾振爲所見也。ふらすの解上注の如し。○那備婆陸武岐底。向難波一てなり。解云。はしめ難波より船出せしなれば。難波の方へむきてとは云るなり。釋紀に向日本方。振領巾。慕故郷也と云り。その心なり。と云れたるか如し。通證に。難波舟之所泊。思郷之心。於是切矣。と云れたるも。さることにて。彼安部仲愷か。天原振一郷の名なれば。異國より向難波。なと云へきにあらす。もし日本の陣所の名かとも思へど。任那の地名めかすと云れたるは。却りて非なり。

八月。天皇遣大將軍大伴連狹手彦。領兵數萬。伐于高麗。狹手彦乃用百濟計。打破高麗。其王踰牆而逃。狹手彦遂乘勝以入宮。盡得珍寶貨賂。七織帳。鐵屋還來。舊本云。鐵屋在高麗西高樓上。織帳張於高麗王內寢。以七織帳奉獻於天皇。以甲二領。金飭刀二口。銅鏤鍾三口。五色幡二竿。美女媛媛名也。并其從女吾田子。送於蘇我稻目宿禰大臣。於是大臣遂納二女以爲妻。居輕曲殿。鐵屋在長安寺。是寺不知在何國。一本云。十一年大伴狹手彦連。共百濟國。駈却高麗王陽香。於比津留都。

大伴連狹手彦の事。宣化紀に出。○伐于高麗。三代實錄云。貞觀三年八月十九日。左京人散位外從五位下伴大田宿禰常雄。賜伴宿禰。先是正三位行中納言兼民部卿皇太后宮大夫伴宿禰善男等奏言。常雄款僞。謹稽家牒。伴大田宿禰同祖。金村大連公第三男。狹手彦之後也。狹手彦。宣化天皇世。奉使任那。征新羅。復任那。兼助百濟。欽明天皇時。百濟以高麗之寇。遣使乞救。狹手彦復爲大將軍。伐高麗。其王踰牆而逃。乘勝入宮。盡得珍寶貨賂。以獻之。珠敷天皇世。還來。獻高麗之囚。今山城國狛人是也。狹手彦再使海外。征伐兩國。盡力絕域。復立二國。身尊當時。功流後代。こある。此時の事なり。さて此時の高麗王は。第二十五世陽城王又平か四年なり。此度高麗を伐玉ふは。新羅と一になりて。任那

を伐亡したるか故の事なるへし○七織帳。通證に引る魏略西戎傳曰。絳地金織帳。初學記曰。七織帳。七
 織芙蓉之羽帳。などあるか如く。絳地に七綵を織出し帳なるへし○鐵屋は。同書に以鐵所造之屋とあ
 り。集解に。按今寺中所在置舍利等。小寶塔之類。と云り○注高樓。秘閣本高字なし○銅鑊鍾。釋紀に
 鍾を鐘とあり。古書には通用たり。チリハメは。通證に塵食とあれど。なほ散食なるへし。金銀等を散
 らし食めたる義なるへし○媛を。ヨメと訓るは誤なるへし。ヒメと訓へし○輕曲殿は。高市郡なり。
 懿德紀に。遷都於輕地。是謂曲峽宮とあり。そこに云り。或人云。按に畏も天皇には。七織帳のみ献
 て。稻目には數種を贈りしこと思へは。當時稻目か跋扈思ひやるへしと云り。さる言なり○注長安寺。
 集解云。按皇圓略記曰。但以鐵屋置長安寺。注長安寺在近江國。栗太郡多化郎寺是也とあり。此寺今詳
 栗太志にも見えず。通證曰。姓氏錄曰。和樂使主。出自吳國王照淵孫智聰也。欽明御世。隨使大伴佐尼比古。持
 内外典藥書。明堂圖等。百六十四卷。佛像一軀。伎樂調度一具等。入朝。男善那使主。孝德御世。依獻牛
 乳。賜姓和樂使主。奉度本方書一百三十卷。明堂圖一卷。藥臼一。及伎樂一具。今在大寺也。今按。大
 寺皇極紀所謂百濟大寺。天武紀謂之大官大寺。一名大安寺。在高市郡。疑長安寺亦此也。とあるによら
 は。大安寺の舊名の如し。なほよく考へし○注十一年云々。高麗王陽香。集解云。按十上疑脱二。二十
 一年。當高句麗平原王陽成二年。と云り。さることなり。さて陽香陽成は。韓音を通して云るなり○比
 津留都。未詳。

冬十一月。新羅遣使献并貢調賦。使人悉知國家憤。新羅滅任那。
 不敢請罷。恐致刑戮。不歸本土。例同百姓。今攝津國二嶋郡埴廬新
 羅人之祖先也。

遣使。献は別途の献物なり。本の訓は誤れり○并貢調賦。年々定例の調賦なり○憤をムツカリと云る
 は。心のうちに憤なり。小兒の啼をむつかること云も。心に憤るより。其さまの外にあらはるるを云
 にて。同じかるへし○埴廬。本に廬を廬とあり。今中臣本に依る。和名抄攝津國島上郡土室あり。

二十六年夏五月。高麗人頭霧喇耶陞等。投化於筑紫。置山背國。今畝原。
 奈羅。山村高麗人之先祖也。
 二十八年。郡國大水。飢。或人相食。轉傍郡穀。以相救。

置山背國。三代實錄に。狹手彦献高麗之囚。今山城國狛人是也。倭名抄相樂郡大狛。下狛。之毛都古末。
 催馬樂歌に。山城のこまのわたりのうりつくり云々。守部か入綾云。行囊抄南遊下に。椿井村。林村。上
 狛村とついで云ふ。狛村は自路左方行程十余町に在。或は狛の大里村とも云。此邊狛郷也。木津渡

乙酉
二十六年

丁亥
二十八年

に近し。名所なり。昔熟瓜の名物を出したる所なり云々。或紀行云。狛の里は木津川のわたりのこなたより。南の山際にあるを見やりて。略といひけれと。行く道遠し。日もたけぬといへは。木津川をわたる。萬葉に狛山になくほととぎす泉川。わたりを遠みこよにかよはす。已上行とあり○畝原。不詳○奈羅。倭名抄久世郡那羅○山村。姓氏錄。山城皇別。曰佐。注曰。山代國相樂郡山村○郡國。或説に郡は群の誤かと云れど。漢書元帝紀に。初元元年九月。關東郡國十一大水飢。或人相食。轉傍郡錢穀。以相救とあれば。誤にはあらず。但し郡國上脱字ありしにもあるへし。さて人相食は。元帝紀の文をとりて。甚しく記しつもの見えたり○以相救。大日本史に。按公事根源云。毎年五月賑給。始子欽明帝。蓋據此爲説也。と云り。

三十年己

三十年春正月辛卯朔。詔曰。量置田部。其來尙矣。年甫十餘。脱籍免課者衆。宜遣膽津膽津者。王辰爾之甥也。檢定白猪田部丁籍。夏四月。膽津檢定白猪田部丁者。依認定籍。果成田部。天皇嘉膽津定籍之功。賜姓爲白猪史。尋拜田令。爲瑞子之副。見上

田部のこと。始て景行紀に出○年甫十餘。戸令に。男女十六以下爲小。二十以下爲中。男二十一爲丁。

六十一爲老とあるは。令の御定なれども。此御代の頃にも。さる御定はありしを。年を偽りて課を免れしもの衆かりしなり○脱籍免課。吏學指南に。率士黔庶皆有籍書。若全家並不附籍。謂之脱戸。戸有數口。止報一二。規免課役。謂之漏口。○注膽津者王辰爾之甥也。續紀延暦九年七月。百濟王仁貞等の上表に依るに。午定君生三男。長子味沙。仲子辰爾。季子麻侶。從此而別爲三姓。各因所職。以命氏焉。葛井。船津連等。即是也云々とあり。味沙は葛井氏祖。辰爾は船氏の祖。麻侶は津氏の祖なり。膽津は味沙の子なるへし。其故は。續紀養老四年に。白猪史氏を改めて。葛井連と賜へるよし見えたればなり。此文次紀に引り。見合すへし○白猪田部。白猪屯倉の田部なり。十六年の條に見ゆ○丁者。二字にてヨホロと訓へし。通證に者をテヘレハと訓るはあらず○田戸は。田部の戸なり。脱籍者を檢定て。戸數に充るなり。或人云。此田戸と田部とを別て云ときは。田部は屯倉の田を作る人を云。田戸は田部等か住む家を云り。釋紀に私記曰。案假名本。作田部之戸。とあるか如しと云り○功を本に切に誤る。今正せり○白猪史。姓氏錄には載せされど。氏は。天武紀白猪史實然。續紀文武四年白猪史骨と同人なるへし。大寶元年正月白猪史阿麻留。養老三年壬七月白猪史廣氏などあり。養老四年五月。改白猪史氏。賜葛井連姓とあり。二十六に白猪臣大足。二十七に白猪臣證人等みえたるは別なり。延暦十年正月。葛井連船津連と同じく。姓宿禰を賜へること見えたり。なほ延暦九年。王仁貞等か上表等見合すへし○田令を。訓にタツカサとあるは誤なり。十七年の下に訓注あり○爲瑞子之副。秘閣本に副下也字あり。

三十一年春三月甲申朔。蘇我大臣稻目宿禰薨。夏四月甲申朔乙酉。幸泊瀨柴籬宮。越人江淳臣裙代詣京奏曰。高麗使人辛苦風浪。迷失浦津。任水漂流。忽到着岸。郡司隱匿。故臣顯奏。詔曰。朕承帝業。若干年。高麗迷路。始到越岸。雖苦漂溺。尚全性命。豈非徽猷廣被。至德魏魏。仁化傍通。洪恩蕩蕩者哉。有司宜於山城國相樂郡起館淨治。厚相資養。

稻目宿禰薨。宣化元年大臣となりて。此年まで三十五年になれり。記傳云。一代要記に年六十五とあり。さて駿河風土記に。益頭郡鳥羽陵。天國排開廣庭天皇二十七年庚寅二月。蘇我稻目薨逝。以夢之兆。藏骸於茲。其骸似鳥羽色。故號之。また富士郡懸畑神社。所祭蘇我稻目也。とあり。此風土記は今京になりてのなりとあり。○乙酉。二日なり。○泊瀨柴籬宮。城上郡なり。宮趾詳ならず。○江淳臣。江淳はもと越前國なりしか。三代格弘仁十四年二月戊子。太政官謹奏。割越前國江沼加賀二郡。爲加賀國事。國とありて。後に加賀國の郡となれり。この事。日本後紀にもあり。倭名抄。加賀國江淳郡。國造本紀に。江沼國造。柴垣朝御世。蘇我臣同祖。武内宿禰四世孫。志波勝足尼。定賜國造。栗田寛云。志波勝足尼は見あたらず。隣國越前國坂北郡は。江沼郡に

隣れる地にて。榮神社(坂井)あるは。由ありて聞ゆれど。いかなる神にかと云り。姓氏錄大和皇別に。江沼臣。石川同氏。建内宿禰男。若子宿禰之後也。また記に。若子宿禰。江野間。財とあるを。延佳か。臣之祖とあり。栗田寛云。若子宿禰は。三國々造若長足尼と同人なるへく。三國國造。志賀高穴朝御世。宗我臣祖。彦其條に四世孫とあるは。三世孫なるべく思はる。由ありて聞ゆれば。志波勝足尼は。若長足尼の子にやあらんと云り。氏は。欽明紀江淳臣裙代。續紀三十五。女孺正八位下江沼臣麻蘇比。日本紀略大同五年四月。散位外從五位下江沼臣小並。東大寺正倉院文書。越前國天平二年正稅帳に。江沼郡主政。外大初位下勳十二等江沼臣大海。主帳外少初位勳十二等江沼臣入鹿。また同國天平四年郡稻帳。江沼郡々司。大領正八位下勳十二等江沼臣武良止。清和紀江沼臣河子。除目大成抄。長徳二年に。山城權大目。江沼宿禰富基。宿禰姓になりしは。何の御世なりけむ。主殿權少屬。江沼宿禰安氏など云人見えたり。外記日記。一條帝時。大膳少屬江沼延明。朝許群載。鳥羽帝時。加賀雜掌江淳成安。法華驗記に。延曆寺座主延昌僧正者。俗姓江沼氏。加賀國人也。と有る。同氏なるへし。○郡司は。信友云。越國の郡司なり。上文に越人云々とありと云り。下文に據に。こゝに道君二字あるへし。○若干年。本に干を千に誤れり。今訂せり。秘閣本中臣本に。干下十字あるも誤なり。○高麗迷路。高麗下。使人などの字あるへし。高麗は咸鏡道の海岸より。道路を皇國にとりしものなれば。北海に着するなり。○魏々。巍々に同じと通證に云り。集解には改めて引たり。

是月。乘輿至自泊瀨柴籬宮。遣東漢氏直糠兒。葛城直難波。迎召高

麗使人。五月。遣膳臣傾子於越。饗高麗使。高麗使。傾子。此云。大吏審知。膳臣是皇
華使。乃謂道君曰。汝非天皇。果如我疑。汝既伏拜膳臣。倍復足
知百姓。而前詐余。取調入己。宜速還之。莫煩飾語。膳臣聞之。使
人探索其調。具爲與之。還京復命。

東漢氏直糠兒。東漢直。雄略紀七年下に出。こゝは氏字誤なるへし。細井貞雄か姓氏
訓は大和なり。西漢の西をカフチと訓るに對へたるなり。此事も既に云り。○葛城直。二十二年紀に出
○注傾子此云舸拖部古。本に拖を施に誤る。今中臣本に據る。考本には。秘閣本に部を舞に作るは。訓に
據に然もあるへし。但し舞を假名に用ゐし事。此紀に他に見えず。さてこの分注。本文傾子の下に在へ
し。集解に越字下に書たり。○大使は。高麗の正使なり。さてこの大使をオミと訓るにて。韓土の使の
稱を。しか云ること知られたり。○道君の上。集解に越郡司三字あり。據釋所引私記假名本二補。と云
り。さて此氏は。通證に。記曰。大彥命遣高志道。孝元紀曰。大彥命越國造祖。續紀越前國加賀郡少領道
公勝石などあり。姓氏錄右京皇別。道公。大彥命孫。彥屋主田心命之後也。とあり。天智紀。越道君女伊羅
都賣。宮人。文武紀。道公首名。桓武紀に曾祖妣道氏故賜朝臣。とあり。續後紀に道首名孫廣持。及左京

人道公安野。改賜三姓當道臣。二代實錄陽成紀。元慶三年三月に。佐渡雜太團。權校尉道公宗雄。光孝紀に
加賀加賀郡節婦道今古あり。除目大成鈔。村上帝時。筑前權掾道公冬樹あり。朝野群載に正六位上道公
方行あり。さて道は地名に據れり。和名抄加賀國石川郡鄉名味知。式同郡味知神社。越中國射水郡道
神社などあり。然るに。本に道君をミナノウシとよめるに就て。記傳に云。記に十二道などある道とは。詔蒙て言向にまかる國を云な
り。この道。君は。其上に越國郡司とあるものをさして云るなり。當時未だ郡司と云號はあらずしければ。其實は京
より遣しおかれたる司なるへし。ミチノウシとよめる。古意によくかなへり。神代
卷なる。三女神在。海北道中。云々。道主と申すと同意なり。と云れしは非なり。○汝非天皇。村田春海云。皇下使字脫す
かと云り。さる言なり。○果如我疑。句なり。本の訓は非なり。○探索。本に探を採に作る。今中臣本通
證に引一本に據る。○具爲與之。私記に案假名本作。令返與之。

秋七月壬子朔。高麗使到于近江。是月。遣許勢臣猿與吉士赤鳩。發自
難波津。控引船於狹狹波山。而裝飾船。乃往迎於近江北山。遂引入山
背高械館。則遣東漢坂上直子麻呂。錦部首大石。以爲守護。更饗高麗
使者於相樂館。

許勢臣猿。通證引一書曰。猿少受業船史辰爾。後從百濟博士王柳貴而學。王柳貴見欽明十五年紀。と
あり。○吉士赤鳩。吉士の事は。多吳吉師。神功。の下に云り。もと新羅國の官より出て。藩國に仕奉れる

人の稱にも用られたるなり。此より前にも繼體紀に吉士老あり。又此より次々の紀にもあまたあり。控引船於狹々波山。狹々波山は近江國志賀郡なり。神功紀に出。さて船を山より引越たる例は。記垂仁段に。自山多和引越御船。逃上行とあり。これは御船に乗ながら引越たるなり。また萬葉に。阿之我里乃。安伎奈乃夜麻爾。比古布禰乃。引船とあるは。山にて造りし船を引出すなり。播磨風土記佐用郡條。引船山近江天皇之世。道守臣爲此國之宰。造官船於此山。令引下。故曰船引。古の船は。みな大木を穿抜たる船なりければ。引出すにも便ありしなるへし。然るに通證に。文選西都賦なる。泛舟山東。控引淮湖とあるを引て。經山城國淀河伏見宇治。而引至于勢多大津也。神武紀戊午年二月下宜併考とあるは非なり。淀河伏見宇治は。いかにもあれ。勢多大津まで。舟の浜上るへき川路はあることなし。神武紀なることは事異なり。思まかふへからず。○迎於近江北山は。湖水に泛へて裝飾りしなり。さて通證に。北山與越前接界也とあるか如し。○引入山背高城館。釋に。私記曰。案假名本作高麗斐館とあるによるに。本は麗字を脱しよなるへし。山城志に。相樂郡高城館古蹟在上狛村とあり。さてここに引入たるは。上に引る垂仁記の如く。人を乗ながら。狹々波山を控引て。山背に至れるなり。通證に此言還至淀河。横折廻廻山背川也とある。廻廻山背川也と云るは。さもあるへけれど。近江より宇治川を下りしものと見たるなるへければ。これも非なり。○東漢坂上直。姓氏錄右京諸蕃に。坂上大宿禰。出自後漢靈帝男延王也とあり。東漢直都賀使主の族なり。坂上系圖に。按坂上系圖に。姓氏錄の文を引たる。

な今本になし。其説蓋詳なり。古本なりと。大日本史氏族志に云り。都賀三子を生り。山木。志努。爾波伎と云。子孫分れて數十氏となる。志努の後坂上氏最著ることあり。坂上は地名なり。大和添上に坂上と云地名。諸陵式に見えたるは。此地に由ある姓氏なるへし。此氏大宿禰。宿禰。大忌寸。忌寸。續紀。姓氏錄に見えたり。氏人にては。天武紀に坂上直國麻呂。同姓熊毛。老。みな壬申亂に功あり。十一年五月。倭漢直賜姓曰連。此時坂上直も連となりしなるへし。十三年舉族據坂上系圖。更に忌寸を賜はる。廢帝紀。老の孫大和守坂上忌寸犬養あり。其子苅田麻呂。天平寶字中に特に大忌寸を賜はる。桓武帝時上表して。忌寸を改めて。更に宿禰を賜る。これより坂上。内藏。平田。大藏。文。調。文部。谷。民。佐太。山口等。十姓。忌寸。みな改めて宿禰となる。苅田麻呂子大宿禰田村麻呂。陸奥田村莊に生る。坂上系圖。錄倉大草紙。田村麻呂第三子淨野。陸奥出羽按察使となり。内野を生む。陸奥に居る。其孫古哲田村氏と稱す。淨野八世孫範政。中原氏を冒す。朝野群載。中原系圖。明法博士と爲り。子孫職を世々にせり。淨野弟治部大輔正野。五世孫正任。攝津豐島郡吳庭に居る。其後莊屋。村治等氏あり。正野弟滋野。陸奥安達郡に居る。世々豪族たり。坂上黨と號す。滋野弟右近衛將監廣雄。其後裔紀伊に居る。生地。相賀等族あり。其他上總に武射氏あり。下總に匝瑳氏あり。越後に沼垂氏あり。みな坂上氏の族なり。坂上系圖。○錦部首。仁德紀四十一年の下に出。

三十二年春二月戊申朔壬子。遣坂田耳子郎君。使於新羅。問任那滅

三十二年
辛卯

由。是月。高麗獻物并表。未得呈奏。經歷數旬。占待良日。

壬子。五日なり。坂田耳子郎君。坂田公。繼體紀元年に出。この人次卷には。坂田耳子王とあり。こゝに郎君とある。郎字疑はし。衍なるへし。さて君は公と一なるへし。問任那滅由。契沖本に。問下滅任那。由乎と云り。さることなり。集解に。言任那之滅有。何所。因從也。と説れたるはいかゝなり。

夏四月戊寅朔壬辰。天皇寢疾不豫。皇太子向外不在。驛馬召到。引入臥内。執其手。詔曰。朕疾甚。以後事屬汝。汝須打新羅。封建任那。更造夫婦。惟如舊日。死無恨之。是月。天皇遂崩于内寢。時年若干。五月。殯于河内古市。秋八月丙子朔。新羅遣弔使未叱子失消等。奉哀於殯。是月。未叱子失消等罷。九月。葬于檜隈坂合陵。

壬辰。十五日なり。引入臥内。漢書注に。臥内天子臥處とあり。封建任那。僖二十四年傳に。封建親戚。以蕃屏周。とある義に同じ。後世封建と云名目あるも。これより出たれど。こゝとは義かはれり。○更造夫婦。文選東都賦に。天地革命。四海之内。更造夫婦。とあり。任那の民。再ひ土を安くし。業を

樂むこと。夫婦の睦まじきか如く。相和するを云。上文に。欲冀興繼任那之國。猶如舊日。永如兄弟。とある。如兄弟と云に同じ。通證に夫婦人倫之始。故舉言之。と云れたるは。夫婦字に泥みたる解にて非なり。この夫婦を心得かてにして。官家の誤かど云れし説もあり。非なり。○是月。皇年代略記には此日に作れり。集解には改めたり。○天皇下。秘閣本有寢字。○時年若干。大日本史天皇崩下に。本書享年闕。一代要記皇年代略記。並曰六十二。皇代紀曰六十三。神皇正統記曰八十一。未レ知孰是とあり。藤中抄。紹運錄。正統錄。等にも六十三とあり。但正統記は甚異なり。父天皇の御年にも合はず。○河内古市。郡名なり。跡は詳ならず。○弔使未叱子失消。本に弔を予に。子を号に誤れり。子は傍注并に天書に依る。次も同じ。考本には失とあり。これも子を脱したるなり。さてこの人。次紀に失消奈末とあり。○檜隈坂合陵。諸陵式に。檜隈坂合陵。磯城島金刺宮御宇欽明天皇。在。大和國高市郡。兆域東西四町。南北四町。陵戸五烟。とあり。此御陵大和國志に。在高市郡平田村。俗呼。梅山。傍有。翁仲。一軀。扶桑略記。此陵注に。高四丈方四町とあり。記傳云。荒木田久老云。此御陵は。岡より平田村へ行く間。道の北方なり。陵上は。この物をかまけて。陰處を露せり。一は女形にて。左右の手して。左右の乳を隠し。是も陰處を露せり。此二共に。頭にあやし目なれぬさまなる物を蒙れり。さて又一は法師に似たる形。一は猿に似たり。四皆高さ四尺ばかりあり。あやしき物なりと云り。この石人の圖。今はくさくのものに記して出されたり。さて推古紀二十八年冬十月。以。砂礫。葺。檜隈陵上。則域外積。土成。山。仍每氏科之。建。大柱於土山上。時倭。漢。坂上。直樹柱勝。之大。高。故時人號之。曰。大柱直也。とあり。

日本書紀第十九終

秘閣本中臣本終字無し。

日本書紀通釋卷之五十一

飯田武郷謹撰

日本書紀卷第二十

淳中倉太珠敷天皇

敏達天皇

漢書京房傳曰。淮南王。上親弟敏達好政。

淳中倉太珠敷天皇。天國排開廣庭天皇第二子也。母曰石姬皇后。石姬皇
廣國押盾天皇女也。天皇不信佛法而愛文史。二十九年。立爲皇太子。三十二年四
月。天國排開廣庭天皇崩。

淳中倉太珠敷天皇。此御名法王帝說に。奴那久良布刀多麻斯支天皇に作り。法隆寺曼陀羅銘文に。蘇
奈久羅乃布等多麻斯支乃彌己等と。乃の助字を加たり。御名義は既に云り○石姬皇后の下に。石姬皇
后云々十四字の分注あるは。此あたり前後の御卷の例にたかへれば。後人の攙入なるへし○文史を。
フムヒトと訓るは誤なり。通證に。文書史籍也。非史氏之謂とある意にて。漢土聖賢の史籍を愛好み

敏達天皇
紀

玉ふよしなり。漢書東方朔傳に。年十二學。三冬文史足用とあり。○二十九年立爲皇太子。欽明紀には。十五年立爲皇太子とあり。紹運錄にも。こゝと異なり。

元年壬辰

元年夏四月壬申朔甲戌。皇太子即天皇位。尊皇后曰皇太后。是月。宮于百濟大井。以物部弓削守屋大連爲大連。如故。以蘇我馬子宿禰爲大臣。

甲戌は三日なり○即天皇位。大日本史即位下に云。皇年代畧記云。年三十五。按本書享年欽。故不書とあり○皇后の上。母字あるへし○宮于百濟大井。倭名抄河内國錦部郡百濟。河内志郷名。百濟今廢。村里大井とあり。皇極紀に。翹岐將其妻子。移於百濟大井家。乃遣人葬兒於石川とあり。石川も郡名なり。考云。按此帝の御宮に。大井宮と云名なし。遷都考等に見えず。然れば母皇后の宮なるへしと云れたるは信られず。○弓削守屋大連。舊事紀に。饒速日命十三世孫。尾與連公。目大連の子。荒山子。十四世孫大市御狩連公弟。物部守屋大連公。亦曰弓削大連。此連公。池邊雙槻宮御宇天皇御世爲大連。奉齋神宮とあり。公卿補任にも尾與之子也とあり。通證云。式河内國若江郡弓削神社二座。今一座在東弓削村。一座在志紀郡西弓削村。倭名抄若江郡弓削。由とあり○如故。こゝにかくあれとも。前紀に載せず。公卿補任には。初任未詳とあり。舊事紀に據れば。爲大連は。用明御世の如し。されどそれは。奉齋神宮に保たる文にもあるへし。さてこゝに大伴金村大連の見えされは。既に欽明御世に。薨られしなるへし。一代要記に。欽明天皇二年

薨とありと記傳に云り○蘇我馬子宿禰は。稻目大臣の子なり○爲大臣。扶桑略記云。壬辰年即此年なり。四月三日甲戌。馬子任大臣。註年二十二歲。大臣稻目男とあり。舊事紀に此下に。物部大市御狩爲大連とあり。

五月壬寅朔。天皇問皇子與大臣曰。高麗使人今何在。大臣奉對曰。在於相樂館。天皇聞之。傷惻極甚。愀然而歎曰。悲哉此使人等。名既奏聞於先考天皇矣。乃遣群臣相樂館。檢錄所獻調物。令送京師。丙辰。天皇執高麗表疏。授於大臣。召聚諸史。令讀解之。是時諸史於三日內。皆不能讀。爰有船史祖王辰爾。能奉讀釋。由是天皇與大臣俱爲讚美。曰。勤乎辰爾。懿哉辰爾。汝若不愛於學。誰能讀解。宜從今始。近侍殿中。既而詔東西諸史曰。汝等所習之業。何故不就。汝等雖衆。不及辰爾。又高麗上表疏。書于烏羽。字隨羽黑。既無識者。辰爾乃蒸羽於飯氣。以帛印羽悉寫其字。朝庭悉異之。

皇子與大臣。春海云。皇子は彦人皇子。竹田皇子を指かと云り。さてこゝに大連のことを脱せるなるへし○愀然は。集韻に容色變也。荀子注に憂懼貌ともあるを。訓にミ心ノユキテと訓れたるはいかゞ。心の行くは。嬉む時の事なるをや。もしくはミ心ノウコキテの誤か○丙辰は十五日○不能讀は。烏羽に書る故にはあらて。漢文を故に讀釋難く。書まきらはしたるなるへし○勤乎。イソシキカナを。一にイサヲシキカナとあるにて。此語も功を稱て云ことなる事。知られたり。此は他より。其人の功を賞する辭ならず。後世は多く誤り用ひたり。○近侍殿中。歸化人などを近侍せしめ玉ふことは。此までなかりしを。從今始とあれば。この辰爾を始なりけらし○東西諸史。神祇令に。東西文部。義解謂。東漢文直。西漢文首。又學令に。大學生取五位以上子孫。及東西史部子爲之。義解謂。居在皇城左右。故曰東西也。前代以來奕世繼業。或爲史官。或爲博士。因以賜姓。總謂之史也とあり。皇城左右とは。左は大和國に在る史を云。右は河内國に在るを云故に。これをヤマトカフチと云るなり。この事既にも云おけり。さて東は阿知使主か後。西は王仁か後なることも既に云り○又高麗云々。漢文の讀解かたく書たるか故に。又云々と云るなり。かくまで表疏の法にたかへる事をしたるも。みな皇國の智識の度を。同奉らむとの態なること。彼鐵橋鐵的を奉りしに同じきしれわさなり。後に出來たる。かの蟻通明神の七曲玉の古事なども。かゝる事より世に云ならはしけん。これを以て思ふにも。高麗國の既くより。文物智識の開けたりしはとは知らるゝなり○烏羽は。吳語に。右軍皆玄裳玄旗黑甲。烏羽の繪。望之如

黒とあり。字典に繪狀矢也。玉箭結繳於矢也とも。又韻會通作繪。三輔黃圖。吹飛具繪。樂以射。鳧鴈。註箭有繪曰繪繳。即繪也ともあれば。和訓栞。いぐるみ繪繳をいふ。射くるめるなり。或はいぐるま。繪はたゝの羽にはあらて。繪を矢に具したるなり。右を以て考るに。こゝに烏羽とあるは。烏羽を以て織たる繪にて。布帛の至て黒く。其文のわかたきを云なるへし。表疏を烏羽に書へき由もなく。また書りとも。さるものを以て奉れりとも。朝廷にて納玉ふへきよしもなきを思へし。されは其織たる質にて。烏羽と書たるなるへきを。まことの烏羽と思ひたる説は。みな非事なるへし。さて前紀に引る。延曆九年七月。百濟王仁眞。津連眞道等か上表の續に。遣于他田朝御宇敏達天皇御宇。高麗國遣使。上烏羽之表。群臣諸司莫之能讀。而辰爾進取其表。能讀巧寫。詳奏表文。天皇嘉其篤學。深加賞歎。詔曰。勤乎懿哉。汝若不愛學。誰能解讀。宜從今始近侍殿中。既而又詔東西諸史。曰。汝雖衆不。及辰爾。斯並國史家牒詳載其事。伏惟皇朝則天布化云々。眞道等先祖委質聖朝。年代深遠。家傳文雅之業。族掌西庠之職。眞道等生逢昌運。預沐天恩。伏望改換連姓。蒙賜朝臣。於是勅因居賜菅野朝臣とあり。さて上にも云る。船氏王後首墓誌に云。此墓誌は。河内國安宿郡松岡山に在り。往年邱陵崩れて銅牌出。即船氏王後之墓なり。銅牌長九寸七分。闊二寸二分。厚五厘許。重五十五錢。面首飾文今傳へて。古市郡古市村西琳寺に藏せり。さて此墓誌を考證したるもの一冊あり。京人藤貞幹なり。また寺井次吉郎記一冊あり。其地圖及古墳をも詳かに記したり。惟船氏故王後首者。是船氏中祖。王智仁首兒。那沛故首之子也。生下於乎波隨宮。治天下天皇之世。奉仕於等由羅宮。治天下天皇之朝。於阿須迦宮。治天下之朝。天皇照見其才異。仕有功德。勅賜官位大仁。品

爲大二三殞亡於阿須迦天皇之末。歲次辛丑十二月三日庚寅。故戊辰年十二月。殞葬於松岡山上。共二婦安理故能刀自同墓。其大兄刀羅古首之墓。並作墓也。即爲安保萬代之靈基。牢固永劫之寶地上也。とあり。右の文に王智仁とあるは。即王辰爾なり。姓氏錄にも。智仁君に作れり。但し此紀には。姓を史とあるを。墓誌にみな首とあり。後に首の姓となりしものなるへし。さて此紀には漏たれど。王辰爾の子を。那沛故首といひ。其子を王後首といふ。乎娑陁朝達及ひ等由羅古阿須迦明舒二朝に仕へて。大仁の位を賜はれり。この王後首を。推古紀十六年の下なる。王平の事なりとして。平は平の誤なりと考證に云れしはたかへり。さる本ある事なし。別人と見てあらむに妨なし。さてまた王智仁を中祖と云るは。大祖辰孫王に對して云る稱なりと。考證に云り。安理故能刀自は。智仁の妻名。大兄刀羅古首は。古昔王子を稱して大兄と云。韓人亦然り。大兄刀羅古は。辰孫王子太阿郎王なり。刀羅古太阿郎と俗音近し。並作とは。太阿郎王墓は中方にあり。王後墓は寅にあり。故に並作墓と云なりと。これも考證に云り。右の考證に據て。栗田寛か云。寛按に。日本後紀卷八云。延暦十八年三月丁巳。正四位下行左大辨兼右衛士督。皇太子學士。伊勢守菅野朝臣眞道等言。已等先祖。葛井。船。津三氏墓地。在河内國丹比郡野中寺以南。名曰。香山。子孫相守。累世不侵。而今樵夫成市。採伐家樹。先祖幽魂。永失所歸。伏請依舊令禁許之。とある此文を。貞幹か引出ざるは。後紀の未世に顯はれざりし時なる故なり。國圖を閉るに。今丹南郡藤井寺あり。藤井寺の南に野中村あり。此に據は。此寺を野中寺と云けん。細細圖を以て考へなは。松岡山などに依て。知らるべき事なるへし。河内志云。野中寺在丹南郡野上村。圖を按に。野上村は野中の西南にあり。藤井寺は其西北に在。など云れたり。なほこゝに貞幹か附考。京人寺井次吉郎か記をも出すへけれと。あまりなかなかしければ引かす。本書に據て地圖并に古墳のありさまをも見るへし。いと委しき考なり。この古墳の今世に知られたるにても。王辰爾か當時の功を思ふへし。○字をナとある例は。允恭紀に欲知姓字。顯宗紀改字など多かり。世

にかなと云るは。假字の略。此假名に對て本字に書たるを眞字と云。

六月。高麗大使謂副使等曰。磯城島天皇時。汝等違吾所議。被欺於他。妄分國調。輒與微者。豈非汝等過歟。其若我國王聞。必誅汝等。副使等自相謂之曰。若吾等至國時。大使顯導吾過。是不祥事也。思欲偷殺而斷其口。是夕謀泄。大使知之。裝束衣帶。獨自潛行。立館中庭。不知所計。時有賊一人。以杖出來。打大使頭而退。次有賊一人。直向大使。打頭與手而退。大使尙嘿然立地。而拭面血。更有賊一人。執刀急來。刺大使腹而退。是時大使恐伏地拜。後有賊一人。既殺而去。明日領客東漢坂上直子麻呂等。推問其由。副使等乃作矯詐曰。天皇賜妻於大使。大使違勅不受。無禮茲甚。是以臣等爲天皇殺焉。有司以禮收葬。秋七月。高麗使人罷歸。是年也太歲壬辰。

大使を。オホツカヒと訓るは妨なし。オホキミとあるは。オホミの誤なるへし。オミをオホミとも云

り。この事既に云り○輒興微者。この事前紀三十一年に見えたり○賊は。高麗より從來し人等を云○領客。延喜治部式に。凡蕃客入朝者。差領客使二人。註掌在路雜事○以禮收葬は。大使の格式にて葬たるなり○是年也。本に也字なし。今考本に據て補○太歲壬辰。年代紀を考るに。是年陳孝宣帝大建四年に當れり。

二年癸巳

二年夏五月丙寅朔戊辰。高麗使人泊于越海之岸。破船溺死者衆。朝廷猜頻迷路。不饗放還。仍勅吉備海部直難波。送高麗使。秋七月乙丑朔。於越海岸。難波與高麗使等相議。以送使難波船人大鳥首磐日狹。丘首間狹。令乘高麗使船。以高麗二人。令乘送使船。如此互乘。以備奸志。俱時發船至數里許。送使難波乃恐畏波浪。執高麗二人。擲入於海。八月甲午朔丁未。送使難波還來。復命曰。海裏鯨魚大集。遮嚙船與檣。難波等恐魚吞船。不得入海。天皇聞之。識其謾語。駈使於官。不放還國。

戊辰。二日○吉備海部直。雄略紀七年に云り○相議。本に議を識に誤れり。今中臣本考本等に據て改○大鳥首磐日狹。大鳥首は姓氏。磐日狹は名なり。諸注は。さて大鳥首系詳ならず。和名抄周防國大島郡あり。また備中國淺口郡郷名に。大鳥見えたれば。其等によれる姓なるへし○丘首間狹。丘首は姓氏。間狹は名なり。但し丘首も詳ならず。姓氏錄右京諸蕃に。岡連市往公同祖云々。市往公。百濟國明王之後也とあり。丘首。岡連。同種にやあらむ。考ふへし○備奸志とは。高麗の使を。海へ投棄むとの奸志の設に。豫め備へしなり○丁未。十四日なり○大集。本に集を有に作る。今活字本に據て改○駈使於官。没して官奴と爲るなり。令に大藏宮内省等。及諸司に。駈使丁の目あり。

三年甲午

三年夏五月庚申朔甲子。高麗使人泊于越海之岸。秋七月己未朔戊寅。高麗使人入京奏曰。臣等去年相逐。送使罷歸於國。臣等先至。臣蕃。臣蕃即准使人之禮。禮饗大鳥首磐日狹等。高麗國王。別以厚禮。禮之。既而送使之船至今未到。故更謹遣使人并磐日狹等。請聞送使不來之意。天皇聞。即數難波罪曰。欺誑朝廷。一也。溺殺隣使。二也。以茲大罪。不合放還。以斷其罪。冬十月戊子朔丙申。遣蘇我馬子大臣於吉備。

國ニ増マ益シ白猪屯倉與ニ田部ト。即以テ田部名籍ヲ授ク于白猪史膽津。戊戌。詔シ船史王辰爾弟牛賜姓爲津史。十一月。新羅遣使進調。

甲子。五日なり。○戊寅。二十日なり。○磐日狹等。本に狹字脱したり。今京極本及信友校本に引る古本に據て補へり。次も同じ。○送使不來。本に送を臣に誤れり。今考本に據て改。通證にも。臣當レ作レ送とあり。然るに集解に。臣使とあるに據て。按臣使前年所來とあるは非なり。○丙申。九日なり。○田部。この事前紀三十年に出。○膽津。本に膽を膽に誤れり。今訂す。○戊戌。十一日なり。○王辰爾。本に王を壬に誤れり。今訂す。○弟牛。桓武紀に牛を麻呂とあり。姓氏錄右京諸蕃。中科宿禰。菅野朝臣同祖。鹽君孫字志之後也とあり。また右京。津宿禰。菅野朝臣同祖。鹽君男番侶君之後也とあり。鹽君は午定君なること上に云り。さて牛は字志と同じ。別人にあらず。こゝには辰爾弟とあるを。姓氏錄には鹽君孫とあるは異なり。貞幹云。牛は牟の誤にて。番侶。二音牟と近じと云り。さてはこゝなるは番侶にて。字志とは別人と見たるにか。いかゞあらん。諸本に牛を牟と作りしかなければ。此説信かたし。なほよく考へし。○津史。續紀によるに。午定名の季子麻呂を。津氏の祖とあり。上に引り。姓氏錄の文津宿禰とも已に引り。さて津史氏は。孝謙帝時。外從五位下津史秋主等三十餘人言。船津。萬井三氏一宗。今二氏既賜連姓。臣等未レ霑恩澤。乃改賜連。桓武帝時。對馬守津連吉道等。賜宿禰。同姓少外記巨都雄等。因居地。賜姓中科宿禰とあり。姓氏錄中科宿禰。菅野朝臣同祖。鹽君孫字志之後也とあり。類史に中科朝

臣もあり。同族なり。また津臣もあり。齊明紀に出。

四年乙未

四年春正月丙辰朔甲子。立息長眞手王女廣姫。爲皇后。是生一男二女。其一曰押坂彥人大兄皇子。其二曰逆登皇女。其三曰菟道磯津貝皇女。

甲子。九日。○息長眞手王。繼體紀に既に出。○廣姫。記に比呂比賣命とあり。記傳云。稱名なるへしとあり。下文四年に菟とあり。○押坂彥人大兄皇子。記に忍坂日子人太子とあり。記傳云。太子は美古能美許登と訓へきこと上に云るか如し。忍坂は居坐る地なるへし。此地上に出。日子人は稱名にて。景行天皇の御子にも。日子人大兄王と申す坐り。此御名も。書紀には彦人大兄皇子とあり。御名義彼處に云り。孝德卷に。皇祖大兄謂彦人大兄也とあり。彼天皇の大御祖。父に坐なり。さて此王太子に立坐りし事は。書紀に見えされとも。用明卷にも太子彥人皇子とあり。舒明天皇の大御父王に坐ませは。彼御世にや追尊て。太子とは申奉給ひけむ。諸陵式に。成相墓。押坂彥人大兄皇子。在大和國廣瀨郡。兆域東西十五町。南北二十町。守戸五烟。兆域の廣きはいかなる故にか。地形によれることとや。大和志に。姓氏錄未定に。御原真人。淳中倉太珠敷天皇々子。彥人大兄王在平尾村。稱王子家。隣正相村。墓畔小塚六。之後也とあり。○更名麻呂古皇子。記も同じ。秘閣本皇子の下也字あり。○逆登皇女。記に坂騰王とあり。記傳云。東大寺なる古文書の中に。大和國添上郡酒登莊と云見えたり。此地名なるへし。○菟道磯

津貝皇女。記に宇遲王とあり。記傳云。御乳母の姓なるへし。姓氏錄に宇治宿禰又宇遲部あり。下文七年三月。以菟道皇女侍伊勢祠。即奸池邊皇子。事顯而解とあり。さて此御名。五年の下にも。豊御食炊屋姫尊の生坐る皇女に。其一日菟道貝蛸皇女。更名菟道磯津貝皇女。是嫁於東宮聖德とあり。記にも同じく。娶妹豊御食炊屋比賣命。生御子靜貝王。亦名貝蛸王とあるに附て。記傳云。此磯津貝と申す御名は。傳の紛れの誤なるへし。その故は五年下に。菟道貝蛸皇女。亦名菟道磯津貝皇女とあるを。御兄弟の中に。かく全く同じ御名はあるへくもあらざればなり。右は此記も同じ。されは誤に非ず。此の御名も。此記に宇遲王と見え。書紀にも七年の處には。たゞ菟道皇女とあれば。磯津貝は彼と紛れて誤れるなり。共に菟道と申せるからなりと云り。さる事なるへし。

是月。立一夫人。春日臣仲君女。曰老女子夫人。更名藥君娘也生三男一女。其一日難波皇子。其二曰春日皇子。其三曰桑田皇女。其四曰大派皇子。次采女。伊勢大鹿首小熊女。曰菟名子夫人。生太姫皇女。更名櫻井皇女與糠手姫皇女。更名田村皇女

春日臣仲君。春日臣は。紀に天押帶日子命者。春日臣小野臣之祖とあり。雄略紀春日小野臣の下に云

ること。考合すへし。記には春日中若子とあり。記傳云。此春日は地名と聞えたるに。書紀には春日臣とあれば。なほ姓か。中若子は書紀に仲君とあれば。若字は君を誤れるか。なほ何れにても穩にも聞えぬ名なりと云り。○老女子夫人。本に子を君と作り。今秘閣本中臣本兼永本文明本。類史帝王系圖等に據て改む。記にも老女子郎女とあり。記傳云。老女は意美那と訓へきこと。既に云るか如し。續紀十三に。紀朝臣意美那。家原音那。など云人名も見ゆ。書紀に此の名を。老女君夫人とある君字。類史には子とあれば。君字は子を誤れるなるへし。此に因て見れば父名の君字も。子を誤れるにもあるへし。仲子と云名例あり。又更名の藥君の君も子の誤か。又記には郎女とあるを。夫人と書れたるは。例の漢文さまなりと云り。○藥君娘也。君の訓とあれば。右の記傳の説。まことにさもあるへし。さて也は衍なるへし。集解に子に改めたるは。さかしらなり。○難波皇子。記に難波王とあり。記傳云。御乳母の姓なり。姓氏錄に。難波忌寸難波難波連などあり。此王崇峻紀にも見ゆ。さて姓氏錄に。路真人。守山真人。甘南備真人。飛多真人。英多真人。大宅真人。成相真人など。此王の後と見えたり。又橘朝臣も此王の後なり。姓氏錄に。橘朝臣。甘南備真人同祖。敏達天皇皇子難波皇子男。贈從二位聖德太子。治部卿從四位下美努王。美努王娶。從四位下縣大養宿禰東人女。正一位縣大養宿禰三千代太夫人。生左大臣諸兄。中宮大夫佐爲宿禰。贈從二位牟婁女王。云々。和銅元年十一月己卯大嘗會。二十日癸未曲宴。賜橘宿禰姓於太夫人。天平八年十二月丙子詔。參議從三位行左大辨葛城王賜橘宿禰諸兄。とあり。續紀十二。天平八年十一月丙戌云々。壬辰云々。考へし。十八に右大臣正一位橘宿禰諸兄。朝臣姓とあり。又萬葉六の三十二葉考へし。とあり。○春日皇子。記には桑田王。次春日王とあり。記傳云。春日王地名なるへし。此二柱の次第。書紀と異なり。此王崇峻紀に出。さて姓氏錄に。香山真人。出自諡敏達皇子春日王也。春日真人。敏達天皇々子。春日王之後也。高

額真人。春日真人同祖。春日王後也。とあり ○大派皇子。記に大俣王。又云。御乳母の姓か。地名か。詳ならず。なほよく考へし。玉穗宮段に同名見え。下にも同名の人女王ありあり。舒明紀に八年秋七月大派王云々。皇極紀にも見ゆ。姓氏錄に茨田真人。敏達天皇孫。大俣王之後也孫とは誤なるへしとあり ○桑田皇女。姓に桑田真人あり ○伊勢大鹿首。記傳云。神名帳に伊勢國河曲郡大鹿三宅神社あり。此地より出たる姓なり。續紀十七詔に伊勢大鹿首云々。又二十三。三十四に。大鹿皇子虫と。姓氏錄に未定大鹿首。津速魂命三世孫。天兒屋根之後也。大神宮雜事記に。治曆三年の處に。河曲神戶預。大鹿武則云々。東鑑に。伊勢國に大鹿俊光。大鹿兼重。大鹿國忠など云人見えたり。なほ類聚符宣鈔に。一條帝時。文殿使部大鹿善忠友忠あり。小右記に。後一條帝時。大鹿致俊あり。除目大成鈔に。白河帝時。伊勢大掾大賀宿禰國親。同姓權少掾則俊あり。同族なり ○小熊。名義未考へす。記には大鹿首之女小熊子郎女とありて。父名なし ○菟名子夫人。記には此名なし。記傳云。久麻と宇那と唱への似たるから。何方にまれ紛れたるなるへしとあり。夫人字は。例の漢文さまに造りて書れたるなるへし。 ○太姫皇女。記に布斗比賣命とあり。記傳云。布斗稱名なり。命とあるめつらしとあり ○櫻井皇女。地名か。御乳母の姓か。欽明皇子にも同名あり。但男王なり ○糠手姫皇女。記には寶王。亦名糠代比賣王とあり。寶王は。紀に同御名ありて。既に云り。記傳云。奴加と云こと。男女の名に多くあるは。如何なる義にかあらむ。未思得す。糠は借字なりとあり ○田村皇女。此皇女記には御子の序次の處に見えずして。下に日子人太子の妃の處に。庶妹田村王。亦名糠代比賣命と出せり。記傳云。田村は地名なるへし。其故は此生坐る御名も。田村皇子舒明天皇と書紀にあれば。御母の居坐る地に。其

御子も居坐るものとおなじければなり。さて其は姓氏錄吉田に。奈良京田村里續紀十八に。藤原朝臣仲麻呂三十七に田村後宮などあるも此地なり。大和志云。田村第。在添上郡田中村。見東南院要錄。とある地なるへし。諸陵式に。押坂墓。田村皇女。在三大和國城上郡。舒明天皇陵内。無守戸。書紀皇極卷に。二年九月吉備島皇祖母命薨とあるを。此田村皇女なりと云説あり。祖母の字に就て誤れるなり。祖母は親母の義にて。皇極天皇の大御母なり。と云り。さて天智紀三年六月。島皇祖母命薨とある。即此皇女なり。釋記に引る帝王系圖に。しかみえたり。これを記傳に誤なりと云れたるは。却て誤なり。

二月丙戌朔壬辰。朔馬子宿禰大臣。還于京師。復命屯倉之事。三月乙卯朔乙丑。百濟遣使進調。多益恒歲。天皇以新羅未建。任那。詔皇子與大臣曰。莫懈於任那之事。夏四月乙酉朔庚寅。遣吉士金子。使於新羅。吉士木蓮子使於任那。吉士譯語彥使於百濟。六月。新羅遣使進調。多益常例。并進多々羅。須奈羅。和陀。發鬼。四邑之調。是歲。命卜者。占海部王家地。與絲井王家地。卜便襲吉。遂營宮於譯語田。是謂幸玉宮。冬十一月。皇后廣姬薨。ウセキ

丙戌朔壬辰。本に壬辰朔とあるは誤なり。今集解に據て改む。壬辰は七日なり ○三月乙卯朔乙丑。本